

吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針

吹田市

平成30年（2018年）3月

目 次

第1章 吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針の概要

1 趣旨	1
2 基本的な考え方	1
(1) 子供の貧困対策の目的	1
(2) 子供の貧困対策と対象	1
(3) 子ども・子育て支援事業計画への織り込み	2
(4) 子供の貧困対策の推進にあたって	2

第2章 「吹田市子どもの生活に関する実態調査報告書」の結果から

1 調査の概要	3
2 困窮度について	4
3 調査結果による本市の総括的現状	4
4 調査結果による本市の側面別現状	10
(1) 雇用・経済面	10
(2) 学習環境面	20
(3) 生活・健康面	36
5 支援機関等への調査結果について	50

第3章 施策の展開（重点施策）

1 施策体系	52
2 重点施策と基本支援	53
重点施策Ⅰ 教育の支援	53
基本支援1 子供の学習環境に対する支援	
重点施策Ⅱ 生活の支援	54
基本支援2 子供の居場所に対する支援	
基本支援3 生活・健康への支援	
基本支援4 安心して子育てができる環境への支援	
重点施策Ⅲ 保護者に対する就労の支援	56
基本支援5 保護者に対する就労支援	
重点施策Ⅳ 経済的支援	57
基本支援6 経済的支援	
基本支援7 ひとり親世帯への支援	
3 吹田市子供の夢・未来応援施策に関する事業	58
4 切れ目のない支援の状況	64
5 子供の貧困に関する指標	66

第1章 吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針の概要

1 趣旨

平成25年（2013年）の国民生活基礎調査の結果によると日本の子供の相対的貧困率*は、16.3%で、約6人に1人が相対的貧困の状態にあり、先進国の中でも厳しい状況にあります。平成27年（2015年）の同調査では、13.9%とやや改善しましたが、同年の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率は全世帯より低く、中退率は全世帯の3倍と非常に高くなっています。

平成26年（2014年）1月には、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）」が施行され、同年8月には法に基づき、子供の貧困対策の総合的推進を目的に、「子供の貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」という。）」が閣議決定されました。また、大阪府におきましても、「大阪府子ども総合計画」（平成27年3月策定）の中で貧困対策について計画を定め、必要な施策を講ずることとしています。

こうした国、府の動向を踏まえ、本市においても、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策を推進していかなければなりません。

本市では、平成28年度（2016年度）に大阪府及び大阪府内各自治体と共同で「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。その調査結果からは、経済的な要因だけでなく、親の養育力のなさや地域など家族以外の大人とのつながりの欠如等、複合的な要因から貧困の状況にある子供と保護者の実情が明らかになりました。

広範囲にわたる問題に効果的に支援を行っていくには、子供に関する施策・事業を行う関係部局が課題を共有し、相互の役割を補完しながら有機的に連携し取り組んでいくことが重要です。

子供の貧困対策に関する本市の基本的な考え方をまとめ、「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針」として掲げ、すべての部局が共通認識・目的を持って、子供の貧困対策に資する施策・事業を総合的に推進していきます。

また、次期吹田市子ども・子育て支援事業計画の策定において、子供の貧困対策にも対応する計画として進めていくこととします。

2 基本的な考え方

（1）子供の貧困対策の目的

必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう取り組むことで、すべての吹田の子供たちが夢と希望を持って成長していける地域社会の実現を目指します。

（2）子供の貧困対策と対象

子供の貧困対策は、経済的困窮者への対応だけでなく、子供の健全な育成に必要とされる人的資源や社会的資源の不足による非経済的困窮者への対応も含め、様々な角度から施策・事業を検討していく必要があります。

また、その施策・事業の対象については、柔軟に幅広く捉えねばなりません。

(3) 子ども・子育て支援事業計画への織り込み

既存の教育・生活・就労・経済に係る施策・事業について、「子供の貧困対策に資する」という視点で見直し、関連するものを「子供の夢と未来を応援施策」（以下、「応援施策」という。）と位置付け、国の大綱に沿って体系的に整理し、子供の貧困対策として総合的に推進していきます。さらに、社会情勢の変化等を踏まえ、応援施策の実効性がより高まるよう必要に応じ拡充・見直し等を行っていきます。

また、次期吹田市子ども・子育て支援事業計画（平成32年度（2020年度）から5年間）を子供の貧困対策にも対応する計画として策定し、同計画にある他の事業とともに応援施策についても計画的に推進していきます。

(4) 子供の貧困対策の推進にあたって

子供の貧困対策の推進には、関連する施策・事業の担当だけでなく、すべての職員が「子供の貧困」を理解するとともに、日頃からそれを意識しながら業務に従事することが必要です。

子供の夢・未来応援施策基本方針は、今後、全庁が共通認識を持って、子供の貧困対策に一丸となって取り組んでいくため策定したものです。

経済的支援、人的支援、社会的支援、その他あらゆる子供の貧困対策に資する支援として実施する施策・事業の効果が最大限に発揮されるよう、すべての部局が連携・協力して取り組んでいきます。

* 相対的貧困率

相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

等価可処分所得は、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた収入で、預貯金や固定資産等は含まない）を世帯人員の平方根で割って調整した所得を指します。

また、貧困線は、等価可処分所得の中央値の半分の額です。

第2章 「吹田市子どもの生活に関する実態調査報告書」の結果から

1 調査の概要

(1) 調査目的

本市では、子供や子育てに関する支援策をさらに充実させ、効果的な取組を推進していくため、子供たちの「今」を把握する必要があると考え、大阪府と共同で小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象として、また、独自に5歳児保護者^{*1}を対象として、子どもの生活に関する実態調査を実施しました。

なお、大阪府との共同で調査を実施したのは、吹田市を含む13市町^{*2}です。

また、大阪府は13市町を除く30市町村の住民基本台帳から無作為抽出した8,000世帯を対象に平成28年7月に調査を実施しています。

※1 5歳児保護者を対象に調査を実施した市町

大阪市、吹田市、能勢町、交野市

※2 共同で調査を実施した13市町

大阪市、吹田市、豊中市、能勢町、門真市、八尾市、枚方市、交野市、柏原市、
富田林市、大阪狭山市、和泉市、泉佐野市

(2) 調査対象

市内の公立学校に在籍する小学5年生 3,324人とその保護者 3,324人

市内の公立学校に在籍する中学2年生 3,063人とその保護者 3,063人

市内の幼稚園・保育園・認定こども園に在籍する5歳児の保護者 3,027人

(3) 調査方法

小・中学生とその保護者分は各学校を通して配布し、回収は郵送にて市へ提出。

5歳児保護者分は幼稚園・保育園・認定こども園を通して配布し、回収は郵送又は園を通して市へ提出。

(4) 調査実施時期

平成28年9月1日～9月28日

(5) 回収等の状況

対 象	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
小学5年生	3,324	1,599	48.1
小学5年生の保護者	3,324	1,601	48.2
中学2年生	3,063	1,105	36.1
中学2年生の保護者	3,063	1,115	36.4
5歳児の保護者	3,027	2,071	68.4
計	15,801	7,491	47.4

2 困窮度について

本調査を分析するにあたり、調査対象世帯の保護者が回答した所得のみでは「世帯の困窮の状態」を測ることができないため、多面的に貧困を測る指標として等価可処分所得と、それを基に4つに区分した困窮度を用いました。

本市の等価可処分所得の中央値は332万円で、大阪府が調査した30市町村の274万円と比べて高くなっています。

また、本市の中央値の半分の額を下回る世帯（困窮度Ⅰ）の割合（＝貧困率）は、10.9%で、大阪府内全自治体※の14.9%より低くなっています。

※大阪府と共同で調査した13市町のデータと、大阪府が調査した30市町村のデータを統合したものを大阪府内全自治体のデータとします。

3 調査結果による本市の総括的現状

経済的理由で生じた生活上の困難についての質問項目は、現在の日本社会において、「通常であれば可能な生活」を基準に設定されており、「どれにも当てはまらない」という回答がその基準をクリアしている目安となります。

本調査の回答状況をみると、「経済的な理由による経験」では「1～21の項目には、どれにもあてはまらない」は小学5年生の保護者で4割弱、中学2年生の保護者で3割を占めています。

また、「子どもへの経済的な理由による経験」では、「1～14の項目には、どれにもあてはまらない」は、小学5年生の保護者で7割弱、中学2年生の保護者で6割を占めており、子供への投資を優先して家計の支出を行っていることが推察されます。

これらの調査結果から、大阪府内全自治体の調査結果と比較するといずれも上回っているため、この点だけ捉えると本市は、大阪府内全自治体より「困窮度が低い」というふうに見られます。

しかし、「食費をきりつめた」、「医療機関を受診できなかった」、「子どもを学習塾に通わせることができない」、「子どもに新しい服や靴を買えない」等の回答もあり、厳しい生活環境に置かれた子供たちの存在を認識しなければなりません。

つまり、本市の特徴は、「子供の貧困の実態がみえにくい状態」ということです。

貧困の状況にある子供たちに、どのような形でアプローチするのか、実践と研究を重ねる必要があります。

さらに、子供と保護者の心の状態については、大阪府内全自治体より下回っているものがあります。これは、経済的豊かさと心の豊かさは必ずしも一致しないということを意味します。

子供の貧困対策については、経済的困窮の改善だけでなく、非経済的な心の状態の改善についても取り組まなければならないということを理解しなければなりません。

※調査報告書の抜粋を四角で囲み、テーマ毎に見える実態について考察を記載します。

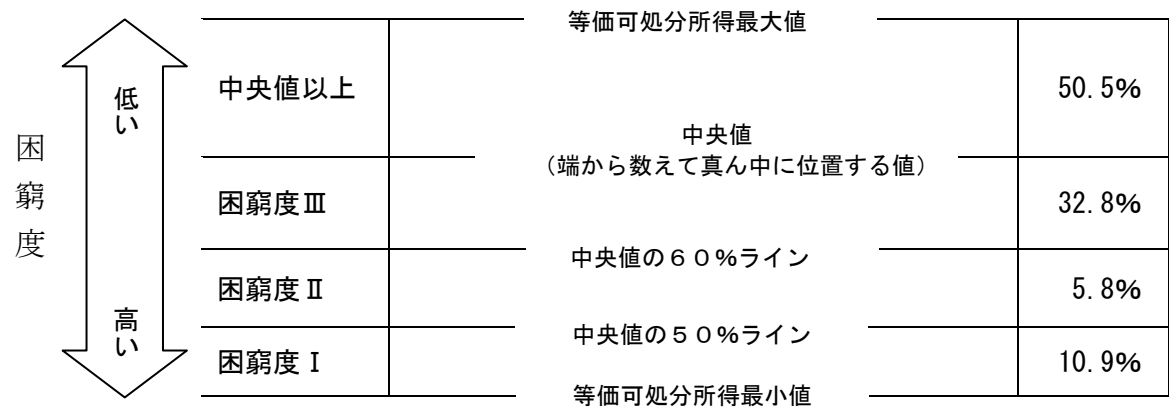
世帯収入額と世帯人数に基づく等価可処分所得

今回の調査において世帯所得をたずねているが、この回答のみで世帯の困窮の状態を測ることはできない。実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得」およびそれらを基に区分した「困窮度」を用いている。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく。EU、ユニセフ（ただし、常に60%基準採用ではない）は60%を採用している。

（以下、一部省略）

[本調査による本市の等価可処分所得による困窮度]



今回の調査による中央値は332万円、国の定める基準で行くと相対的貧困率は10.9%でした。また、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%です。

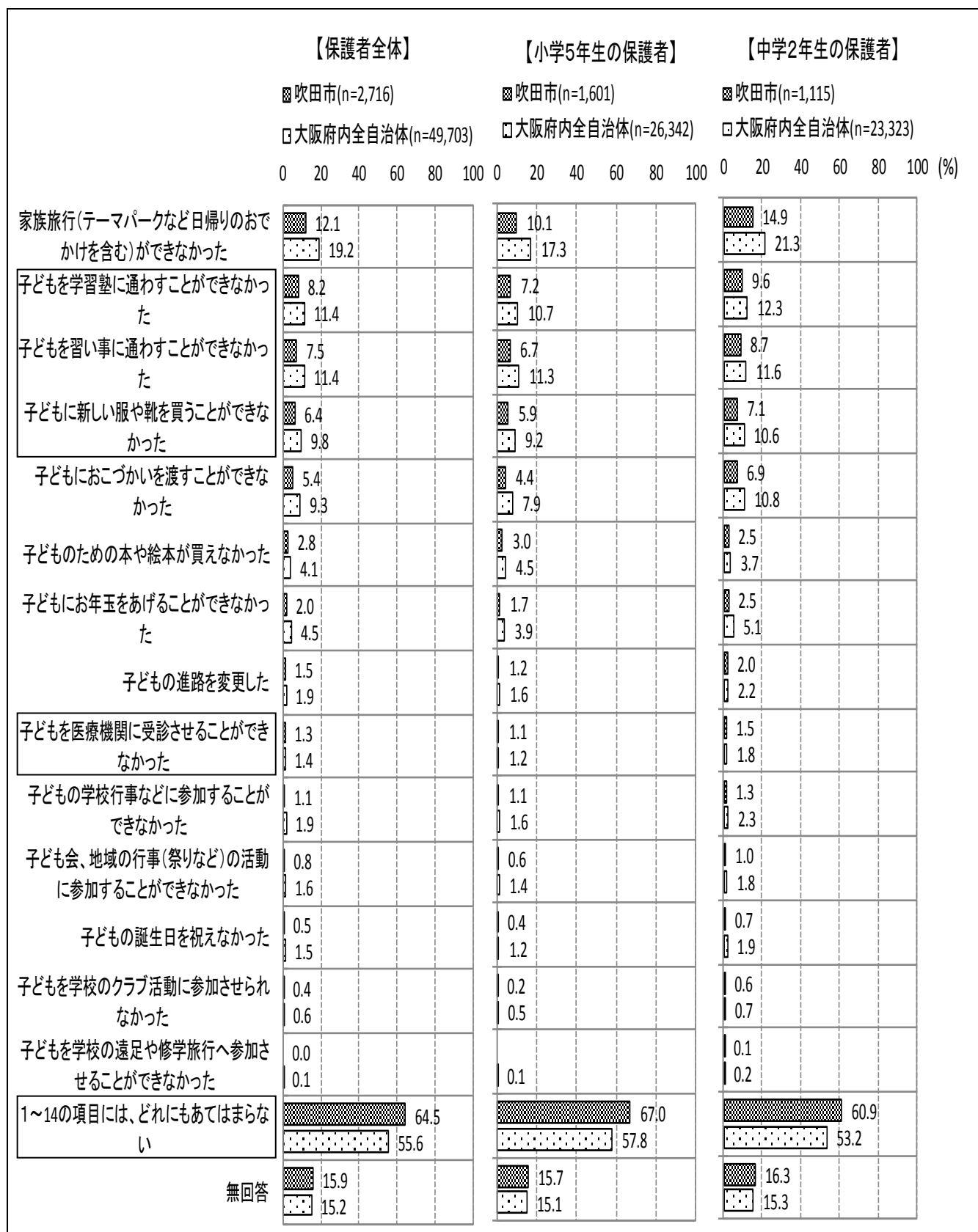
[本調査による困窮度別人数]

	人数(人)	%
中央値以上	1,174	50.5
困窮度Ⅲ	762	32.8
困窮度Ⅱ	134	5.8
困窮度Ⅰ	254	10.9
合 計	2,324	100.0

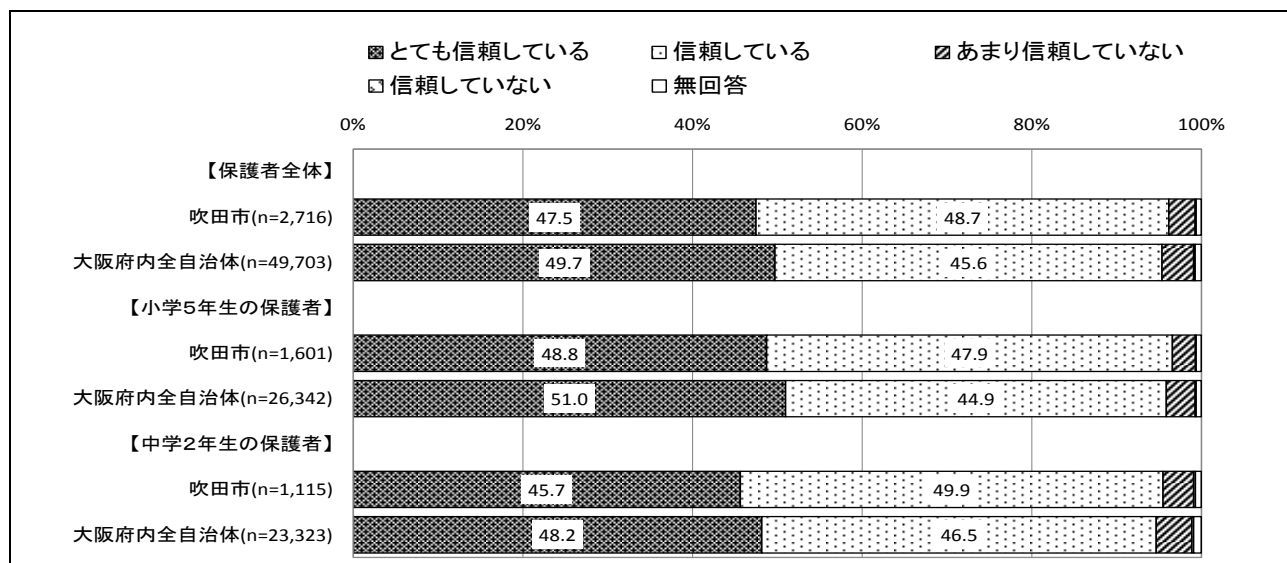
◇経済的な理由による経験（小中学生保護者回答）



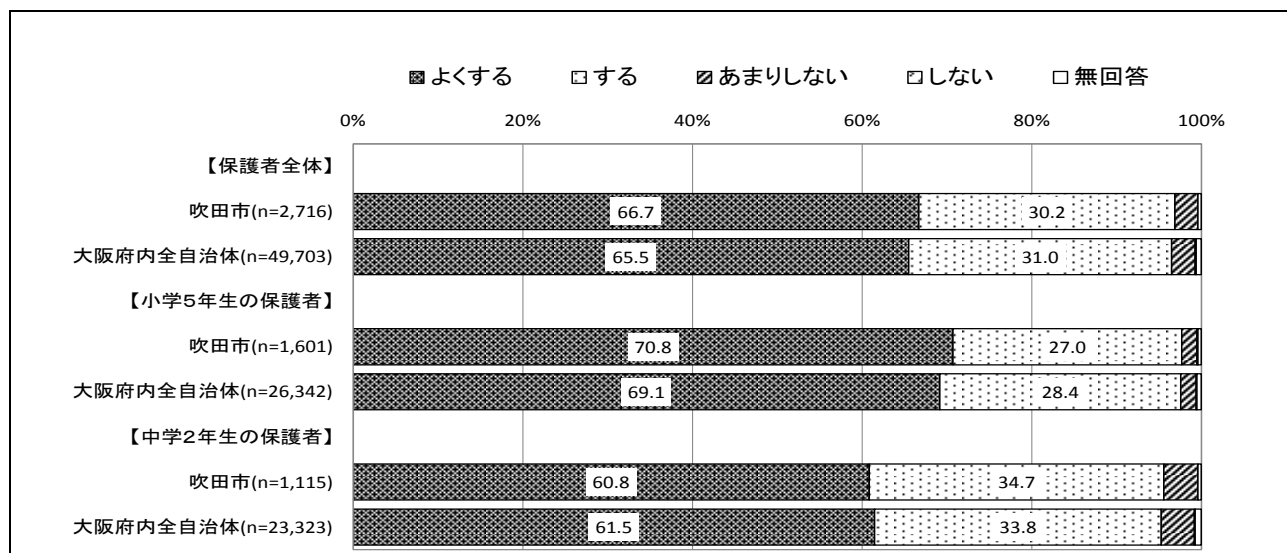
◇子どもへの経済的な理由による経験（小中学生保護者回答）



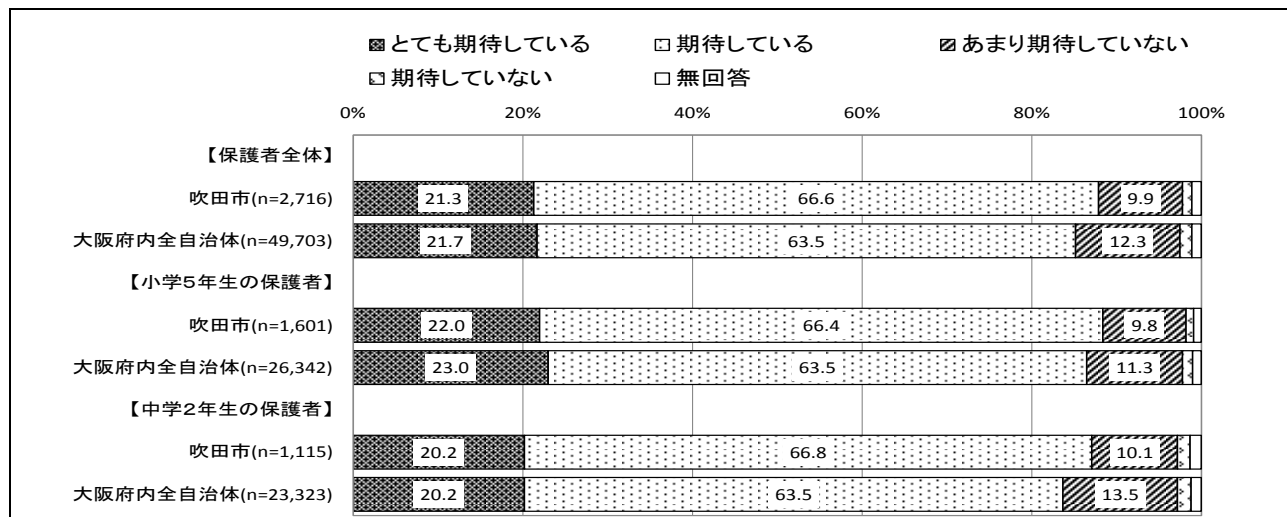
◇子どもへの信頼度（小中学生保護者回答）



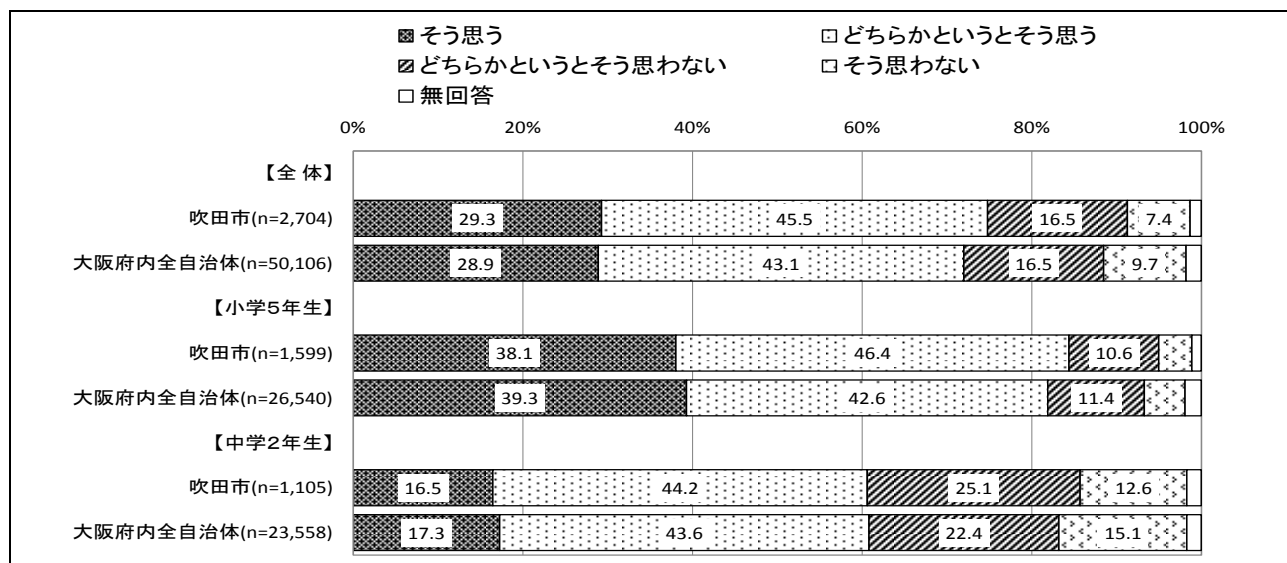
◇子どもと会話（小中学生保護者回答）



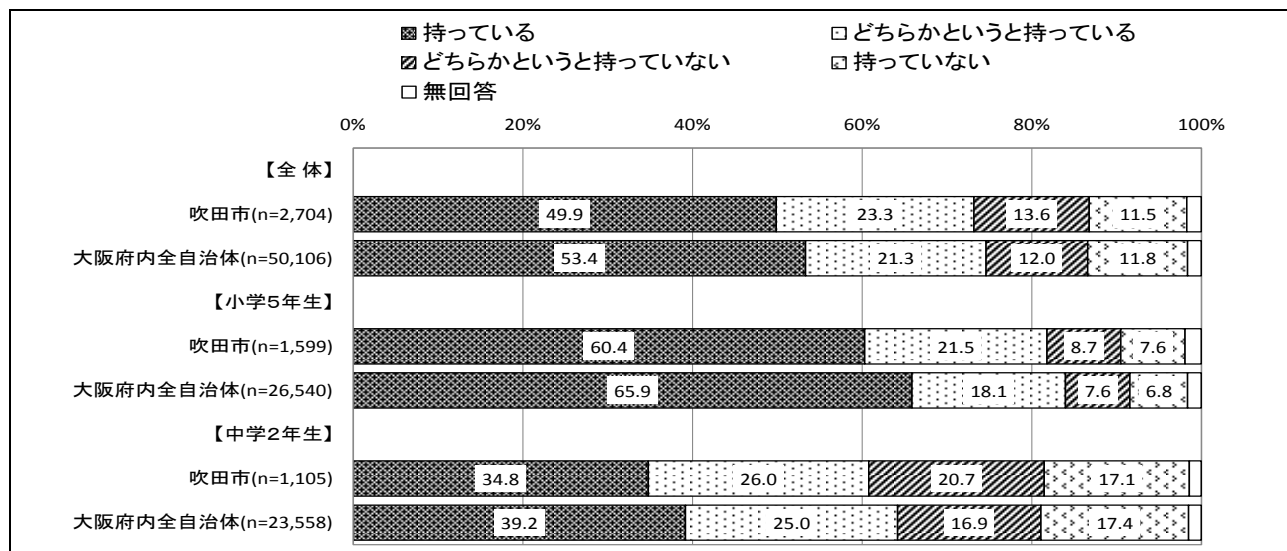
◇子どもへの将来の期待（小中学生保護者回答）



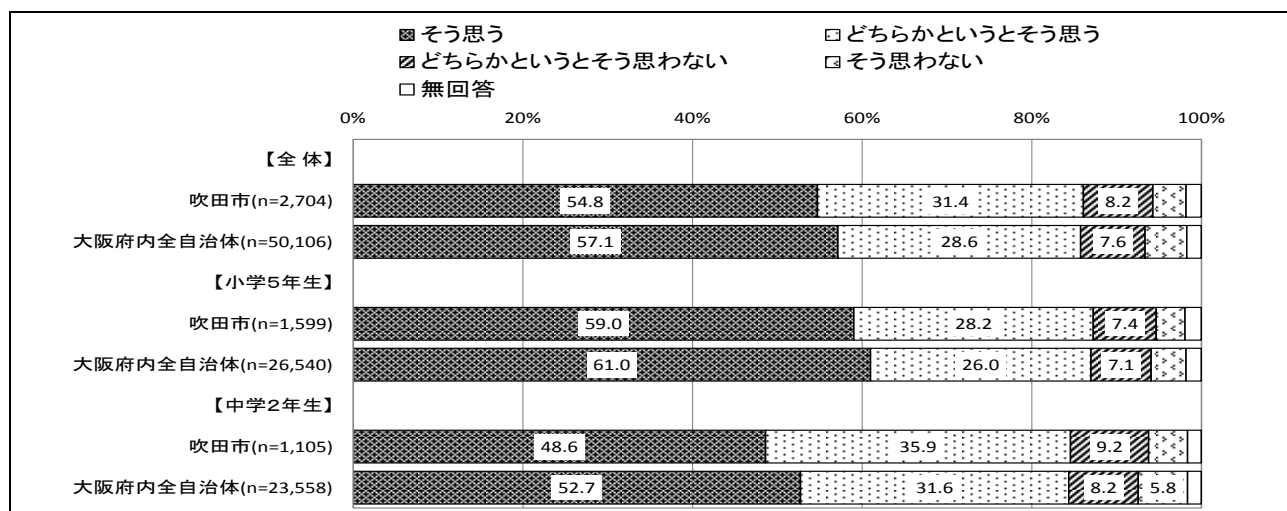
◇大人は信用できる（小中学生回答）



◇将来の夢や目標を持っている（小中学生回答）



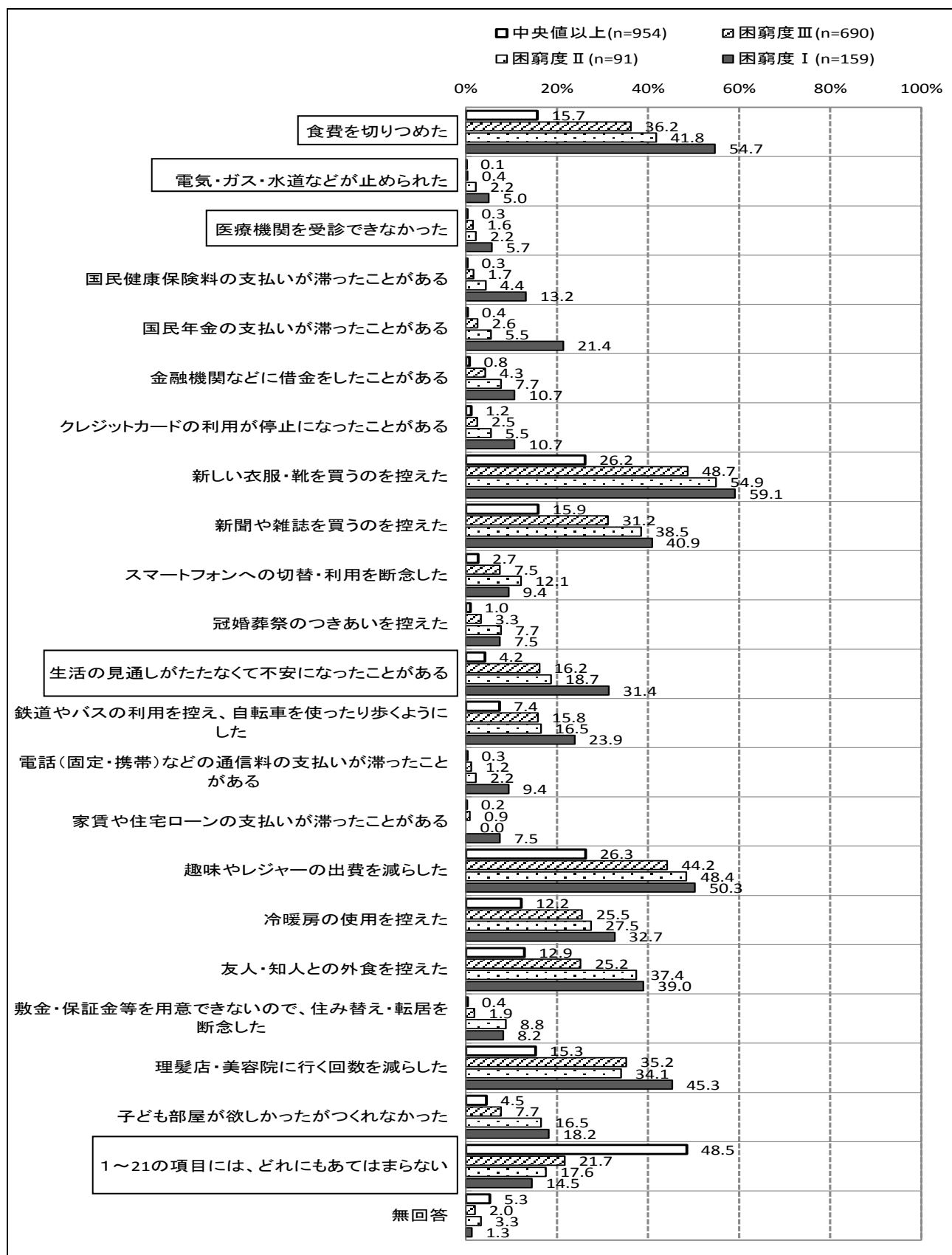
◇将来のためにも、今、頑張りたい（小中学生回答）



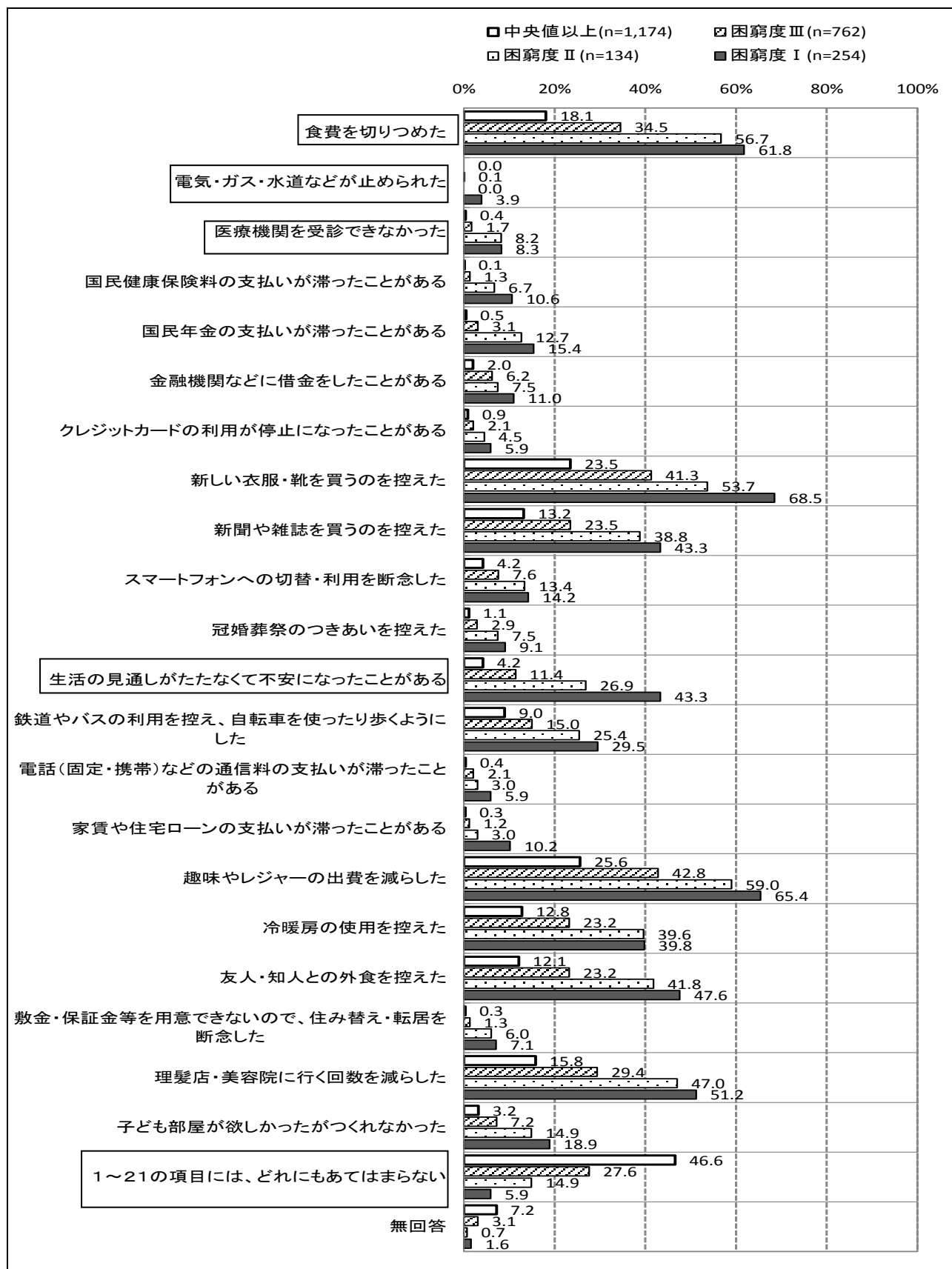
4 調査結果による本市の側面別現状

(1) 雇用・経済面

◇困窮度別に見た、経済的な理由による経験（５歳児保護者回答）



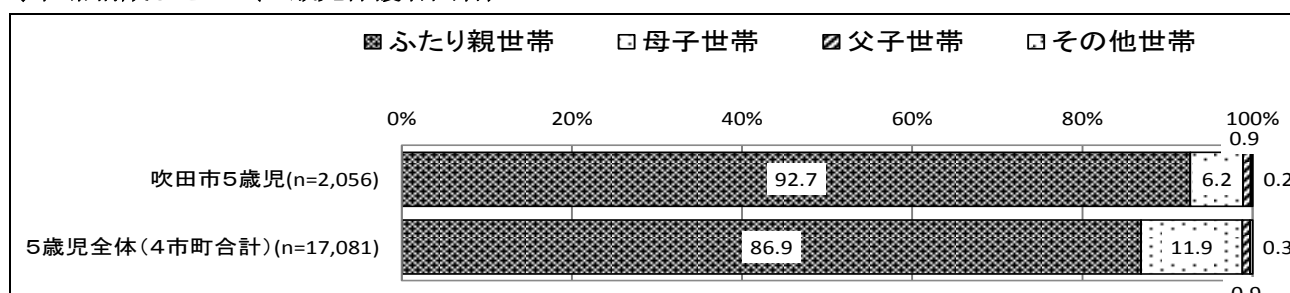
◇困窮度別に見た、経済的な理由による経験（小中学生保護者回答）



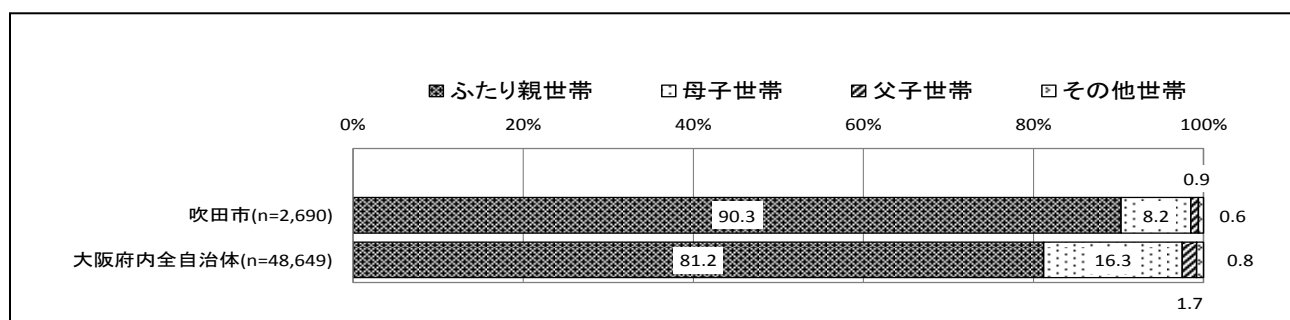
<経済状況についての考察>

- *何かを控えたりあきらめたりした経験について、「どれにもあてはまらない」という回答は、困窮度が高まるにつれ減少しており、生活を送る上で大きな格差の存在が認められます。
- *困窮度が高まるにつれ食費を切りつめる世帯が多く、子供の健全な成長に影響を与えています。
- *ライフラインの停止や医療機関に受診できない等、優先的に支援すべき厳しい世帯の存在が明らかになりました。
- *「生活の見通しがたたなくて不安になったことがある」という回答が、中央値以上の世帯に比べて、困窮度Ⅰの世帯では高い数値を示していることから、経済状況の悪化が親の心理的な面に深い影響を与えていることがわかります。

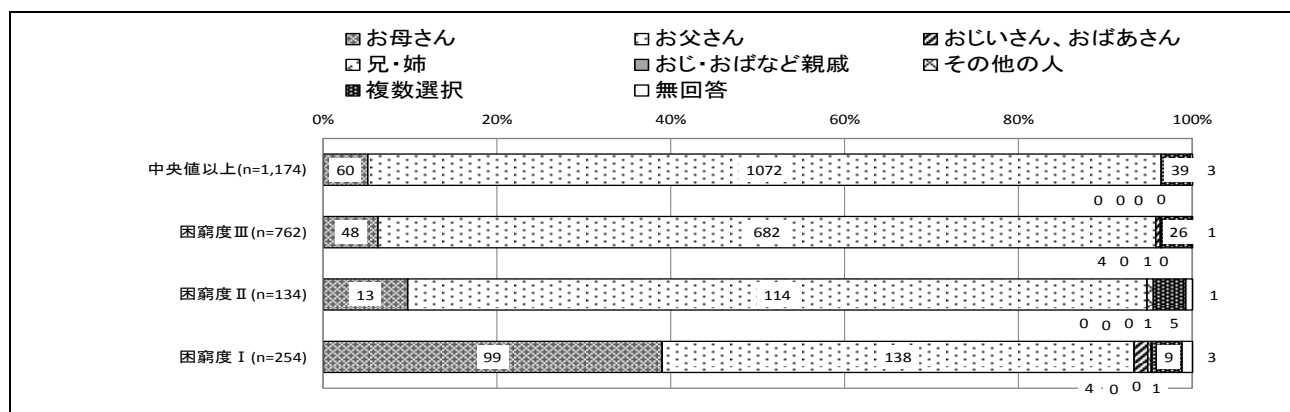
◇世帯構成まとめ（５歳児保護者回答）



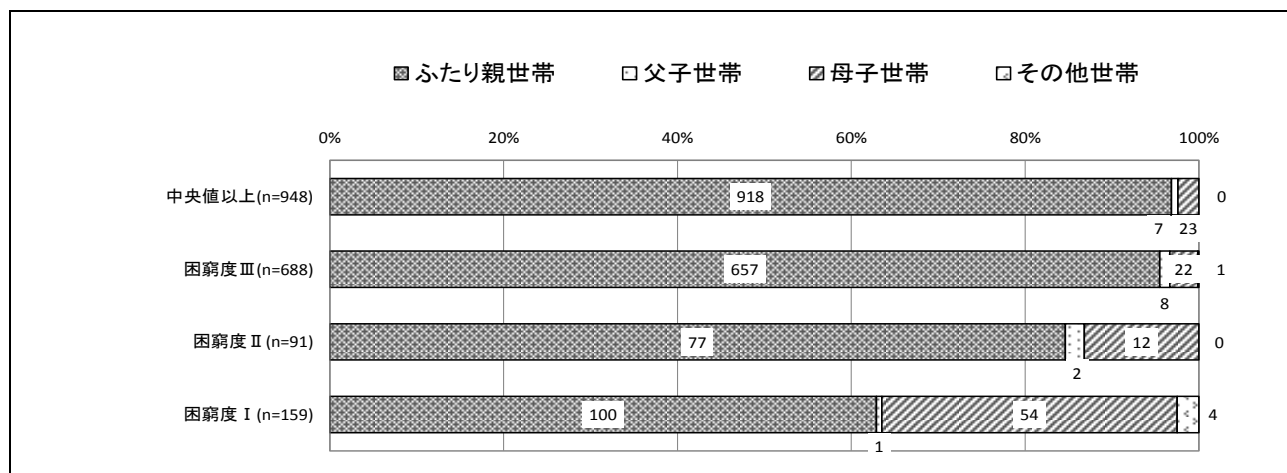
◇世帯構成まとめ（小中学生保護者回答）



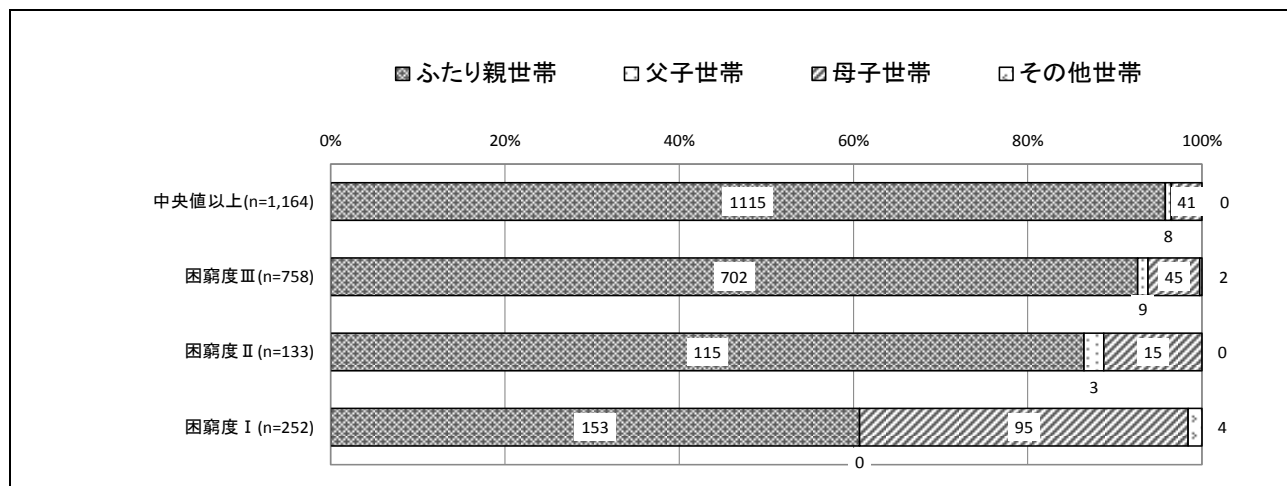
◇困窮度別に見た、生計の支えとなる人（小中学生保護者回答）



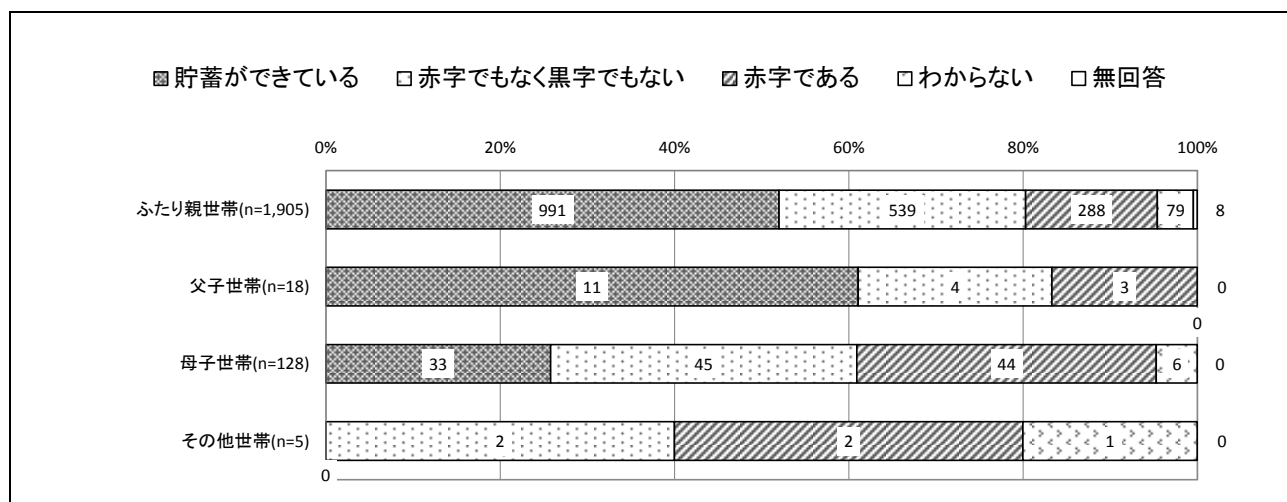
◇困窮度別に見た、世帯員の構成（５歳児保護者回答）



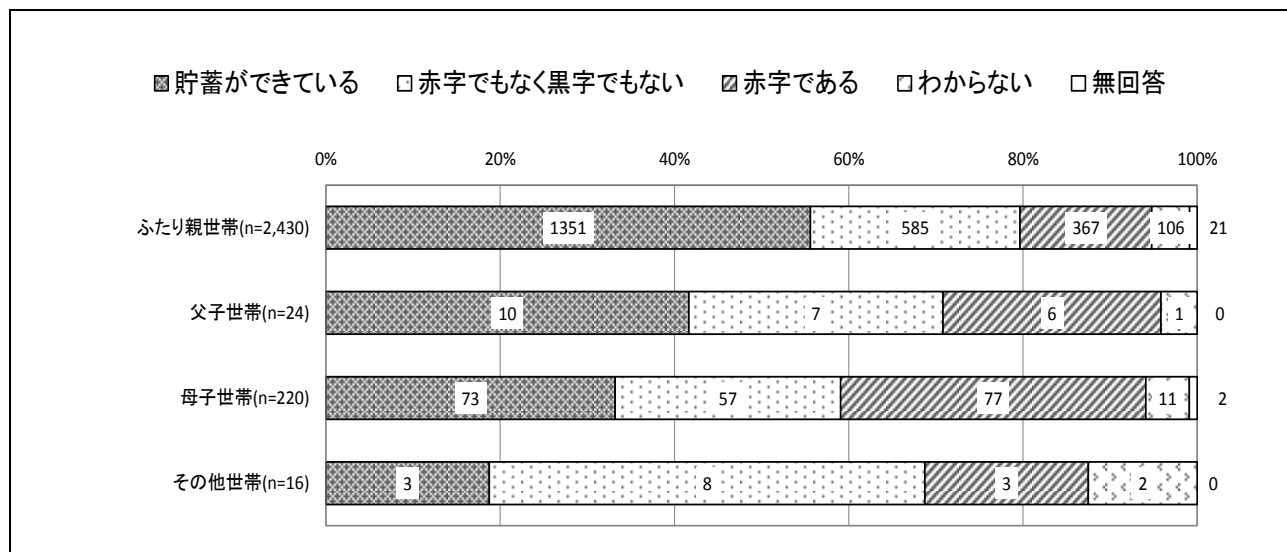
◇困窮度別に見た、世帯員の構成（小中学生保護者回答）



◇世帯構成別に見た家計状況（５歳児保護者回答）



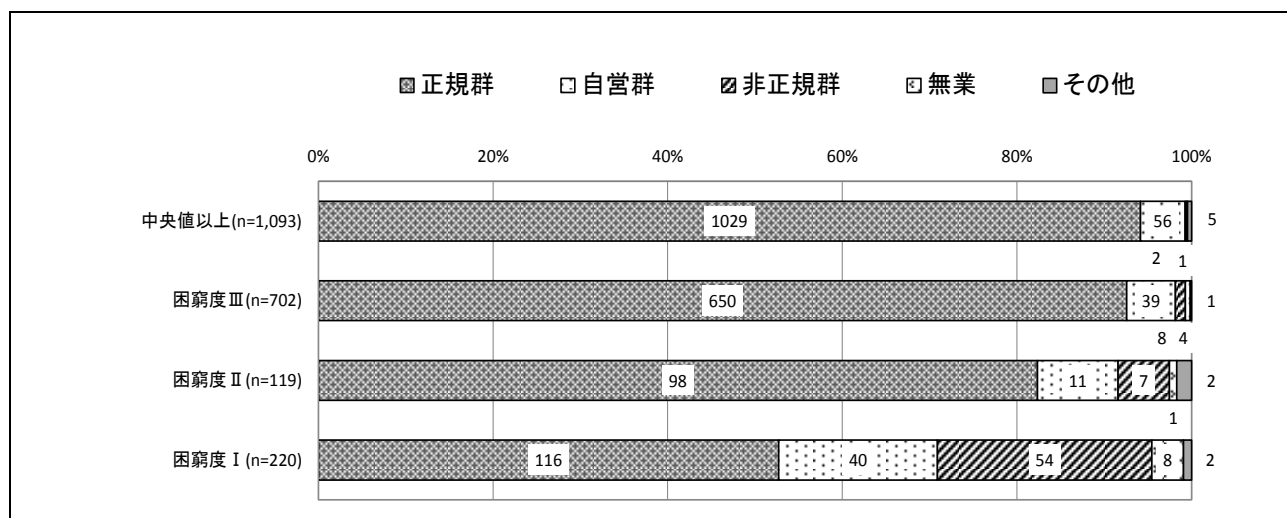
◇世帯構成別に見た家計状況（小中学生保護者回答）



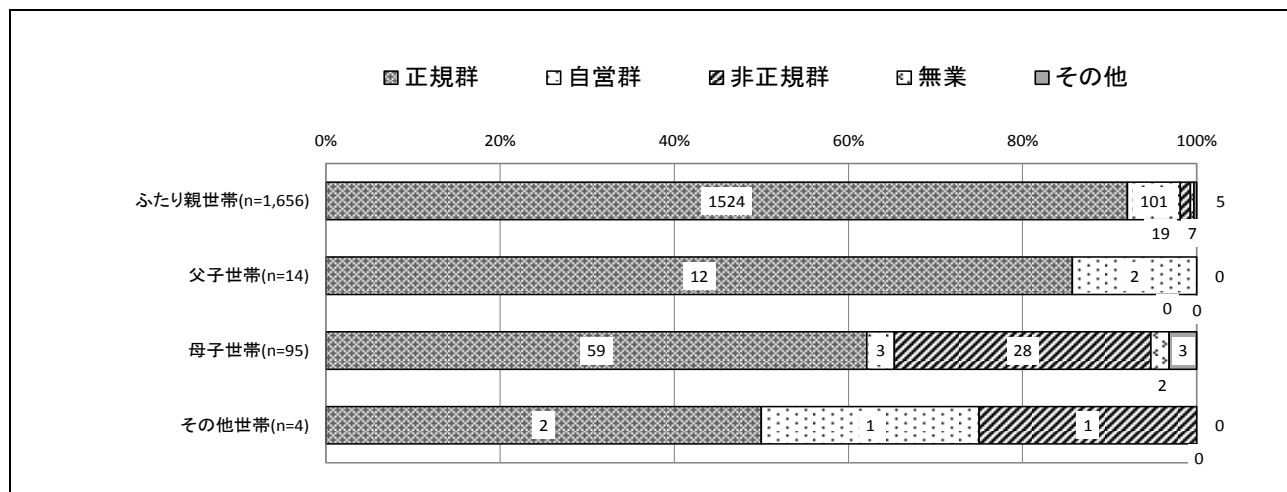
<世帯別の経済状況についての考察>

- *ふたり親世帯でも中央値以下に属する世帯が少なからずみられます。
- *困窮度Ⅰの世帯では、「生計の支えとなる人」が母親の割合が高く、母子世帯が多く含まれていることが推測されます。
- *困窮度Ⅰの世帯では、母子世帯が占める割合が急激に増加しています。
- *母子世帯の家計状況は、ふたり親世帯、父子世帯に比べて「貯蓄ができている」は少なく、「赤字である」が多く非常に家計が厳しいことがわかります。

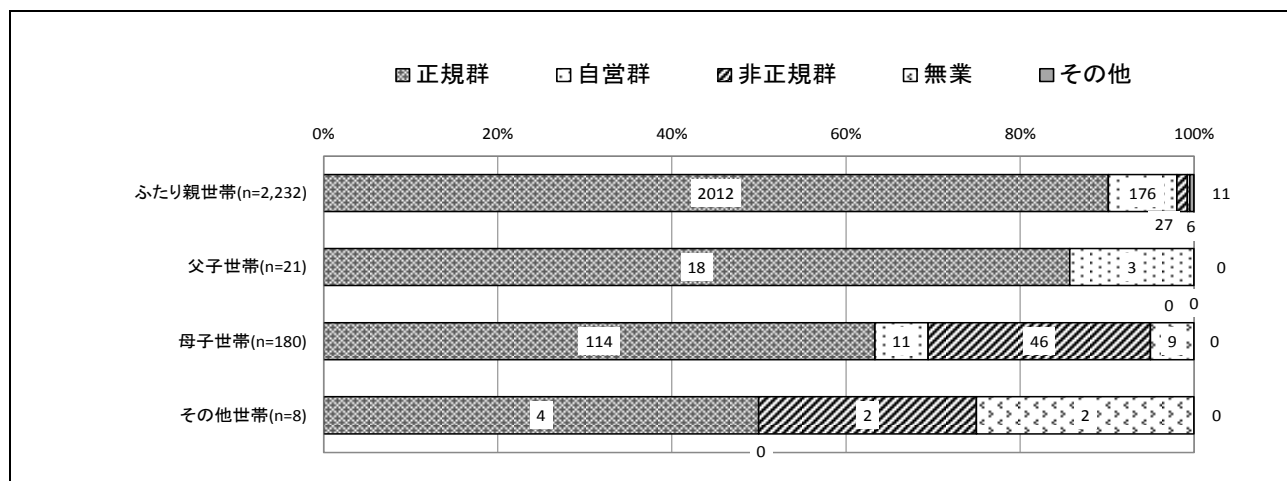
◇困窮度別に見た就労状況（小中学生保護者回答）



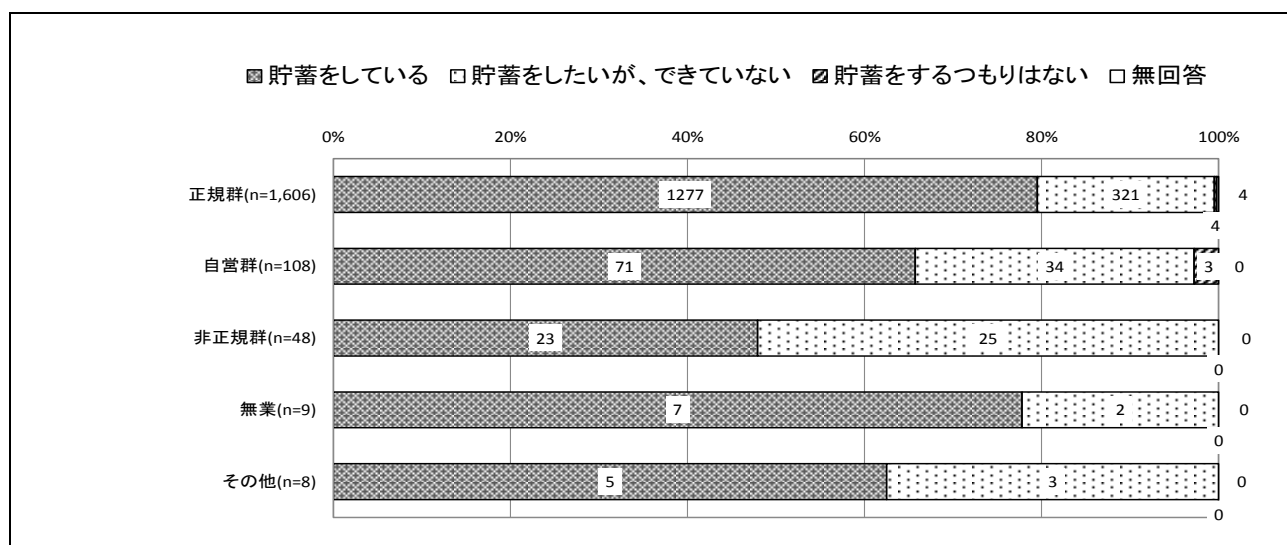
◇世帯構成別に見た就労状況（５歳児保護者回答）



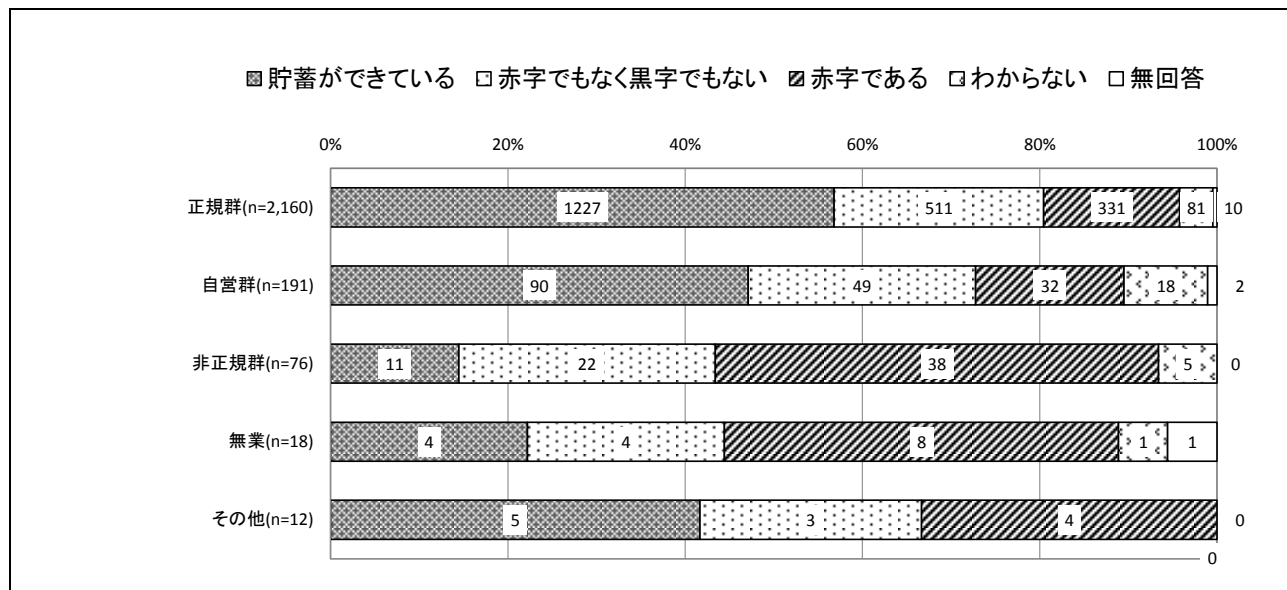
◇世帯構成別に見た就労状況（小中学生保護者回答）



◇就労状況別に見た、子どものための貯蓄（５歳児保護者回答）



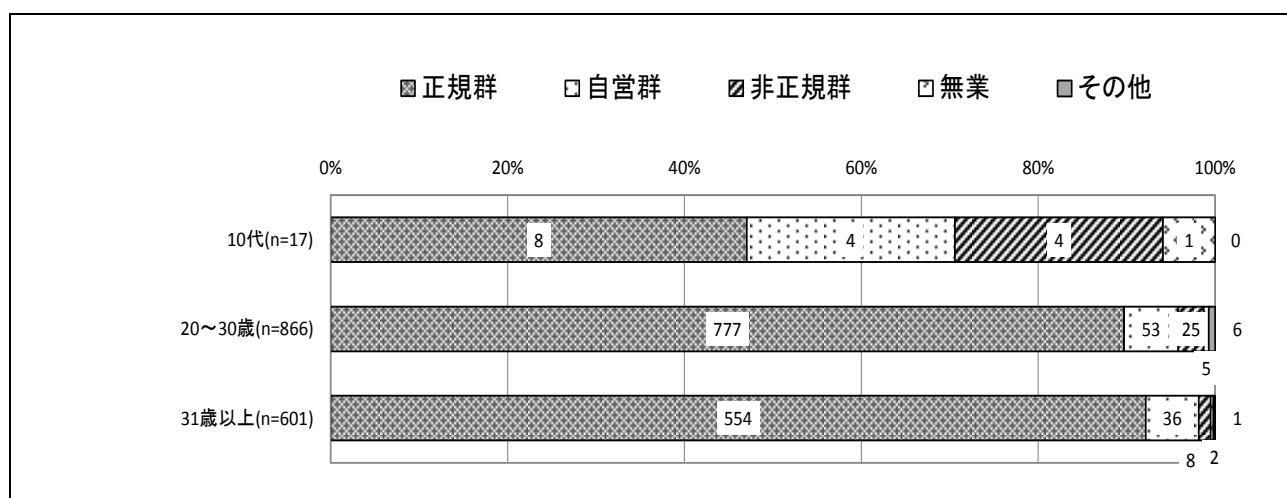
◇就労状況別に見た家計状況（小中学生保護者回答）



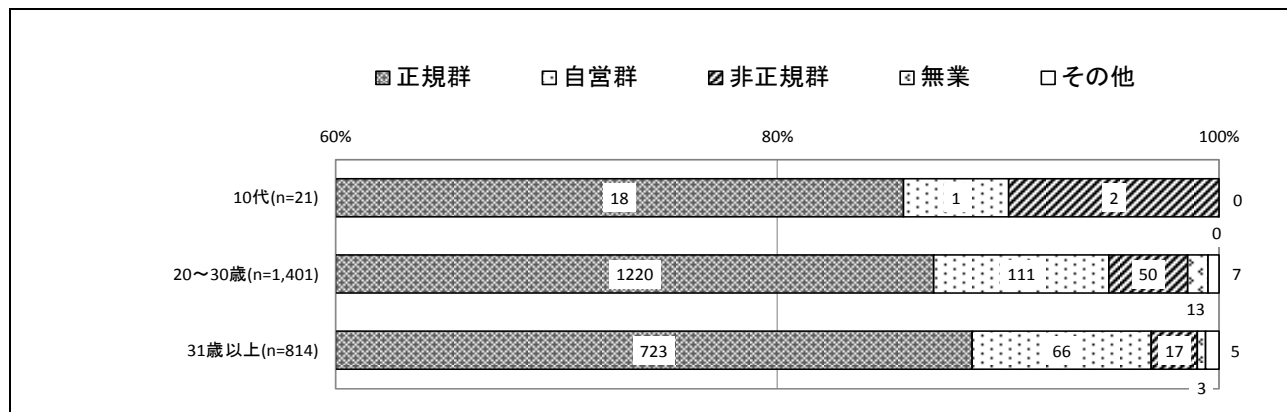
<就労状況についての考察>

- * 母子世帯は、他の世帯に比べて非正規雇用の割合が特になくなっていきます。
- * 5歳児保護者の「就労状況別に見た子どものための貯蓄」では、正規群の20.0%、自営群の31.5%が、貯蓄ができているに対して非正規群は52.1%にも達します。
- * 小中学生保護者の「就労状況別に見た子どものための貯蓄」では、正規群の56.8%の世帯が貯蓄ができていると回答しているのに対して、非正規群では貯蓄ができている世帯は14.5%に止まっており、50.0%が赤字であると回答しています。
- * 非正規群は、子供の将来に備えての貯蓄ができている世帯が多く、子供の成長に伴って負担が増す教育費が不足し、貧困の連鎖に繋がっていると考えられます。

◇初めて親となった年齢別に見た就労状況（5歳児保護者のうち母親回答）



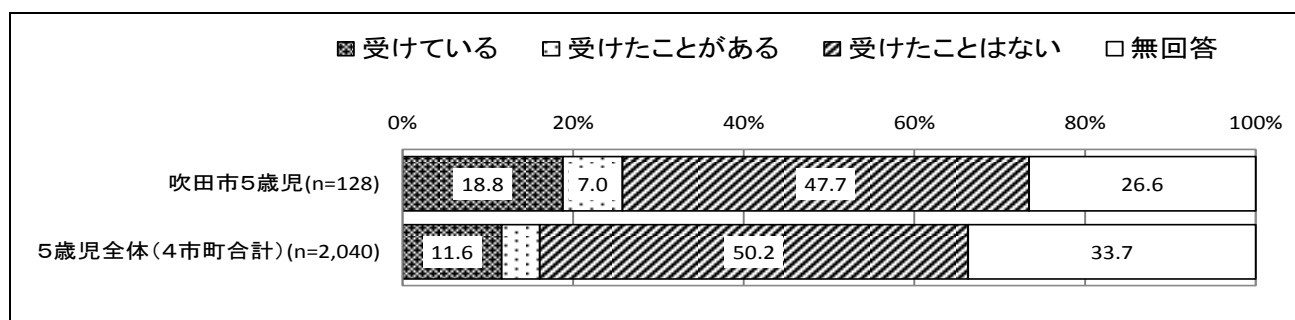
◇初めて親となった年齢別に見た就労状況（小中学生保護者のうち母親回答）



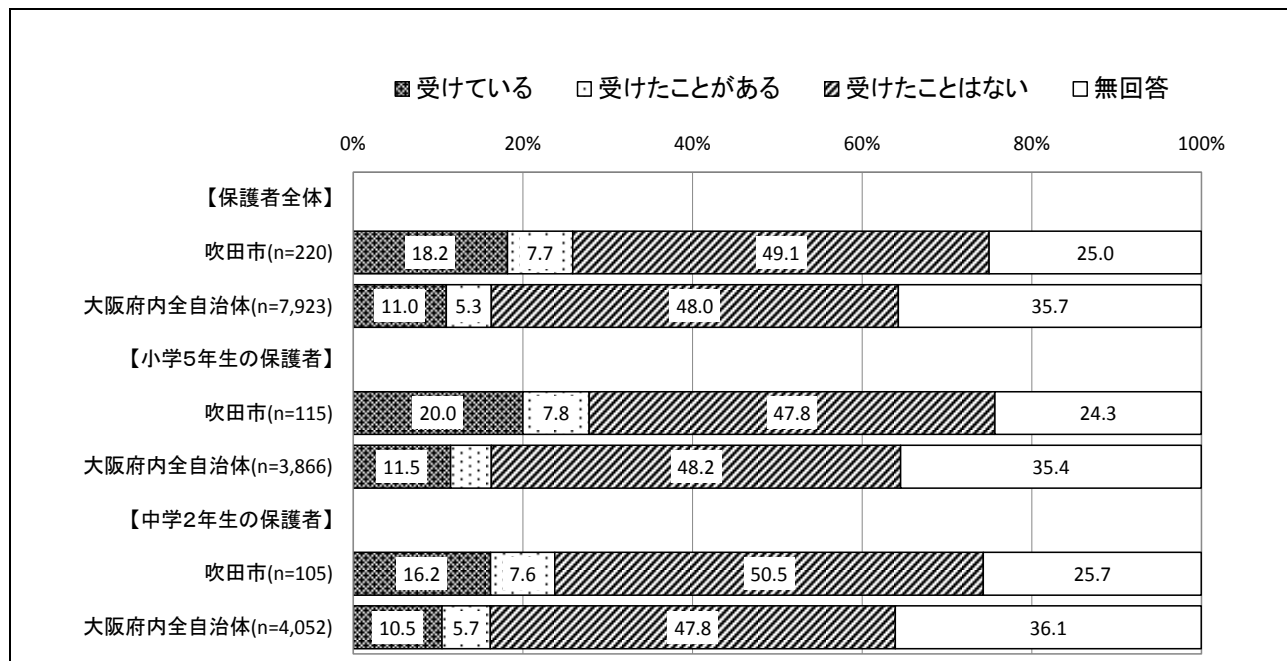
＜初めて親となった年齢別の就労状況についての考察＞

＊ 10代で初めて親となった保護者は他に比べて非正規雇用の割合が高くなっています。

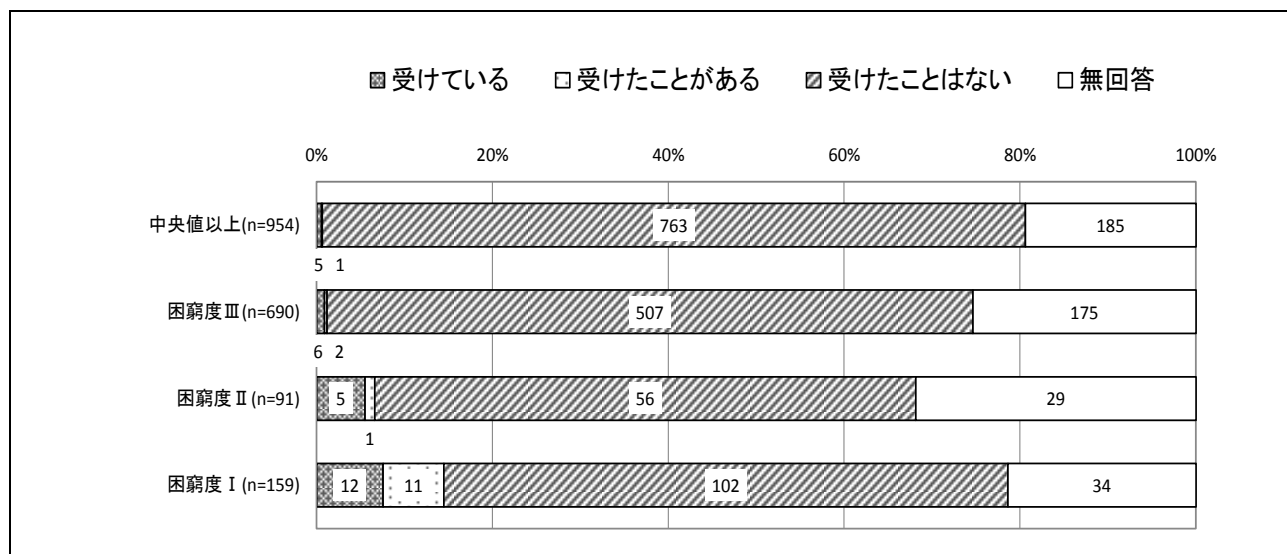
◇養育費（5歳児保護者のうち母子世帯回答）



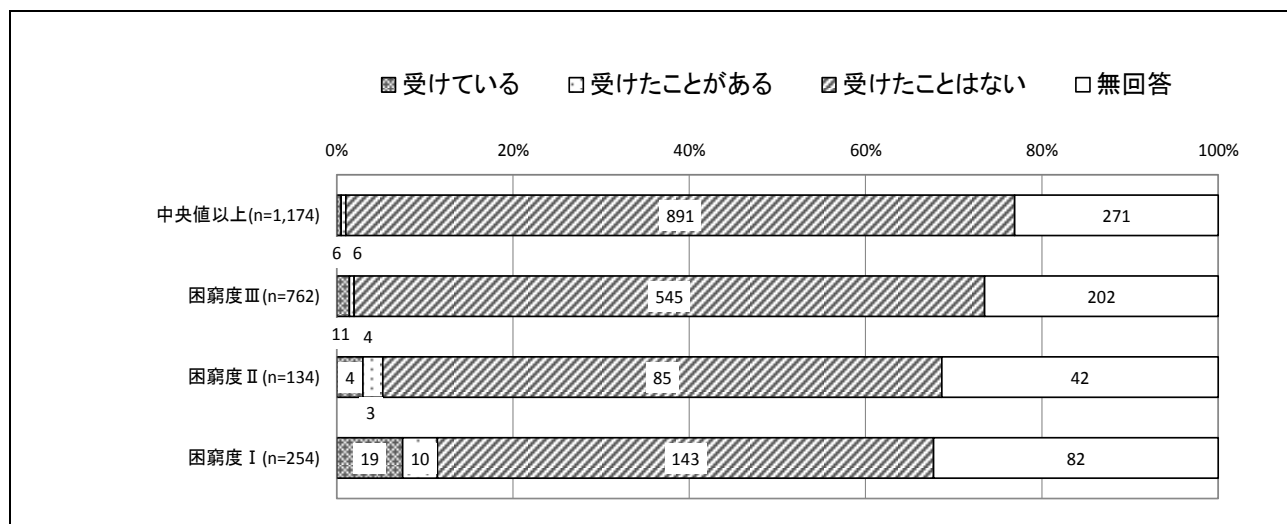
◇養育費（小中学生保護者のうち母子世帯回答）



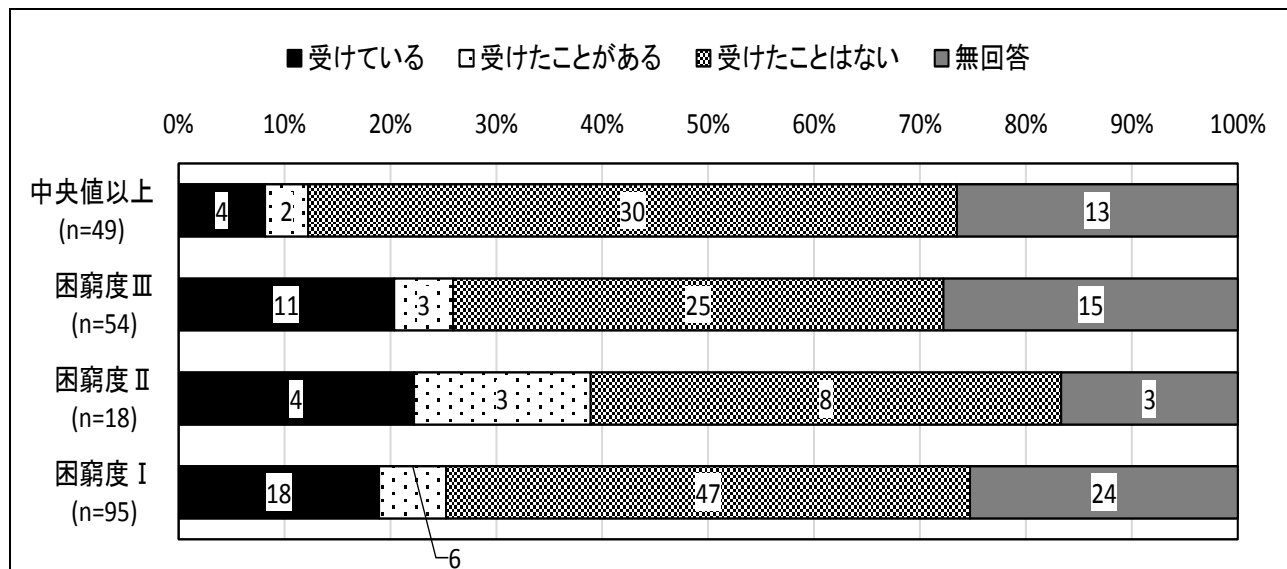
◇困窮度別に見た養育費（５歳児保護者回答）



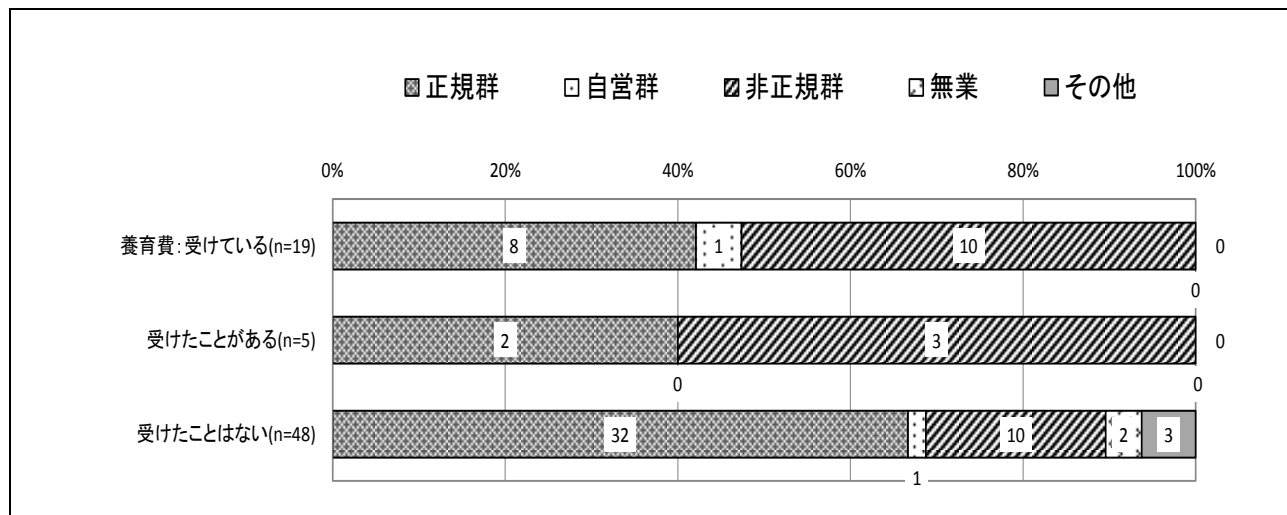
◇困窮度別に見た養育費（小中学生保護者回答）



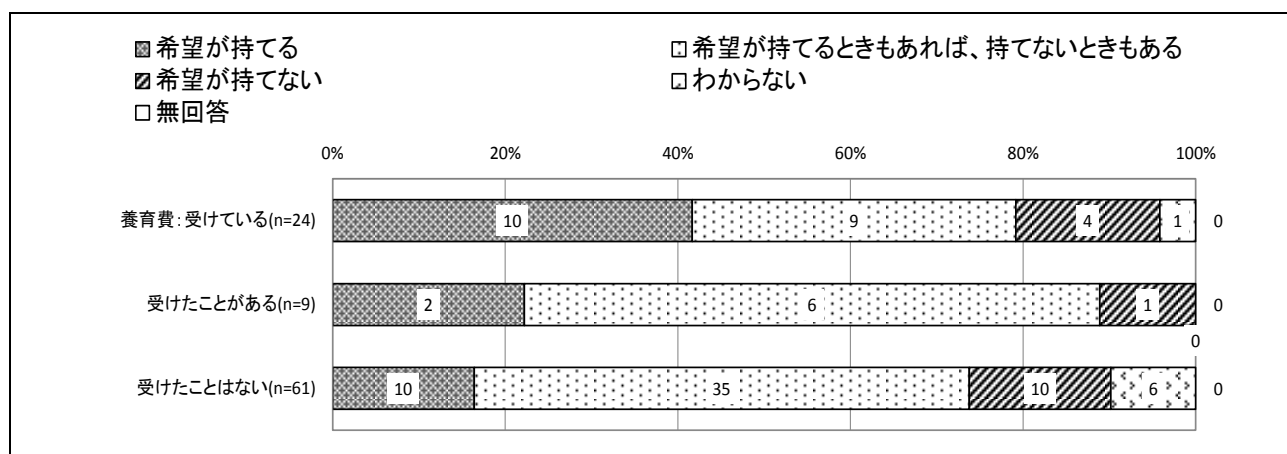
◇上記困窮度別に見た養育費（小中学生保護者回答）の補足図．困窮度別に見た養育費（小中学生ひとり親回答）



◇養育費受給別に見た就労状況（５歳児保護者のうち母子世帯回答）



◇養育費受給別に見た、心の状態（将来への希望）（５歳児保護者のうち母子世帯回答）

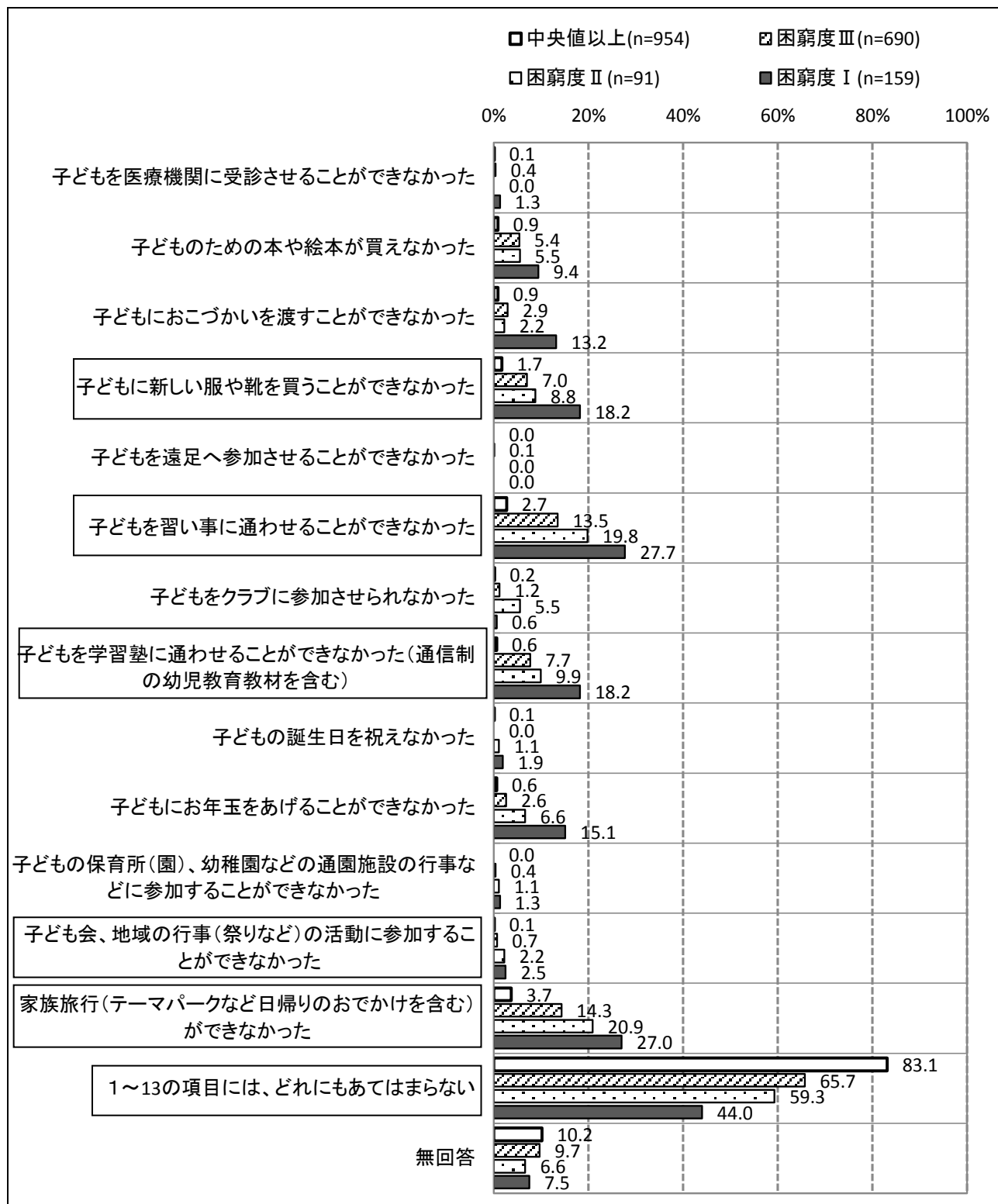


<養育費についての考察>

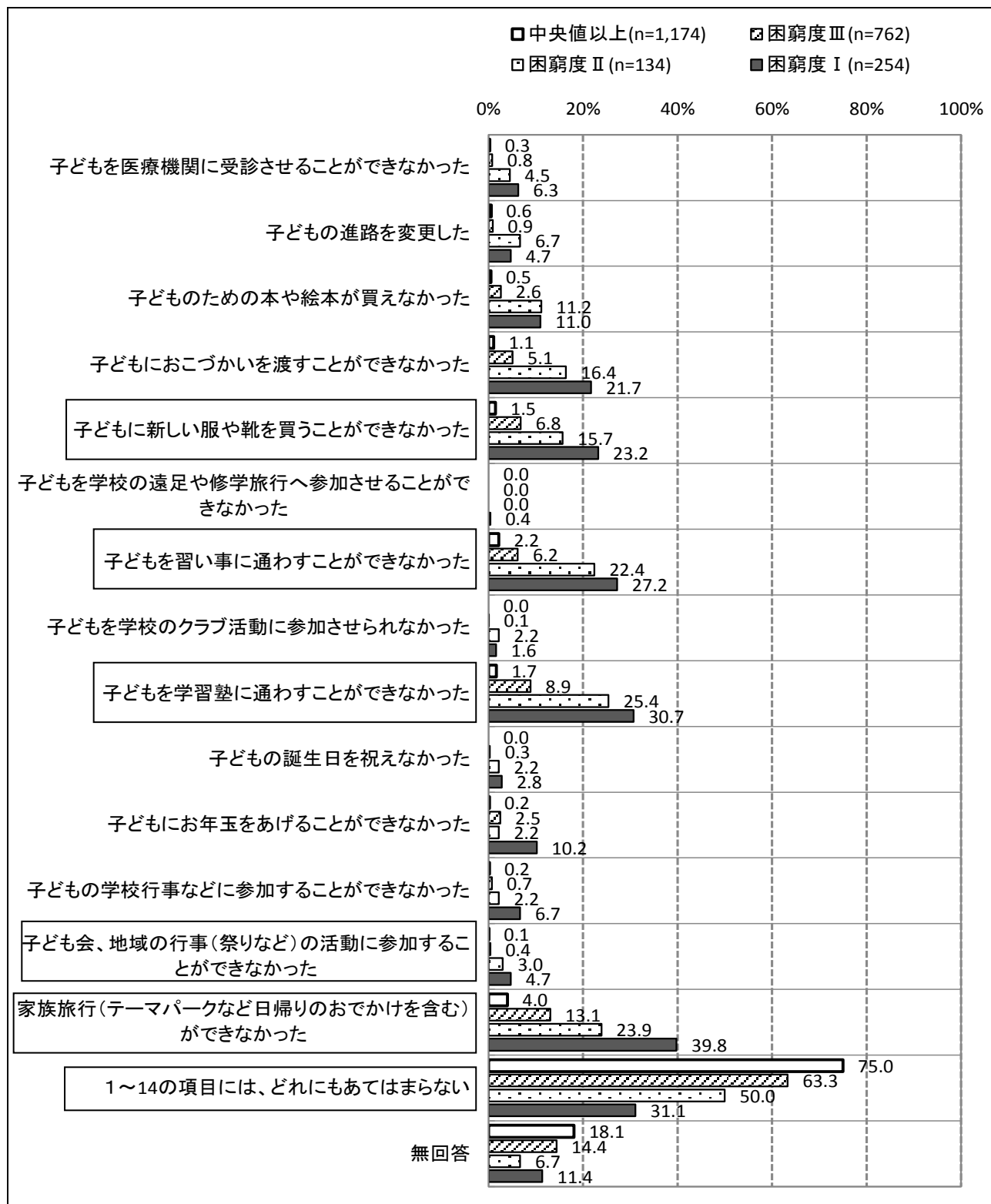
- *養育費を受けたことがない母子世帯は半数前後にまで達しています。とりわけ、小中学生ひとり親では、困窮度Ⅰの世帯の４９．５％が養育費を受けたことがない事態は深刻です。
- *養育費を受けたことはない非正規群は２０．８％あります。
- *養育費を受けると将来に希望が持て家庭の安定につながります。

(2) 学習環境面

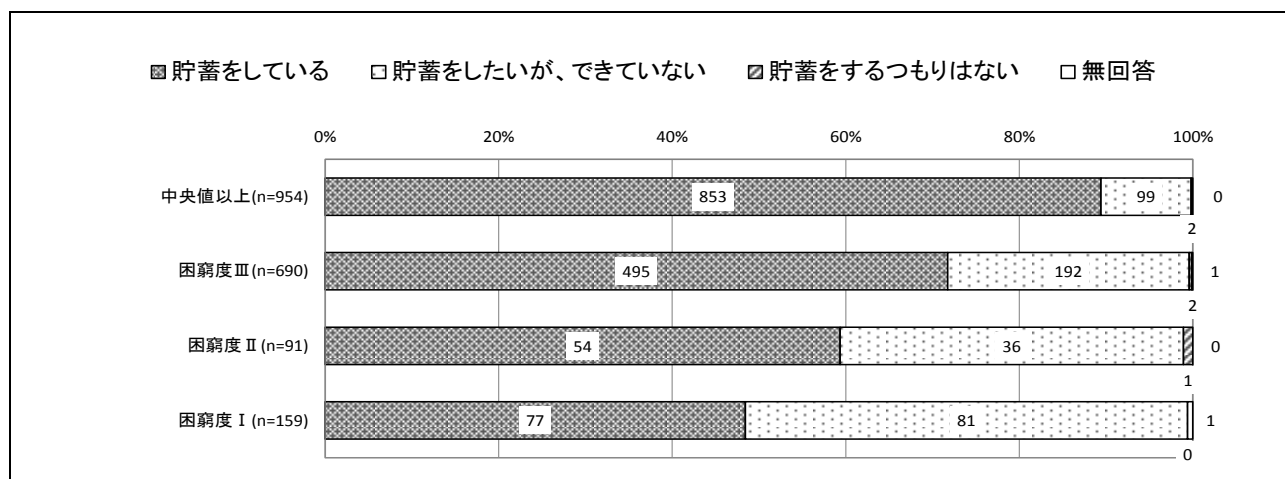
◇困窮度別に見た、子どもへの経済的な理由による経験（5歳児保護者回答）



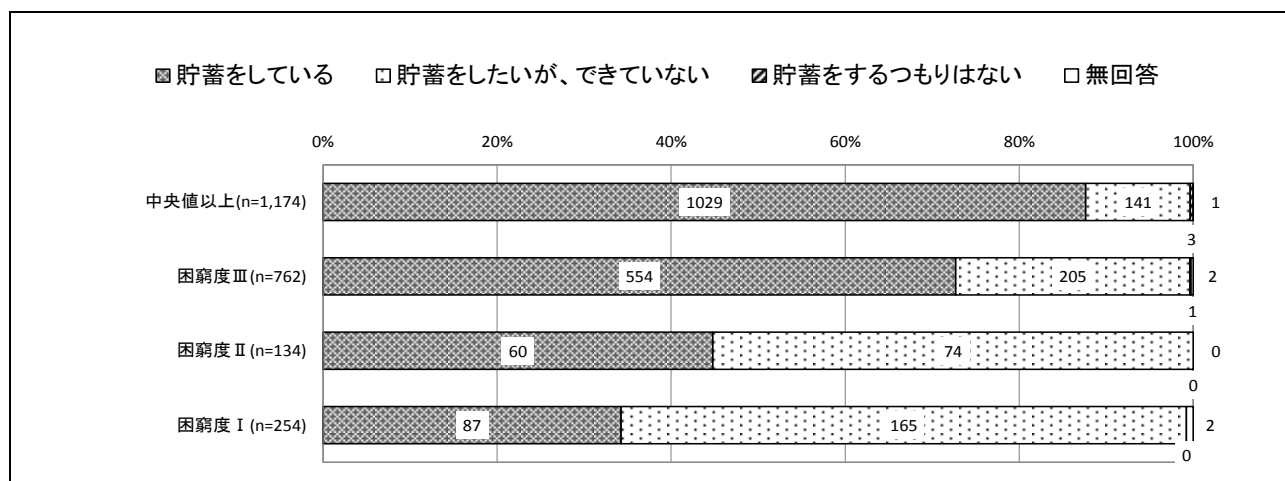
◇困窮度別に見た、子どもへの経済的な理由による経験（小中学生保護者回答）



◇困窮度別に見た、子どものための貯蓄（5歳児保護者回答）



◇困窮度別に見た、子どものための貯蓄（小中学生保護者回答）



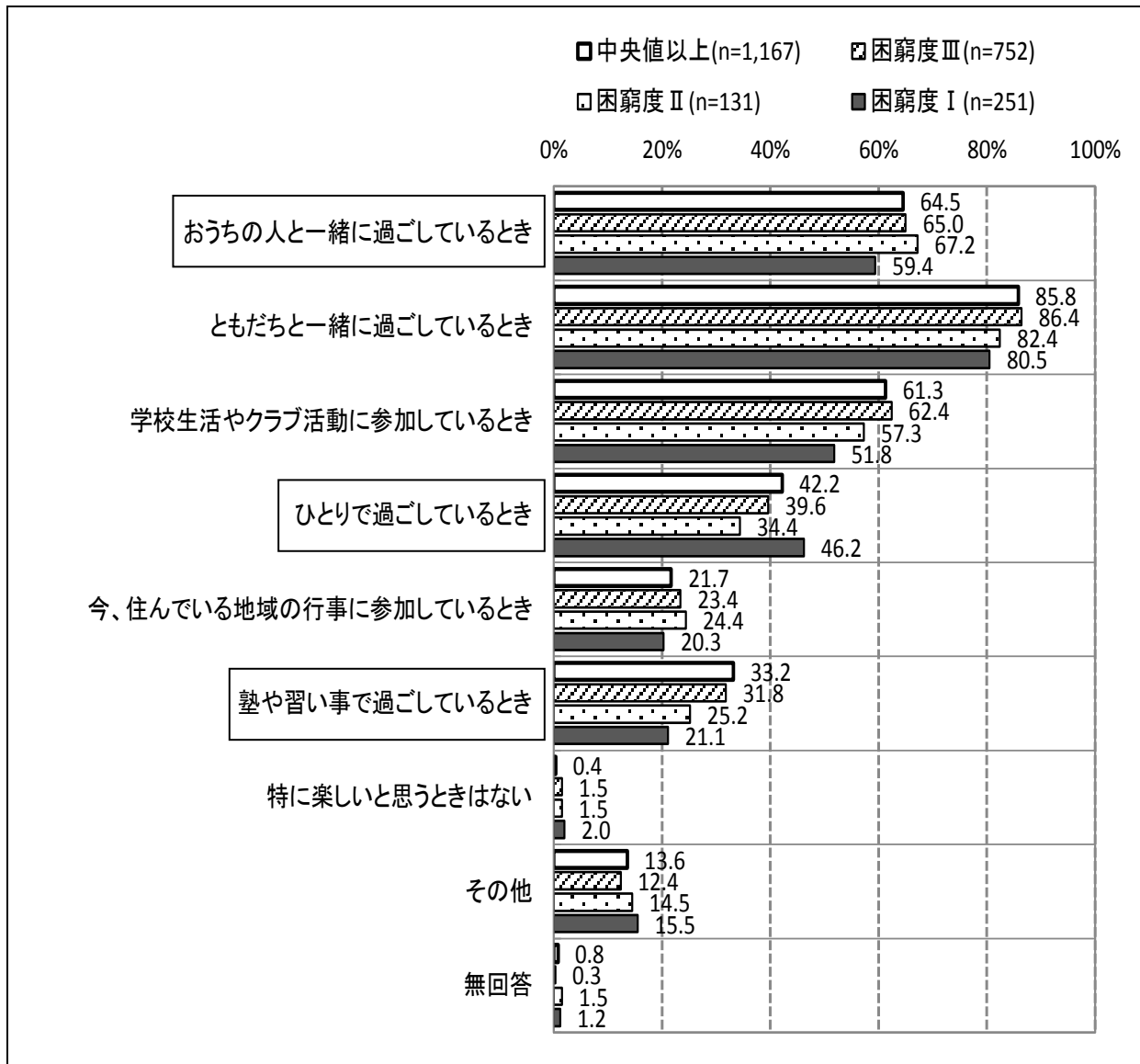
<経済的状況が与える子供への影響についての考察>

- * 何かを控えたりあきらめたりした経験について、「どれにもあてはまらない」という回答は、困窮度が高まるにつれ減少しており、経済状況の悪化による影響が子供に及んでいます。
- * 学習面での機会の差は顕著です。小中学生保護者の「子どもを習い事に通わすことができなかった」という回答は、中央値以上の世帯では2.2%であるのに対して、困窮度Ⅰの世帯では27.2%、また、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」では中央値以上の世帯が1.7%であるのに対して、困窮度Ⅰの世帯では30.7%に上ります。
- * 子供の学習面について、困窮度が高まるにつれ「習い事、学習塾」に通わせることができなかったが増え、学校以外で培われる学力形成に大きな差が生じています。
- * 5歳児保護者回答から困窮世帯について、幼児教育の面でも中央値以上の世帯との差が生じていることがわかります。
- * 子供の地域行事の参加にも貧困の影響が及んでおり、子供のコミュニティ形成に格差が生じて地域から孤立するおそれがあります。
- * 困窮度が高まるにつれ「家族旅行ができなかった」が増え、学校外での子供の多様な「体験」の有無の格差が生じています。

* 困窮度が高まるにつれ、子供の将来の学費等に備える貯蓄ができない世帯が増え、貧困の連鎖に繋がっています。

* 困窮度Ⅰの世帯について、5歳児保護者に比べて小中学生保護者のほうが貯蓄できている割合が少ないことから、子供の成長に伴う経済的負担がより深刻になっています。

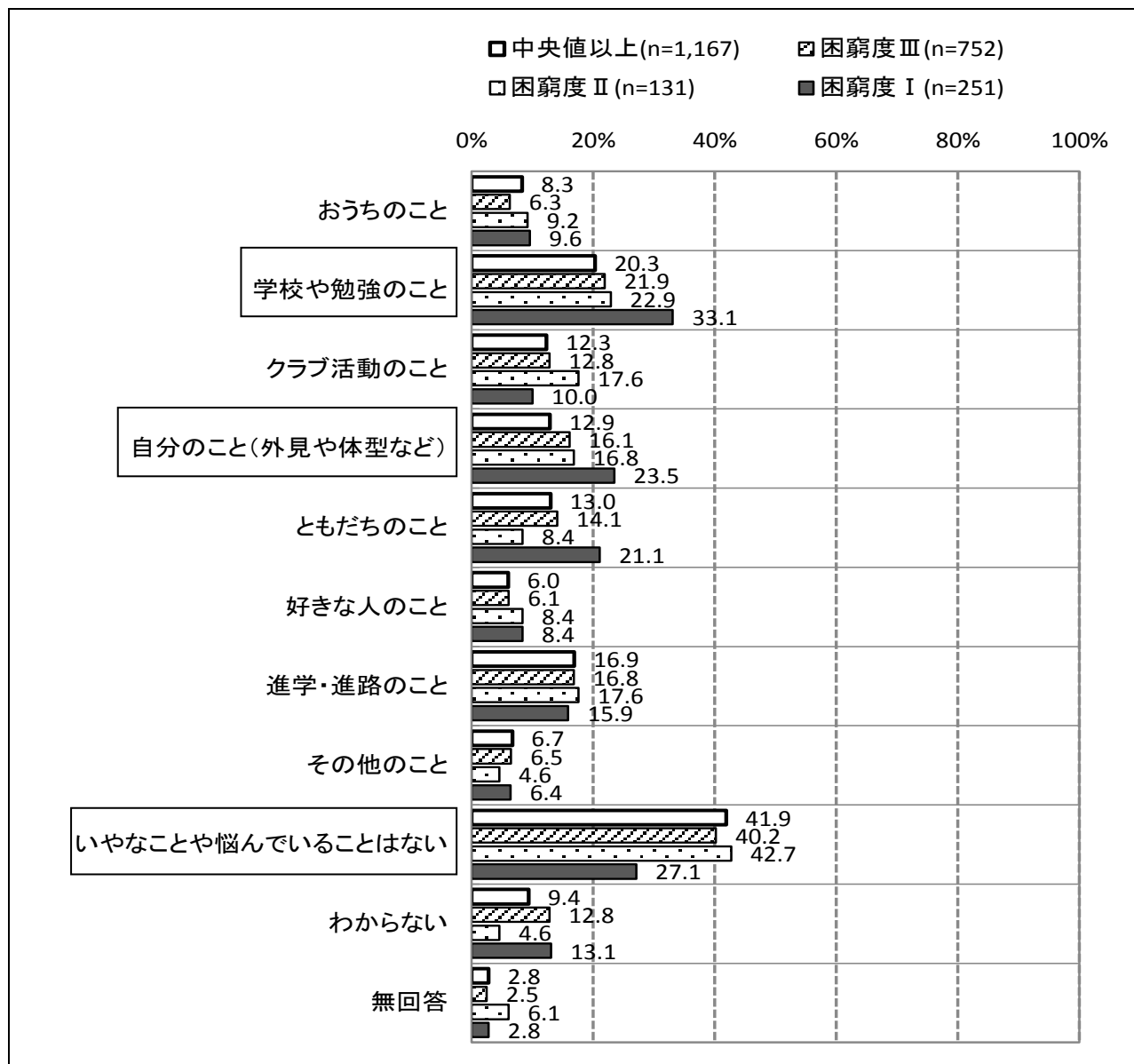
◇ 困窮度別に見た、毎日の生活で楽しいこと（小中学生回答）



< 貧困が子供の日常の過ごし方に与える影響についての考察 >

- * 困窮度Ⅰの世帯では「おうちの人と一緒に過ごしている」のが少なくなっています。
- * 困窮度Ⅰの世帯で「ひとりで過ごしている」を回答している割合が高くなっています。
- * 困窮度が高まるにつれ、「塾や習い事で過ごしているとき」が減少しています。

◇ 困窮度別に見た、悩んでいること（小中学生回答）

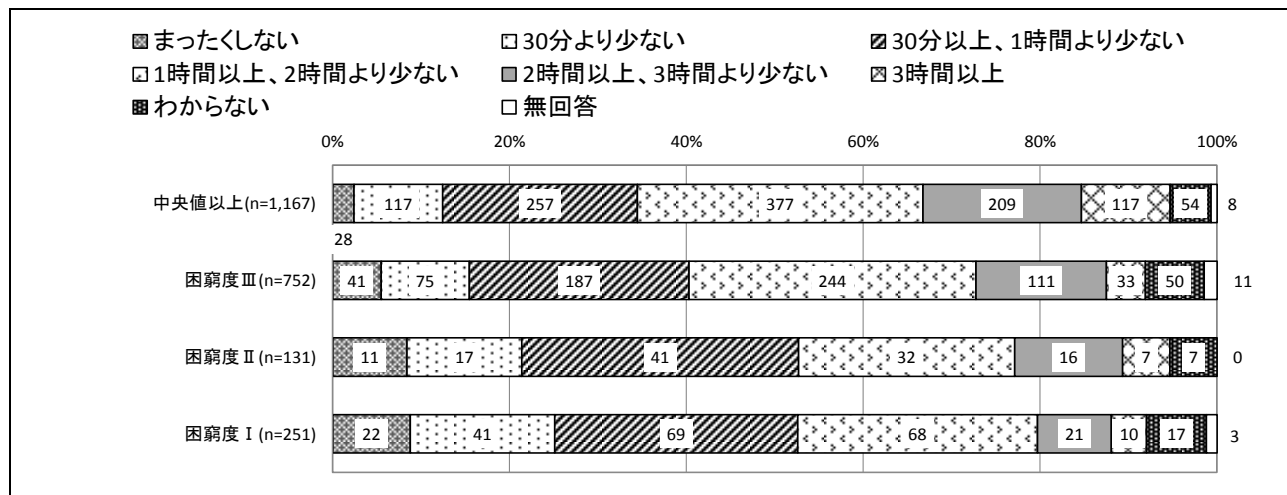


<子供の悩みについての考察>

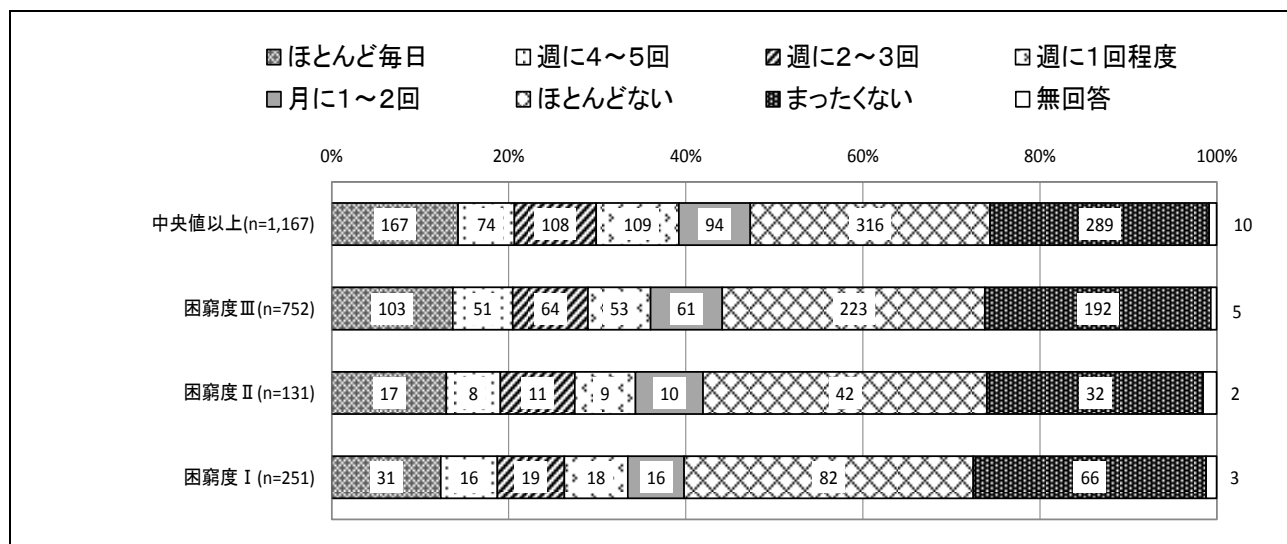
* 困窮度Ⅰの世帯は、「いやなことや悩んでいることはない」と答えた割合が他に比べて少なく、困窮が特に厳しい世帯ほど、心理面でも深刻な状態に置かれているのがわかります。

* 困窮度Ⅰの世帯は、「学校や勉強のこと」を回答してる割合が高くなっています。

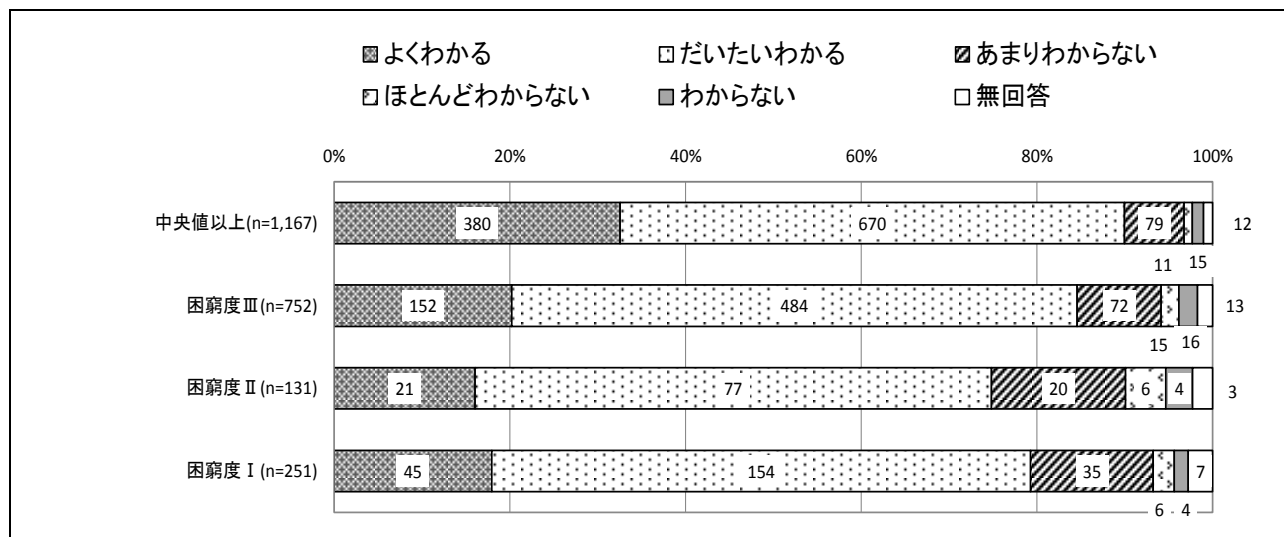
◇困窮度別に見た、授業以外の勉強時間（小中学生回答）



◇困窮度別に見た、保護者と子どもの関わり（おうちの大人に宿題をみてもらうか）（小中学生回答）



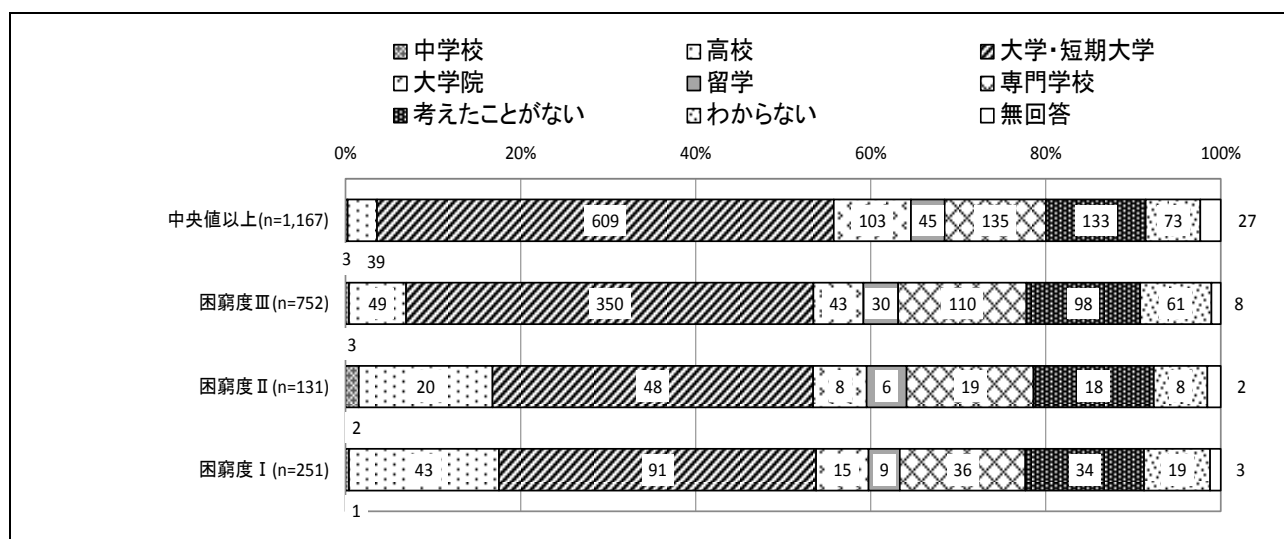
◇困窮度別に見た、学習理解度（小中学生回答）



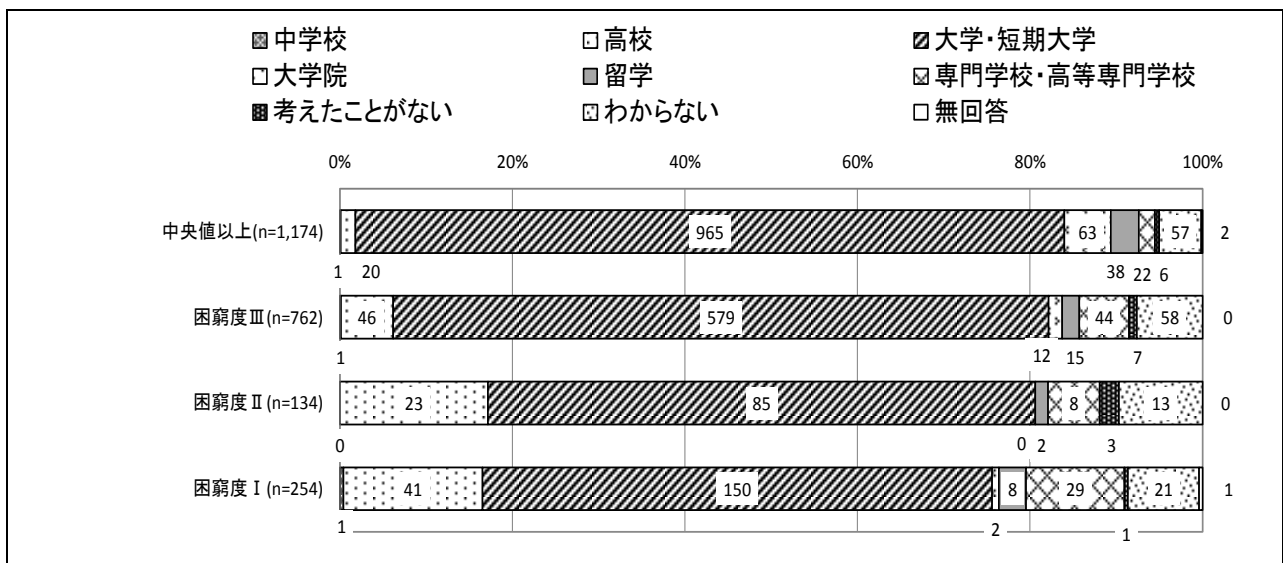
<子供の学習環境についての考察>

- * 困窮度が高まるにつれて、1日当たりの勉強時間に関し「まったくしない」「30分より少ない」と回答する子供の割合は増加し（中央値以上の世帯では12.4%、困窮度Ⅰの世帯では25.1%）、それに関連して学校の勉強について「よくわかる」と回答する子供の割合が減少傾向を示しています。（中央値以上の世帯では32.6%、困窮度Ⅰの世帯では17.9%）
- * 困窮度が高まるにつれ、家の大人に宿題をみてもらう時間と授業以外の勉強時間が少なくなっています。落ち着いて学習できる家庭環境が確保されていない可能性があります。

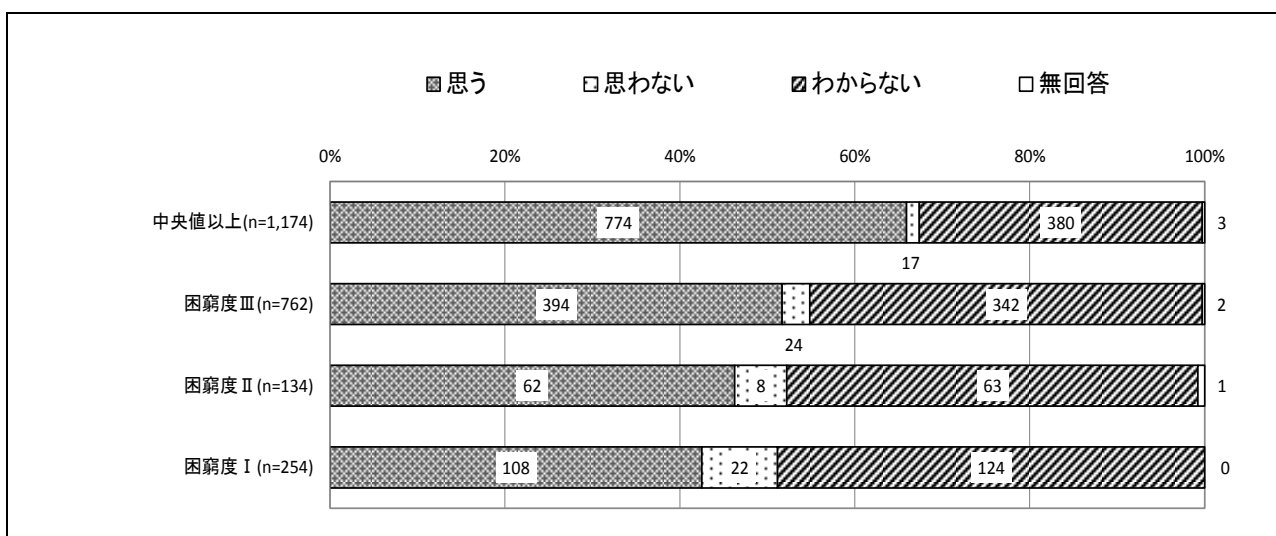
◇困窮度別に見た、希望する進学先（小中学生回答）



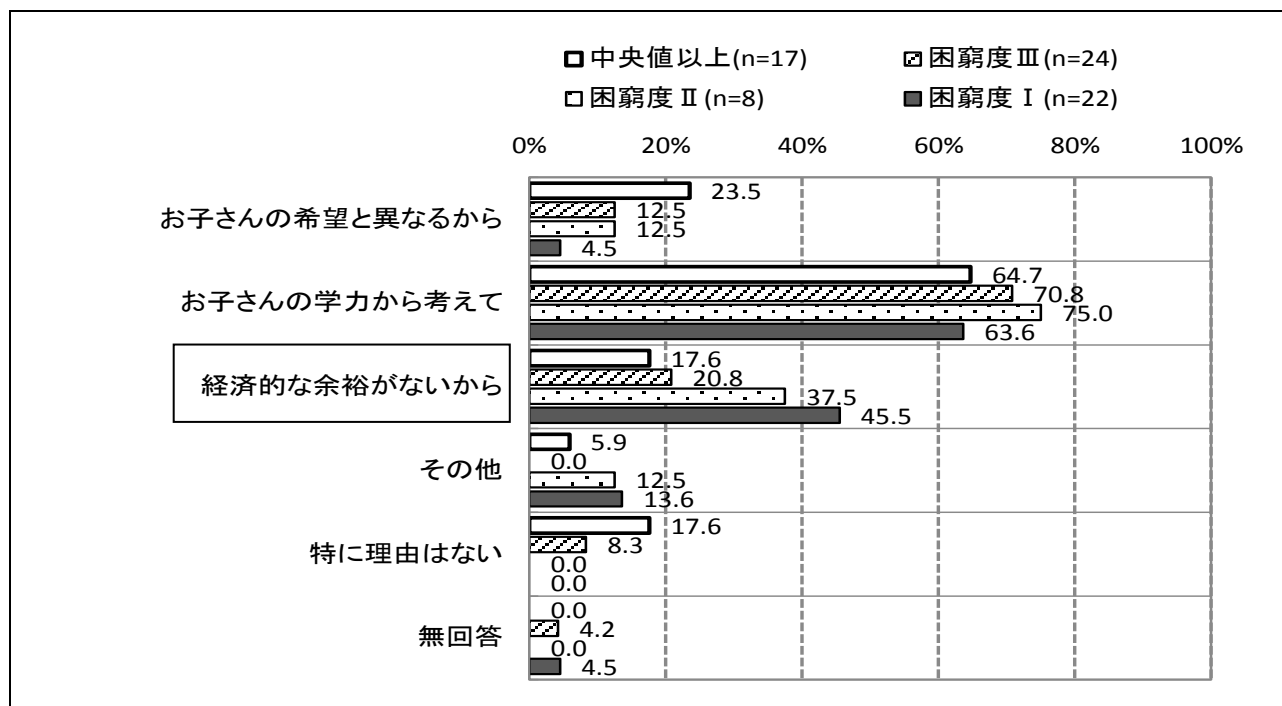
◇困窮度別に見た、子どもの進学予測（子どもの進学について保護者がどこまで希望しているか）
（小中学生保護者回答）



◇困窮度別に見た、子どもの進学達成予測（子どもが保護者の希望どおりの学校まで進むことになるか）
（小中学生保護者回答）



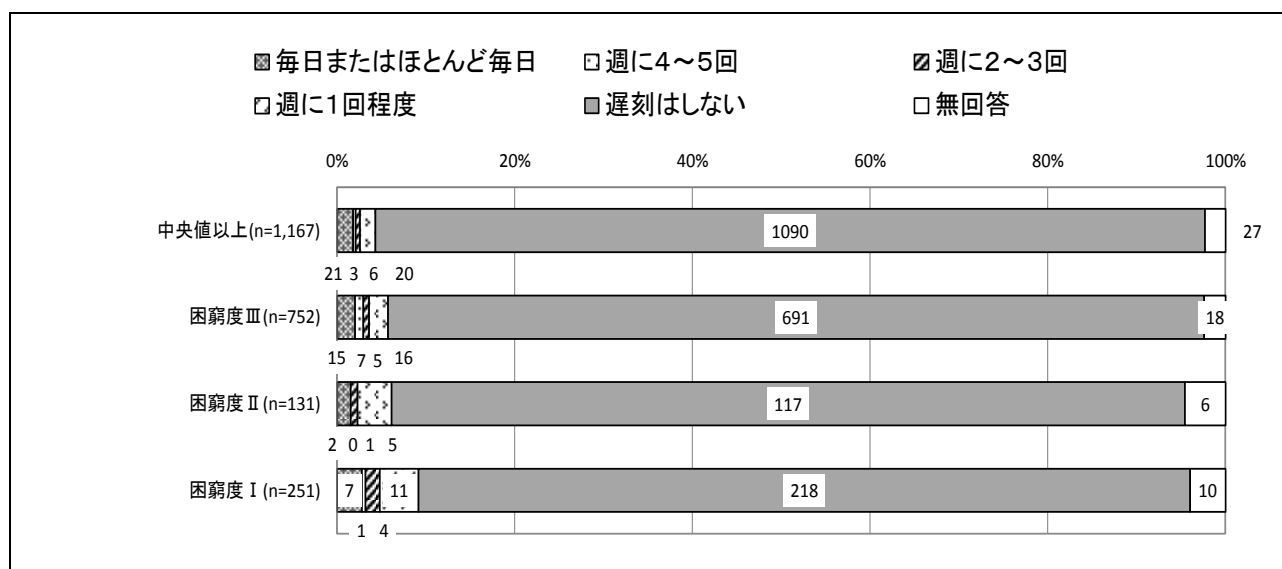
◇困窮度別に見た、子どもの進学達成「思わない」理由（小中学生保護者回答）



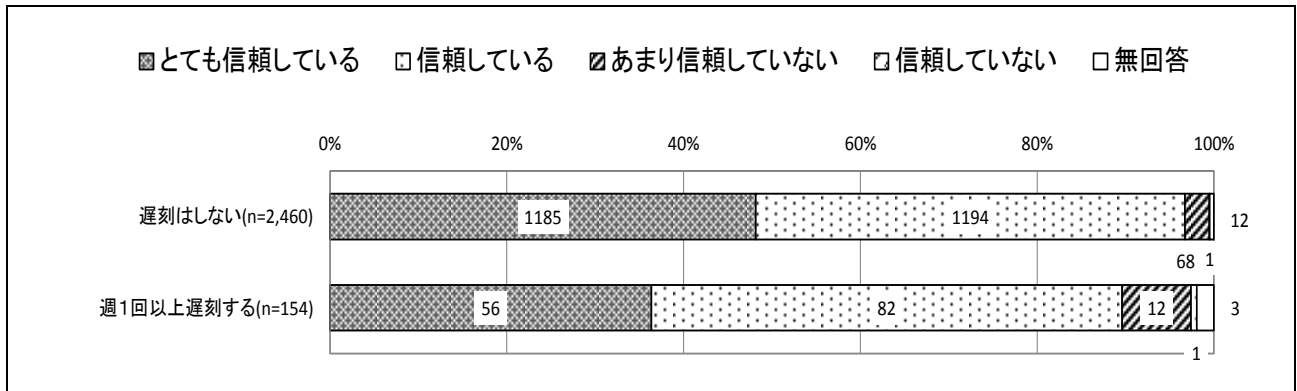
<子供の進路についての考察>

- * 困窮度が高まるにつれて「高校」までと回答する子供が増加し、保護者も同様の回答をしています。
- * 困窮度Ⅰの世帯では、「経済的な余裕がないから」と回答した親が多く、経済状況の悪化がもたらす学歴格差につながっています。

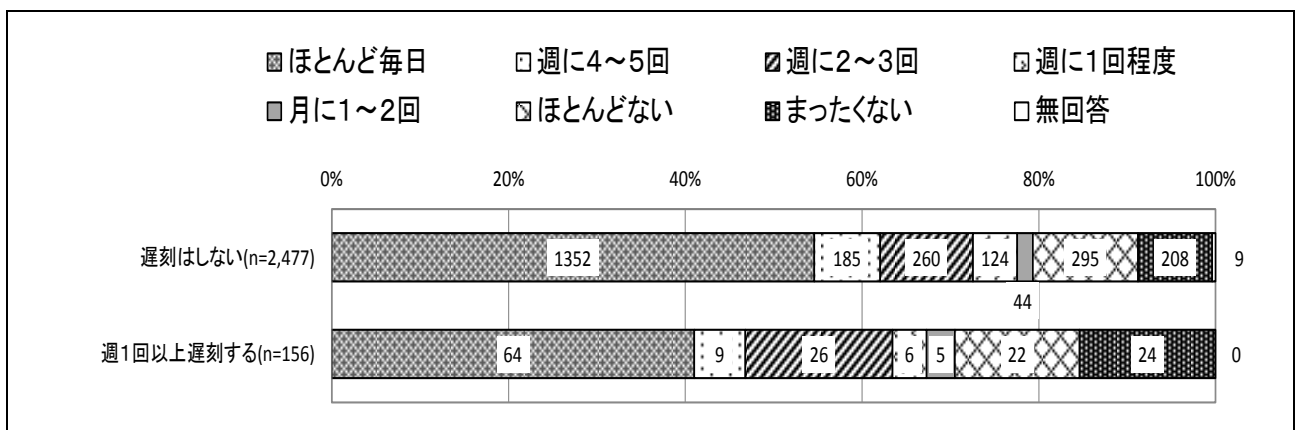
◇困窮度別に見た、学校への遅刻（小中学生回答）



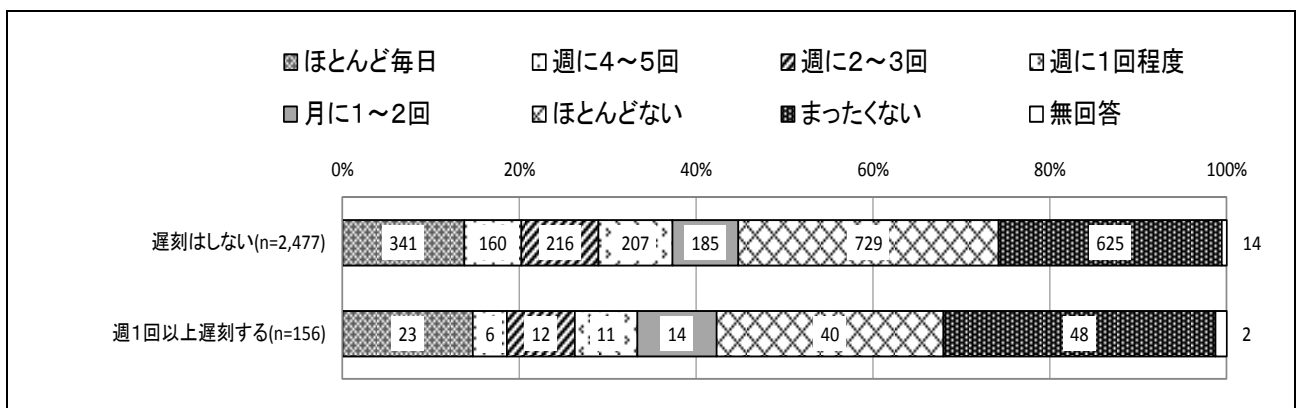
◇学校への遅刻別に見た、保護者と子どもの関わり（子どもへの信頼度）（小中学生保護者回答）



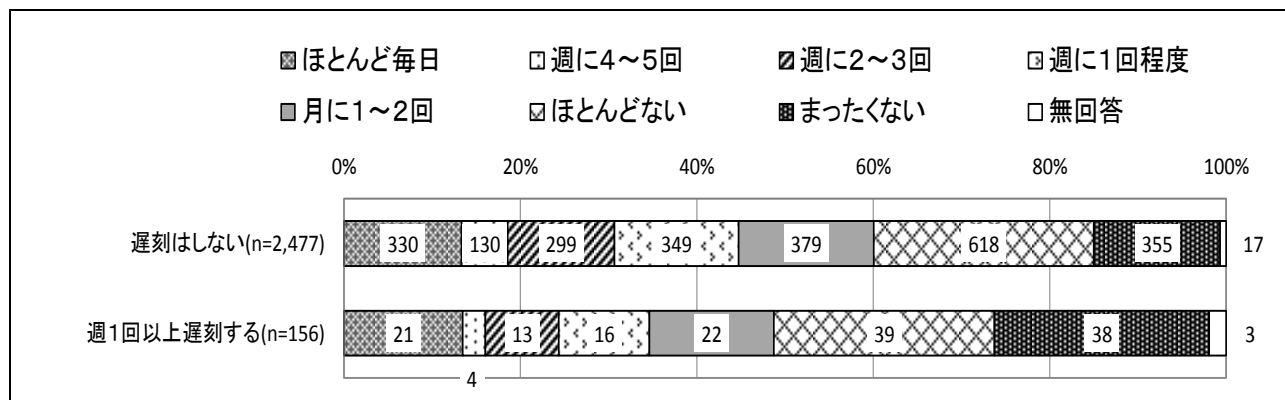
◇学校への遅刻別に見た、保護者と子どもの関わり（おうちの大人と朝食を食べるか）（小中学生回答）



◇学校への遅刻別に見た、保護者と子どもの関わり（おうちの大人に宿題をみてもらうか）（小中学生回答）



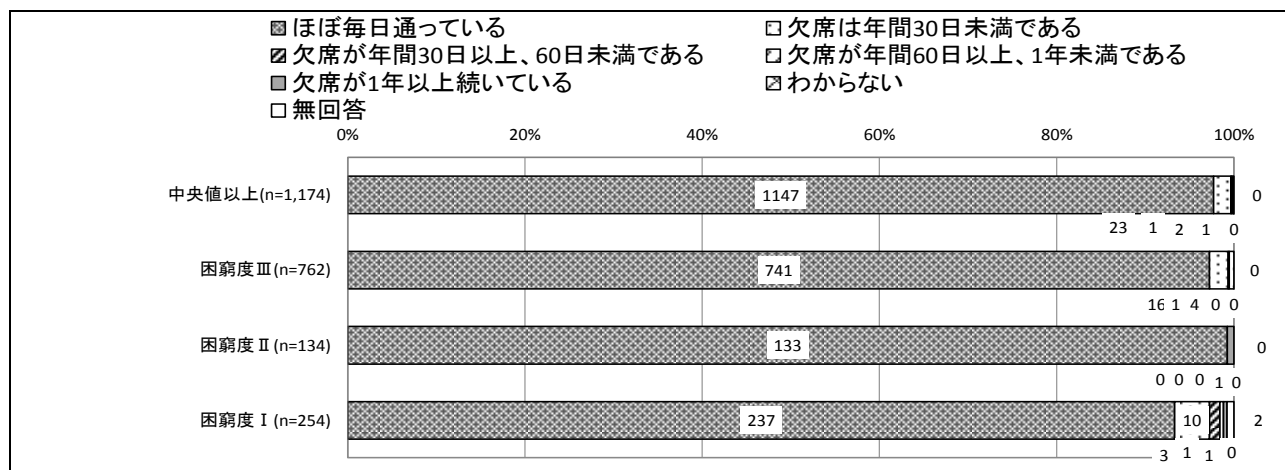
◇学校への遅刻別に見た、保護者と子どもの関わり（おうちの大人と遊んだり、体を動かすか）（小中学生回答）



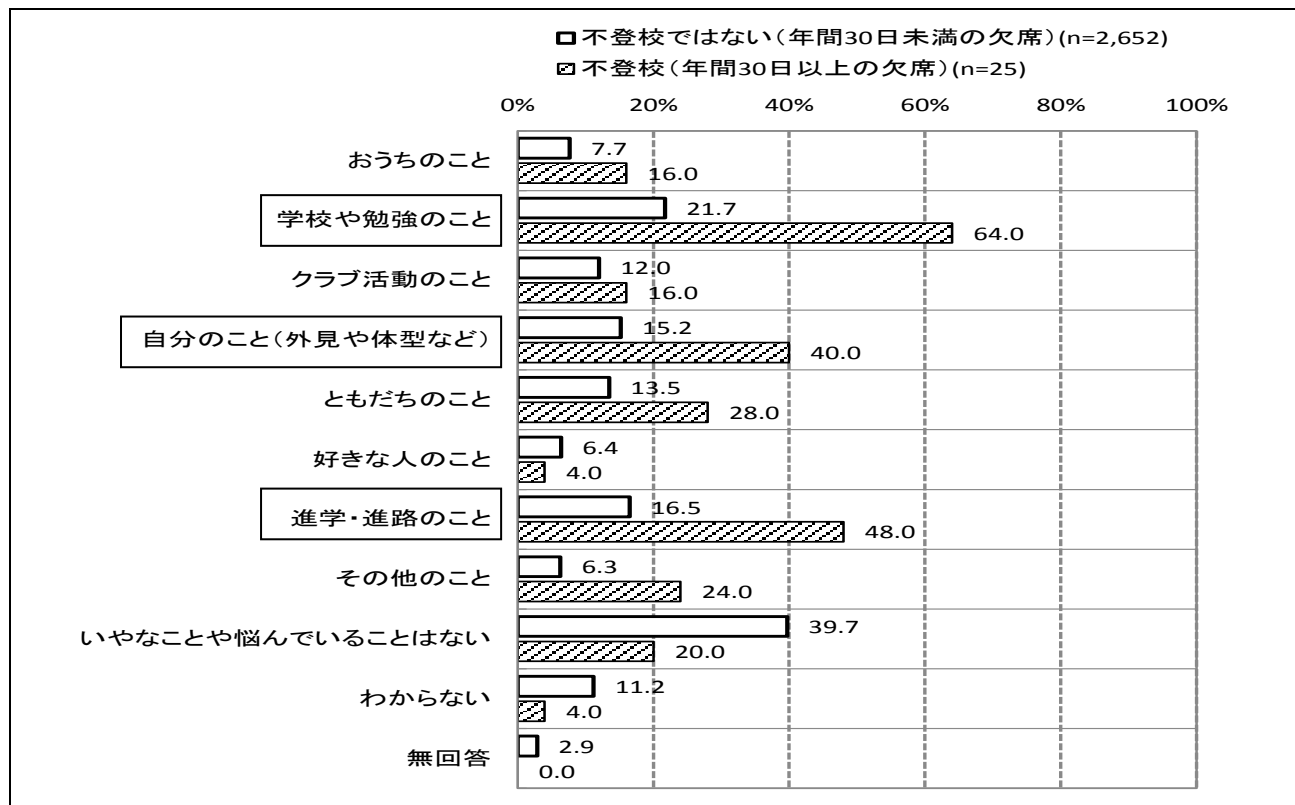
<子供の通学状況（遅刻）についての考察>

- * 困窮度が高まるにつれて「週に1回以上遅刻をする子供」の割合が増えています。
- * 子供の遅刻について、「週1回以上遅刻する子供」に着目すると、保護者と子供の関わりで、朝食を一緒に食べたり、宿題を見てもらったり、一緒に遊んだりしたりすることが「まったくない」と回答する割合が「遅刻はしない子供」に比べ高くなっています。
- * 「遅刻はしない子供」を持つ保護者は「週1回以上遅刻する」子供を持つ保護者に比べ、「とても信頼している」と回答する割合が高くなっています。

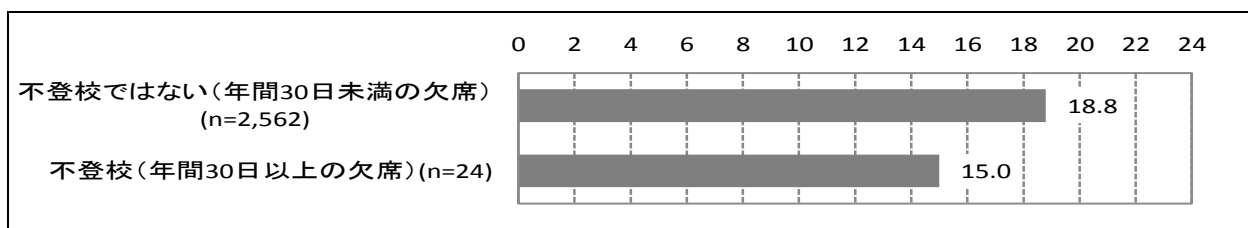
◇困窮度別に見た、子どもの通学状況（小中学生保護者回答）



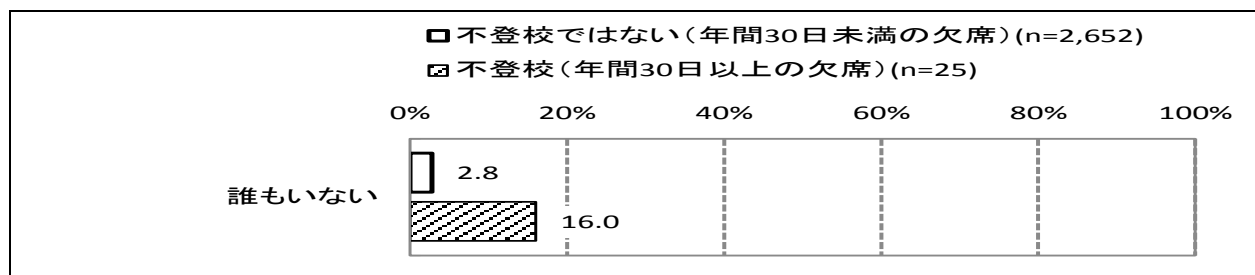
◇登校状況別に見た、悩んでいること（小中学生回答）



◇登校状況別に見た、子どもの自己効力感（セルフ・エフィカシー）（小中学生回答）



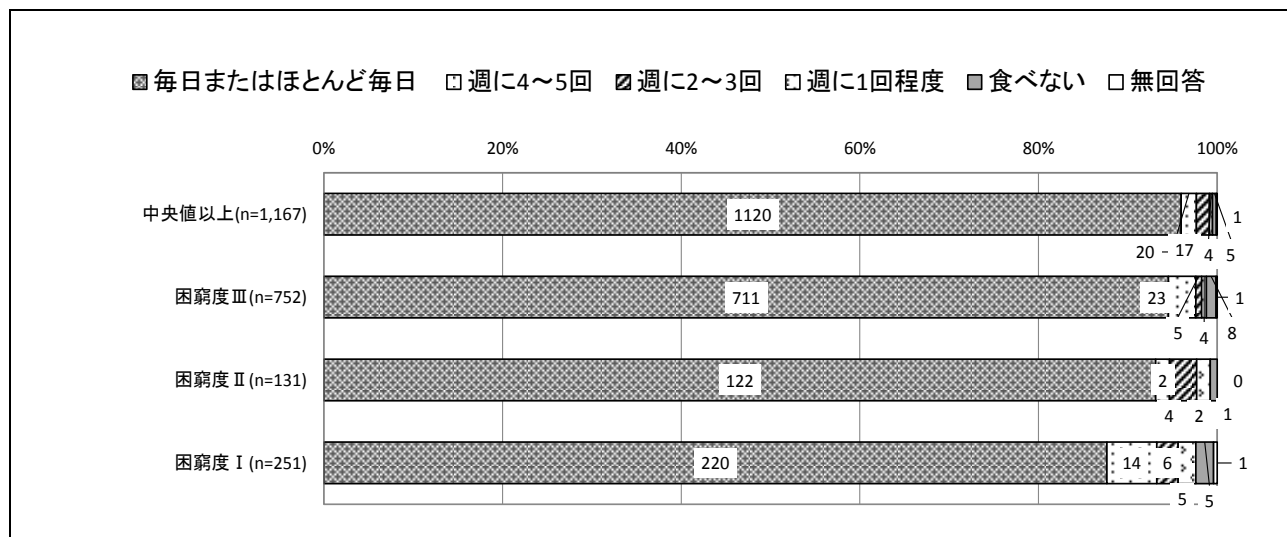
◇登校状況別に見た、「悩んだときの対処を教えてくれる人」がいない割合（小中学生回答）



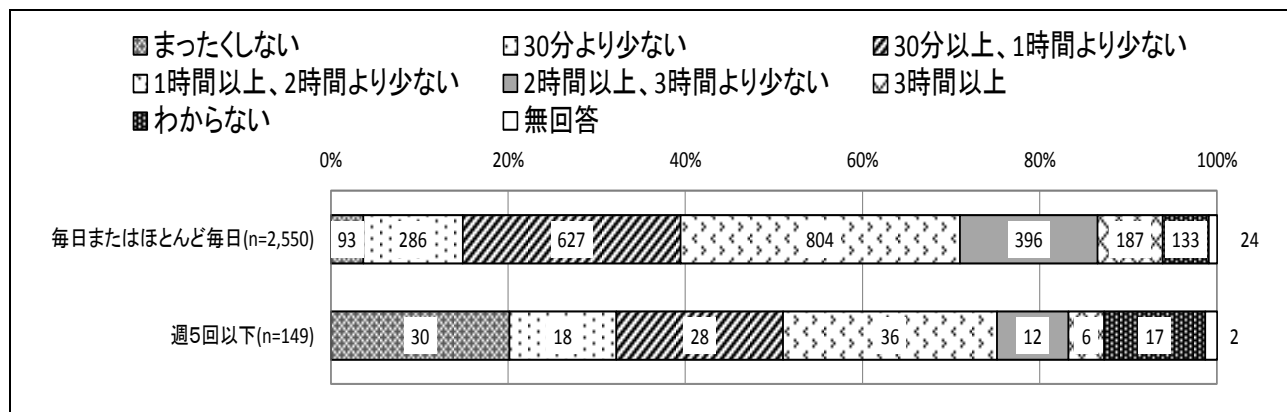
<子供の通学状況（不登校）についての考察>

*不登校の子供はそうでない子供よりも、学校や勉強、自分のこと、おうちのこと、進学・進路のこと等、多岐にわたって悩む割合が高く、自己効力感（セルフ・エフィカシー）も低くなっています。さらに「悩んだときの対処を教えてくれる人」がいない割合を見ると、「不登校」では16.0%に上ります。

◇困窮度別に見た、朝食の頻度（小中学生回答）



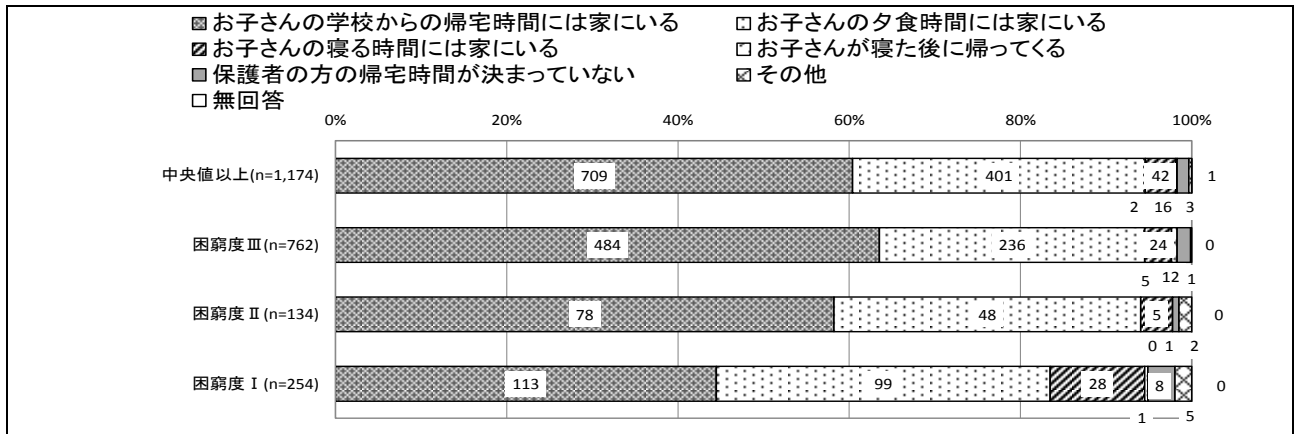
◇朝食の頻度別に見た、授業以外の勉強時間（小中学生回答）



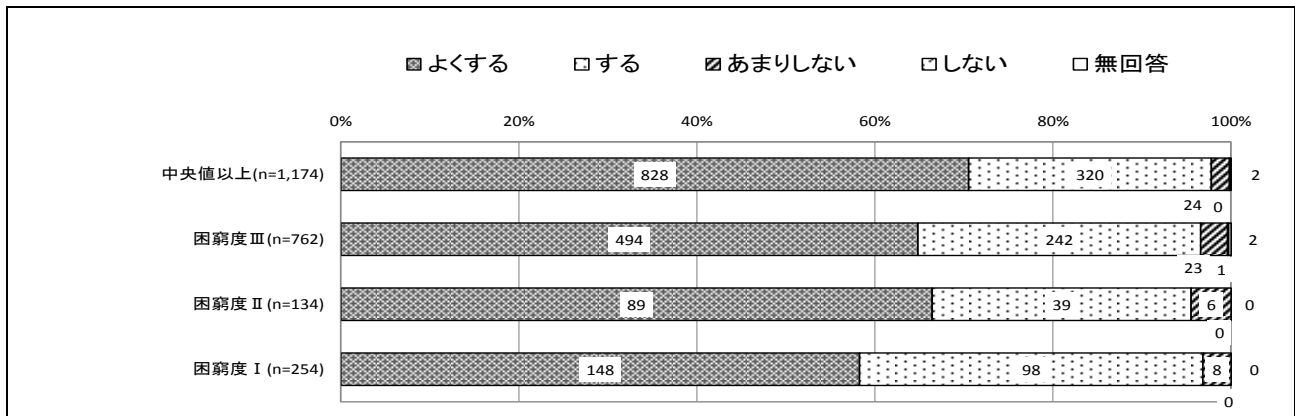
<子供の食生活（朝食）についての考察>

- * 困窮度が高くなるにしたがい、「毎日またはほとんど毎日」朝食を食べる頻度が低くなっています。
- * 困窮度Ⅰの世帯では、12.4%が「毎日またはほとんど毎日」朝食をとっていないと回答しています。
- * 授業以外の勉強時間が「まったくしない」「30分より少ない」子供のうち、「毎日またはほとんど毎日朝食を食べている」子供は14.9%、週5回以下しか朝食を食べていない子供は32.2%です。

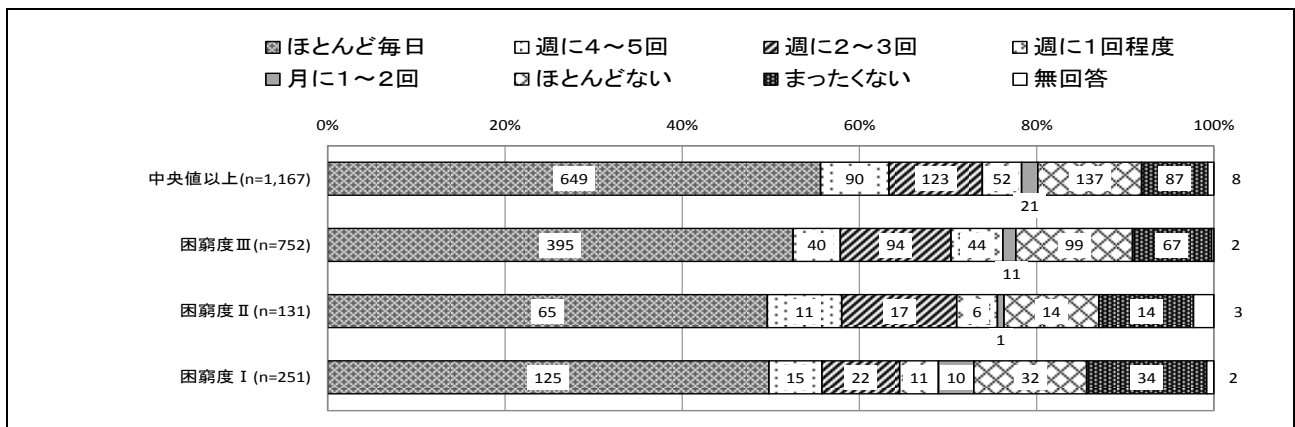
◇困窮度別に見た、保護者の在宅時間（小中学生保護者回答）



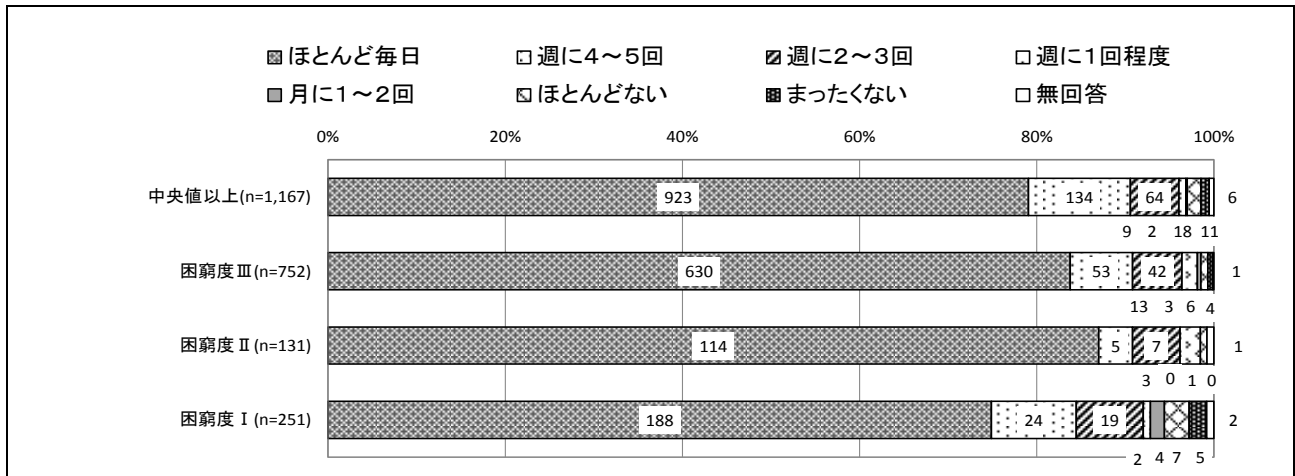
◇困窮度別に見た、保護者と子どもの関わり（子どもと会話）（小中学生保護者回答）



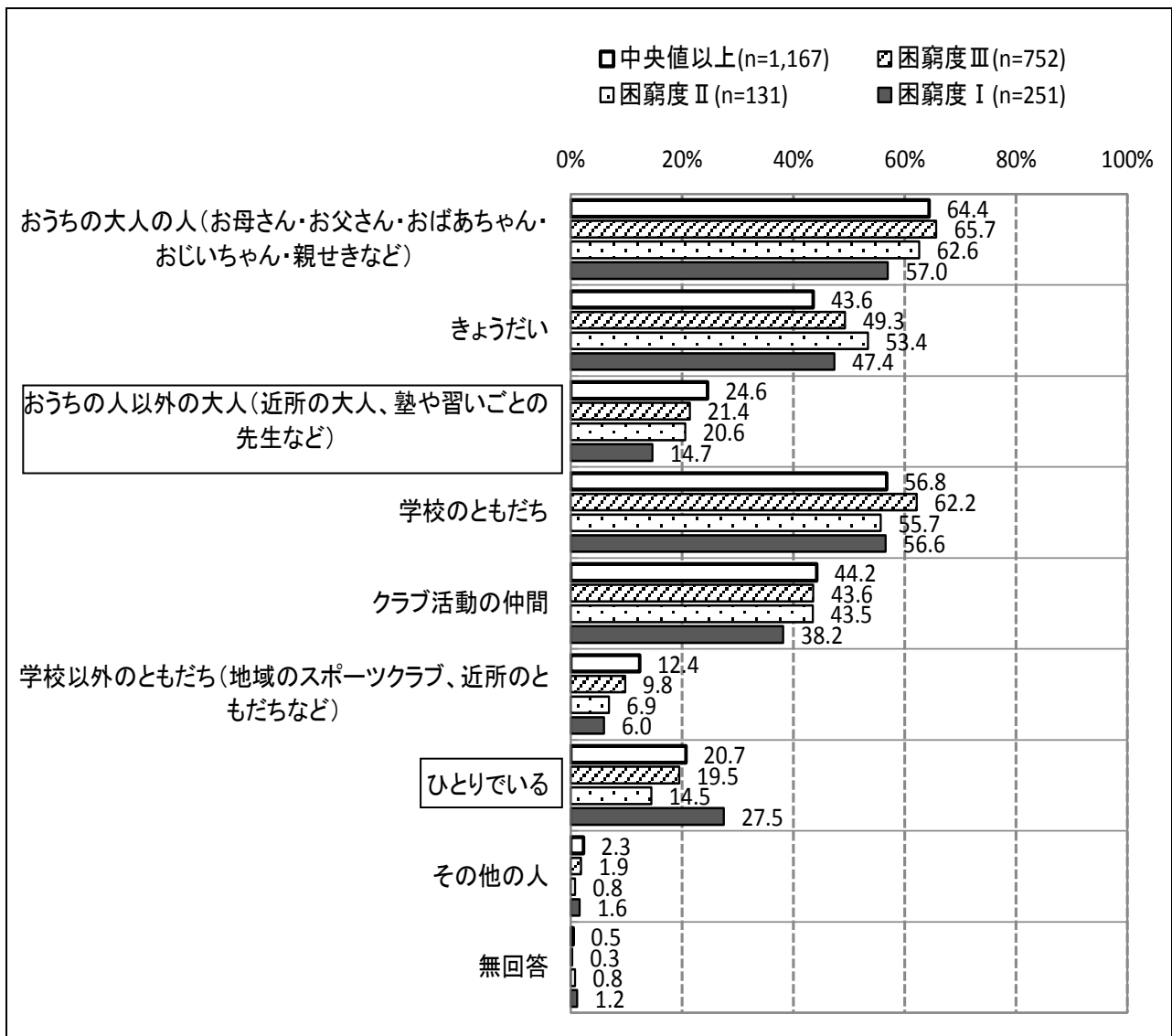
◇困窮度別に見た、保護者と子どもの関わり（おうちの大人と朝食を食べるか）（小中学生回答）



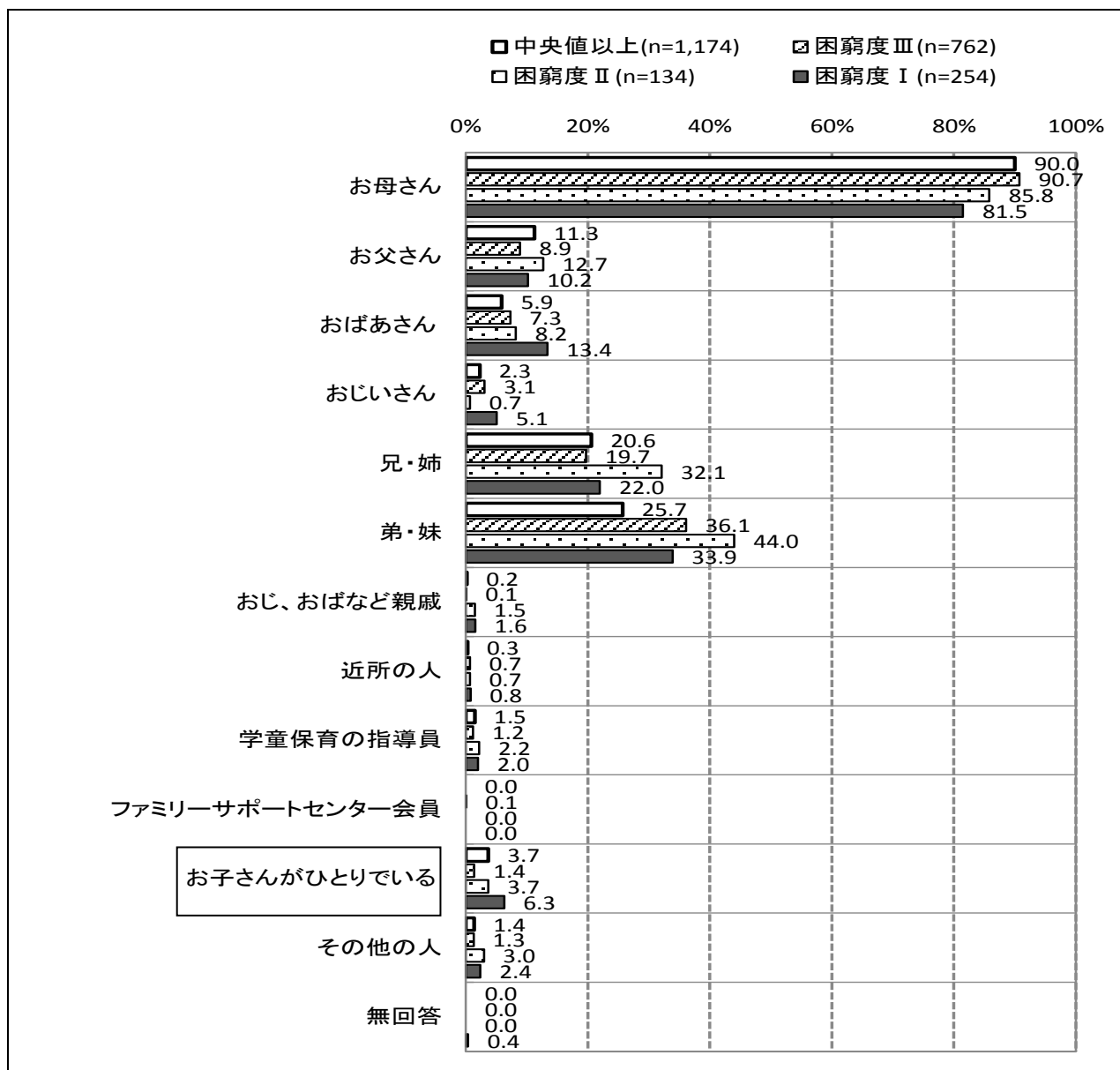
◇困窮度別に見た、保護者と子どもの関わり（おうちの大人と夕食を食べるか）（小中学生回答）



◇困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人（小中学生回答）



◇ 困窮度別に見た、子どもと過ごす時間が長い人（小中学生保護者回答）

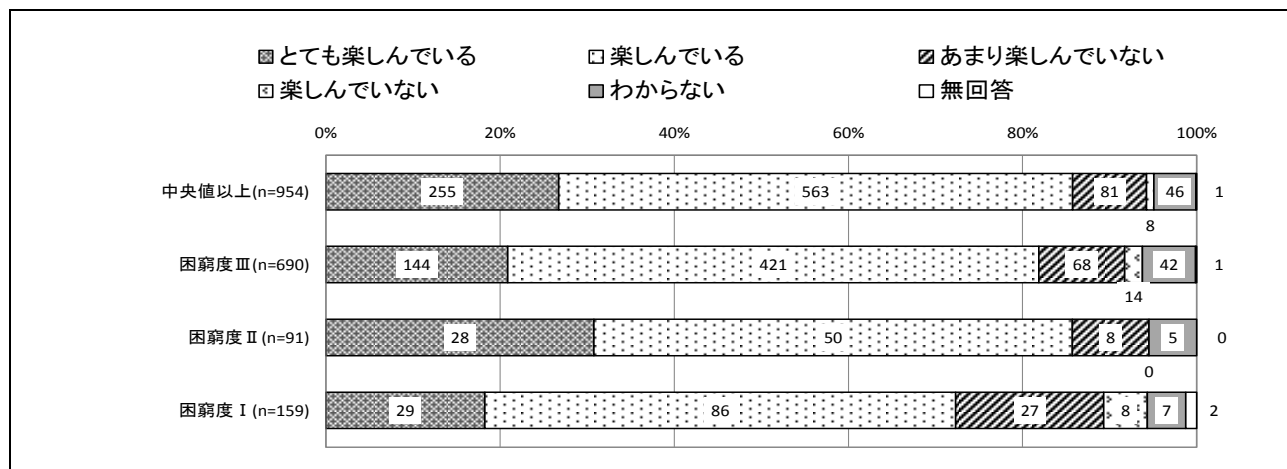


< 子供の居場所についての考察 >

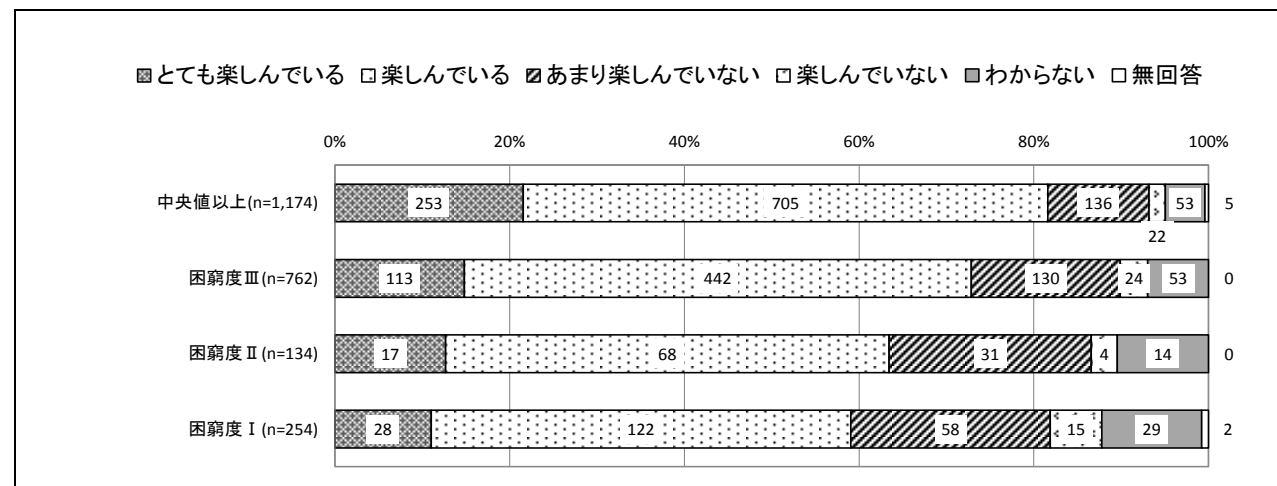
- * 困窮度Ⅰの世帯では、55.5%が子供の帰宅時間に保護者が家にいない留守家庭となっています。
- * 困窮度Ⅰの世帯の子供が放課後ひとりである割合が特に多くなっています。また、おうちの人以外の大人と過ごす機会が少なくなっています。
- * 放課後、自分の子供がひとりで過ごしていると考えている保護者は1.4%～6.3%ですが、実際はひとりであると答えた子供は14.5%～27.5%に上り、困窮度を問わず保護者の認識と子供の実態が乖離しています。
- * 困窮度が高まるにつれて親と朝食をまったく食べていない子供が増加します。

(3) 生活・健康面

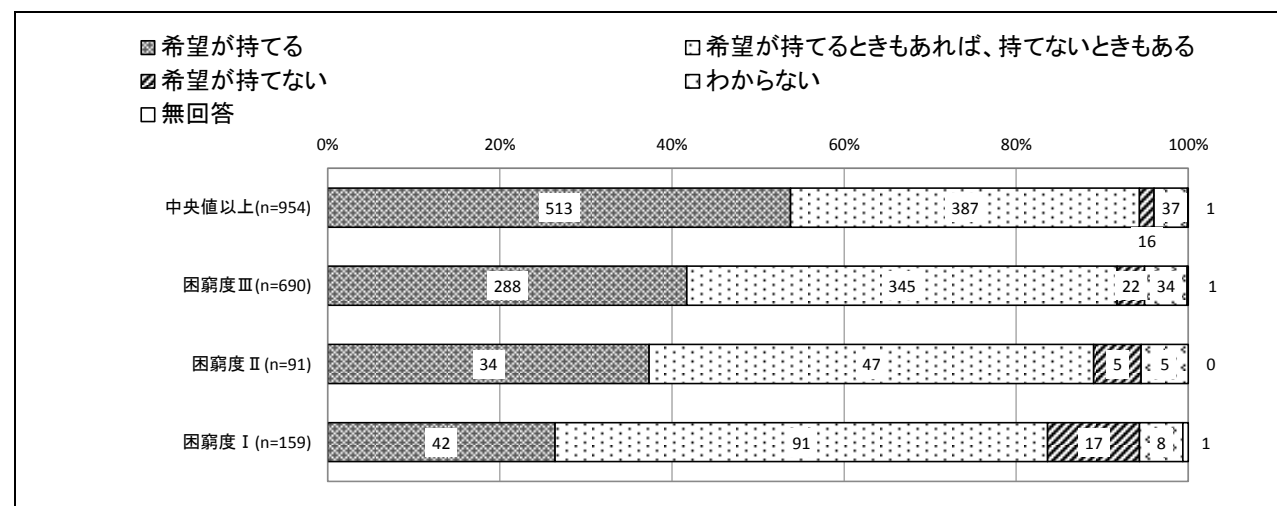
◇困窮度別に見た、心の状態（生活を楽しんでいるか）（5歳児保護者回答）



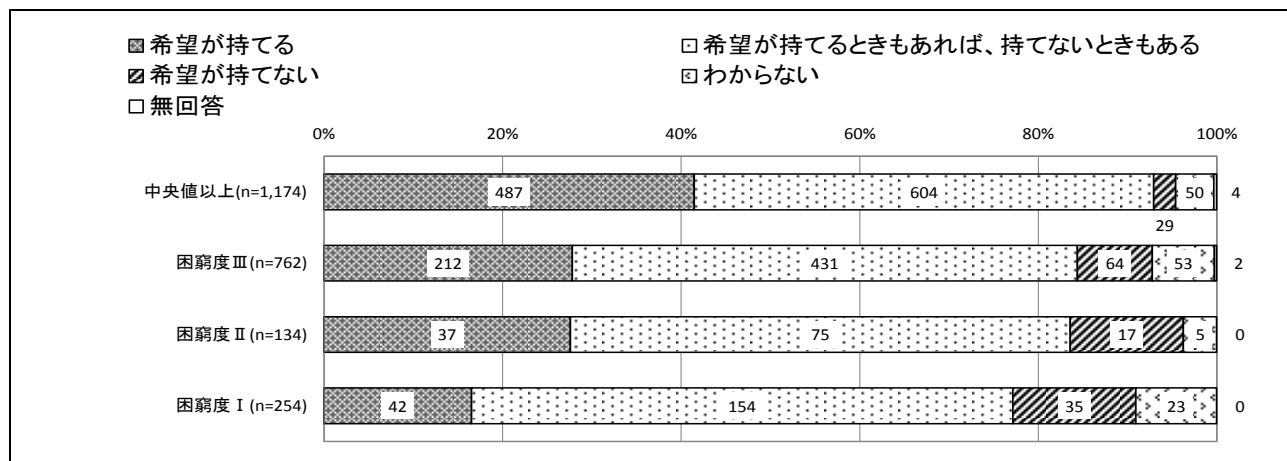
◇困窮度別に見た、心の状態（生活を楽しんでいるか）（小中学生保護者回答）



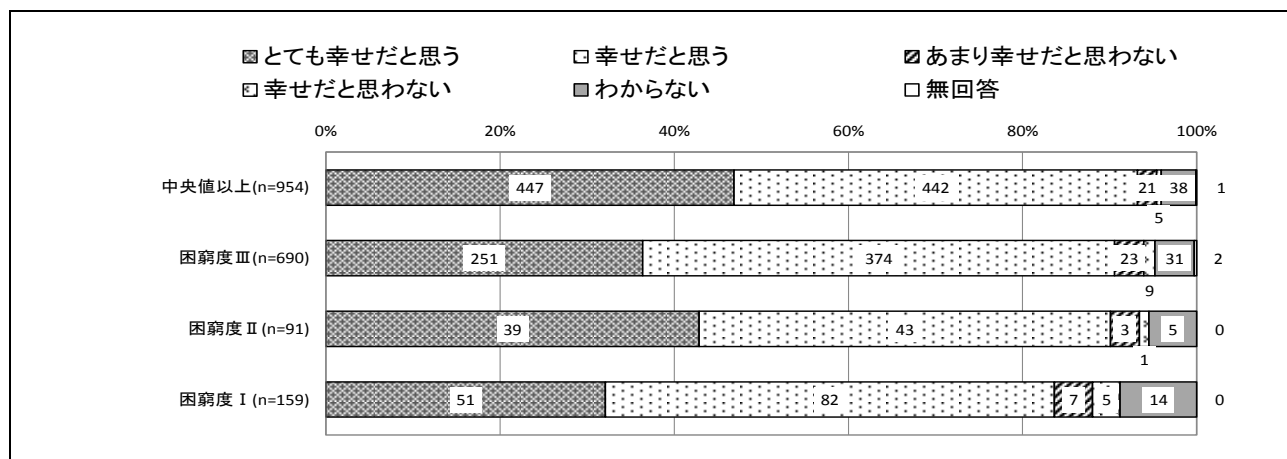
◇困窮度別に見た、心の状態（将来への希望）（5歳児保護者回答）



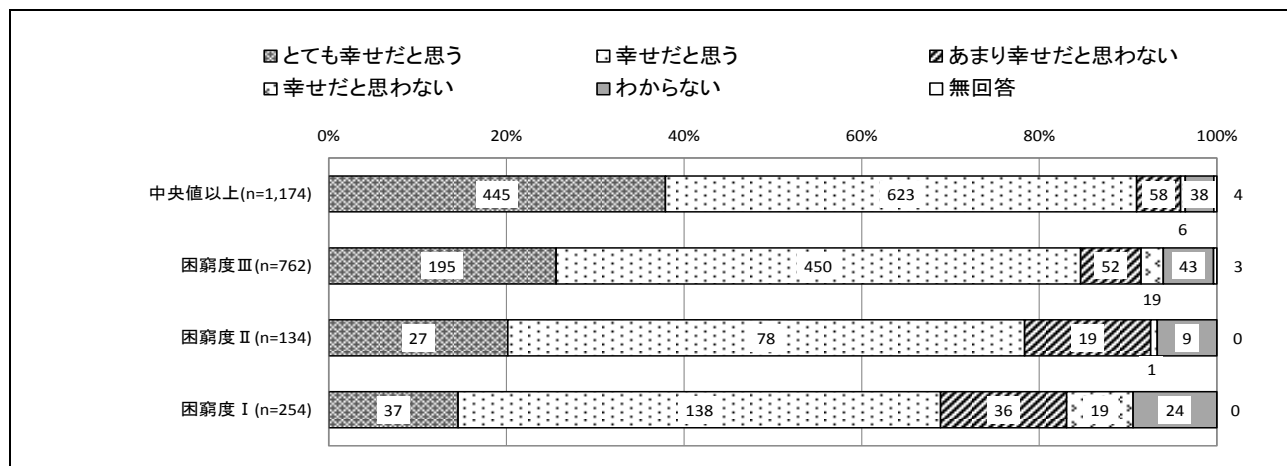
◇困窮度別に見た、心の状態（将来への希望）（小中学生保護者回答）



◇困窮度別に見た、心の状態（幸せだと思うか）（5歳児保護者回答）



◇困窮度別に見た、心の状態（幸せだと思うか）（小中学生保護者回答）

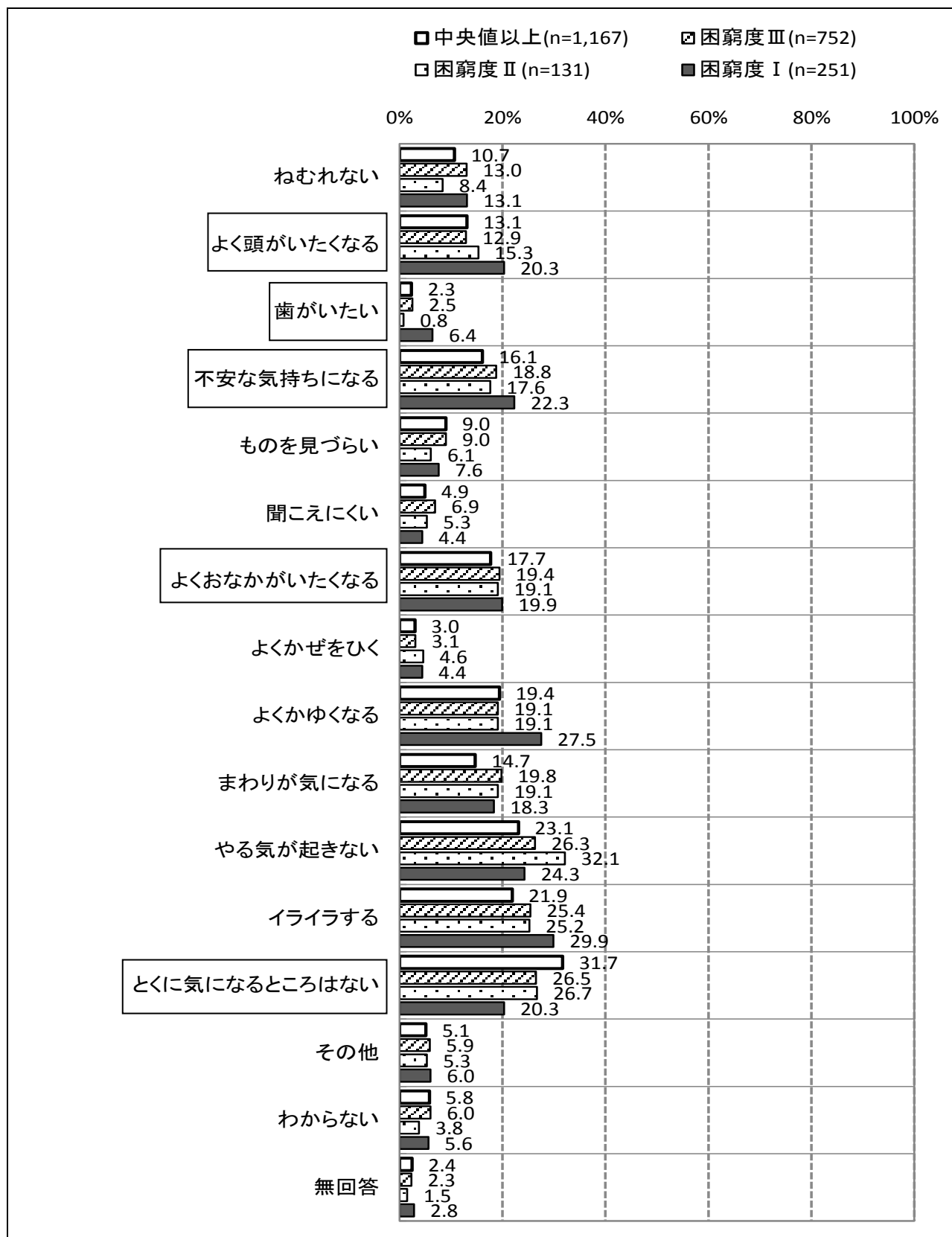


<保護者の心の状態についての考察>

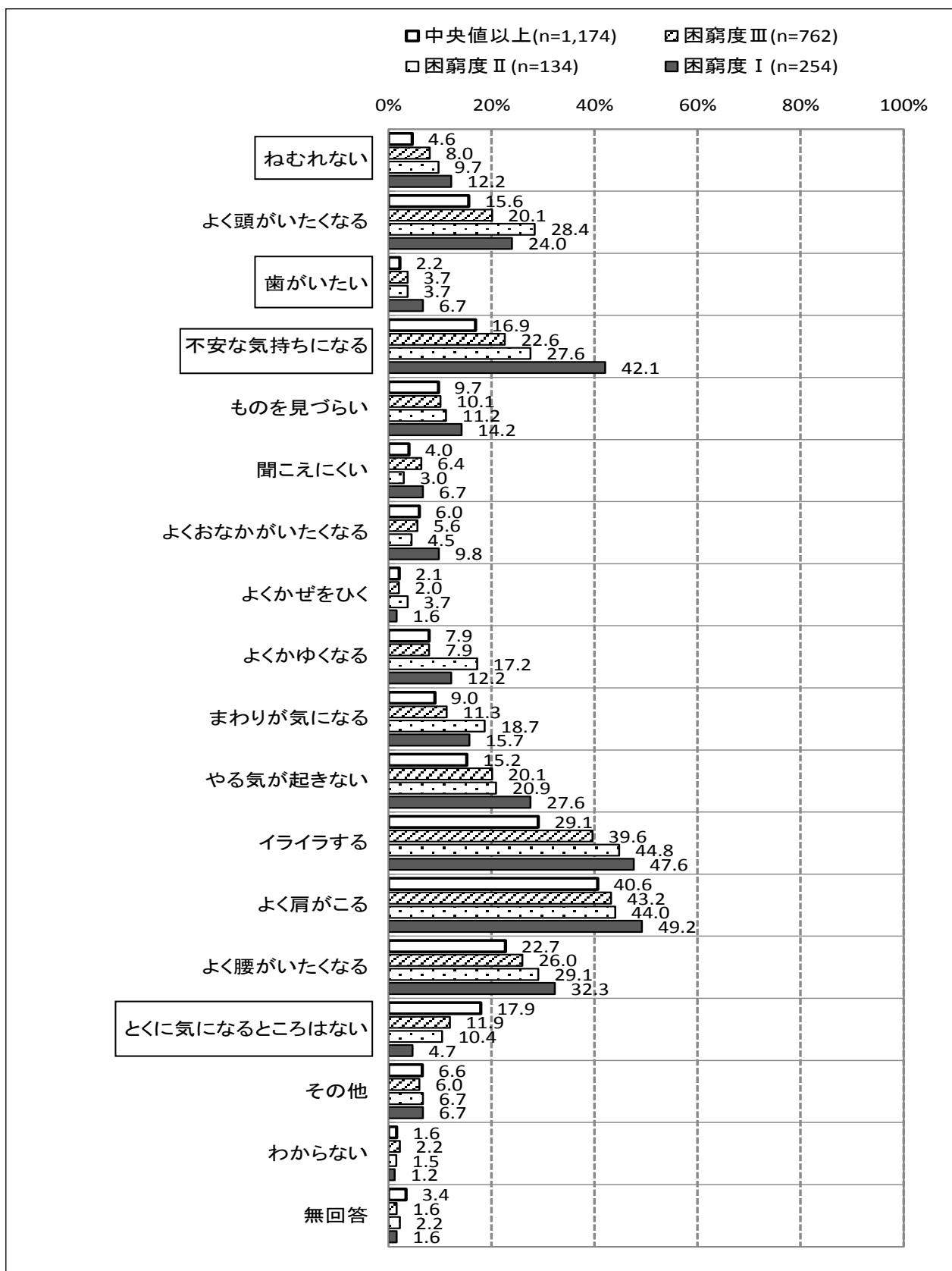
* 「生活を楽しんでいるか」「将来への希望」「幸福感」については、中央値以上の世帯に対して困窮世帯では肯定的な回答の割合が低下しています。

* 5歳児保護者より小中学生保護者が精神的に厳しい状態に置かれています。

◇困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること（小中学生回答）



◇困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること（小中学生保護者回答）



<困窮がもたらす心身の状態についての考察>

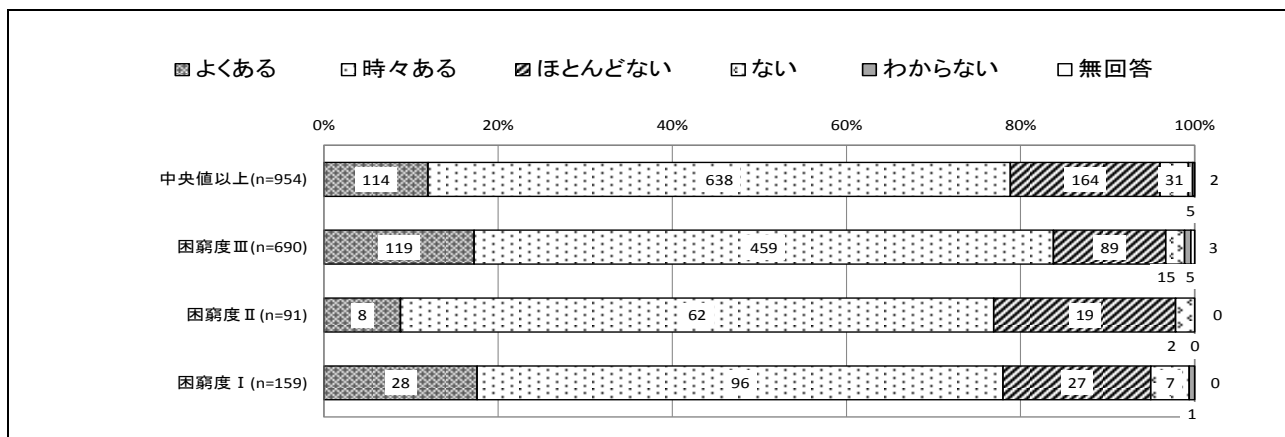
* 困窮度が高まるにつれて、子供、保護者ともに「とくに気になるところはない」と答えた世帯が少なくなっています。

* 困窮度が高まるにつれ「ねむれない」保護者が増加しています。

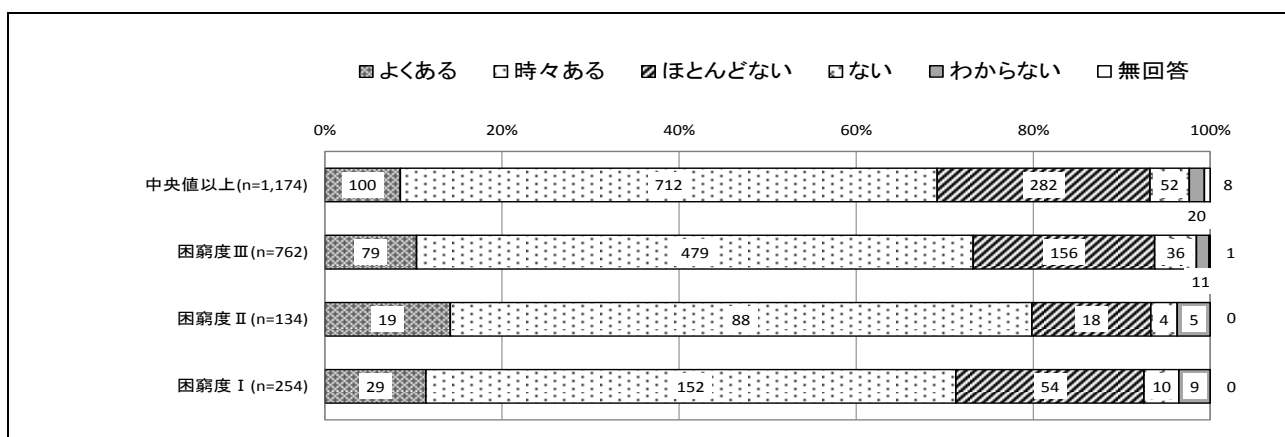
* 困窮度Ⅰの世帯の子供と保護者ともに精神的症状では「不安な気持ちになる」、身体的症状では「歯が痛い」が多くなっています。

* 困窮度を問わず、子供が「よくおなかのいたくなる」と回答しています。

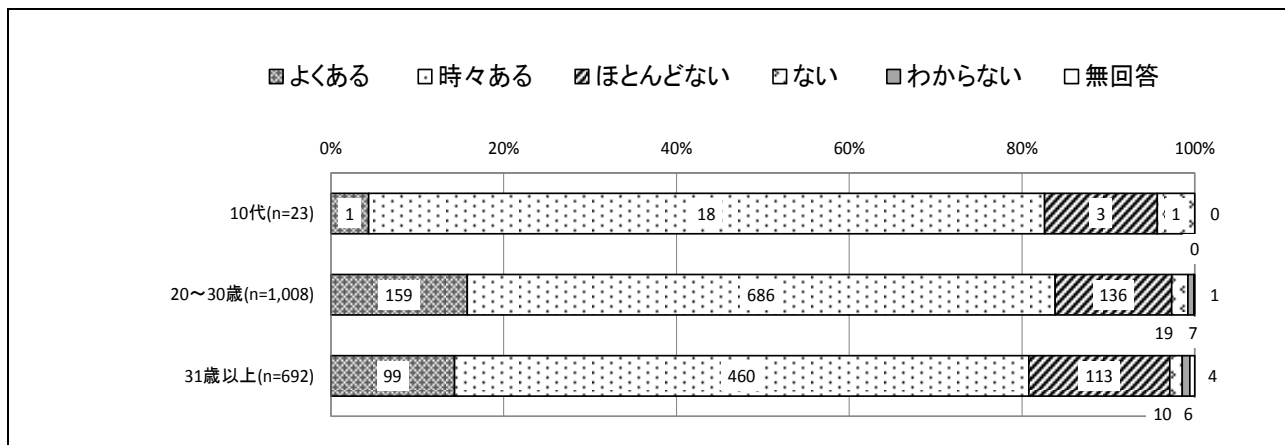
◇困窮度別に見た、不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうこと（5歳児保護者回答）



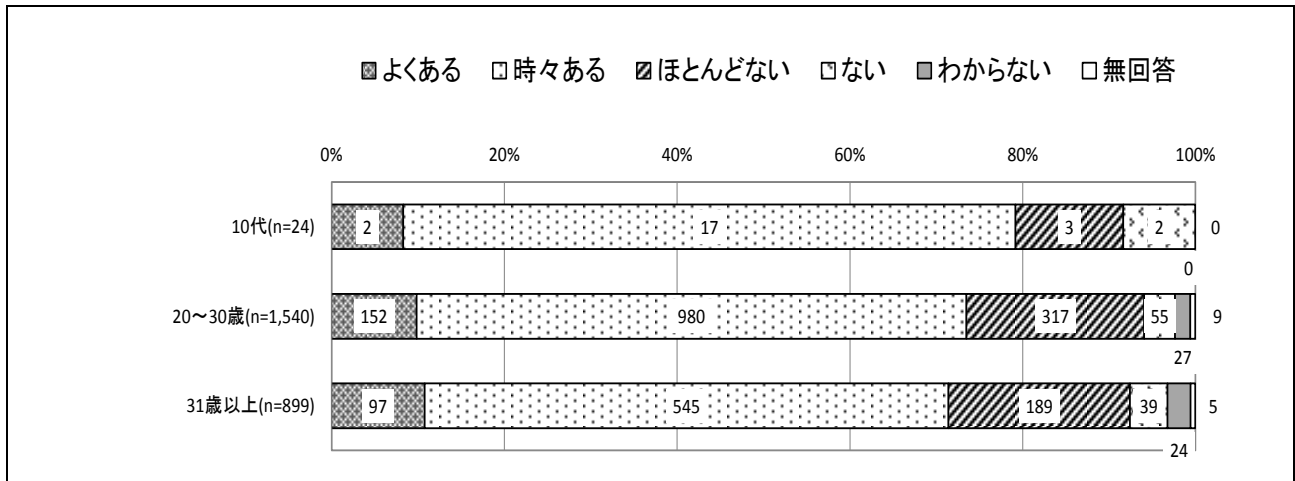
◇困窮度別に見た、不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうこと（小中学生保護者回答）



◇初めて親となった年齢別に見た、不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうこと（5歳児保護者のうち母親回答）



◇初めて親となった年齢別に見た、不安やイライラなどの感情を子どもに向けてしまうこと（小中学生保護者のうち母親回答）

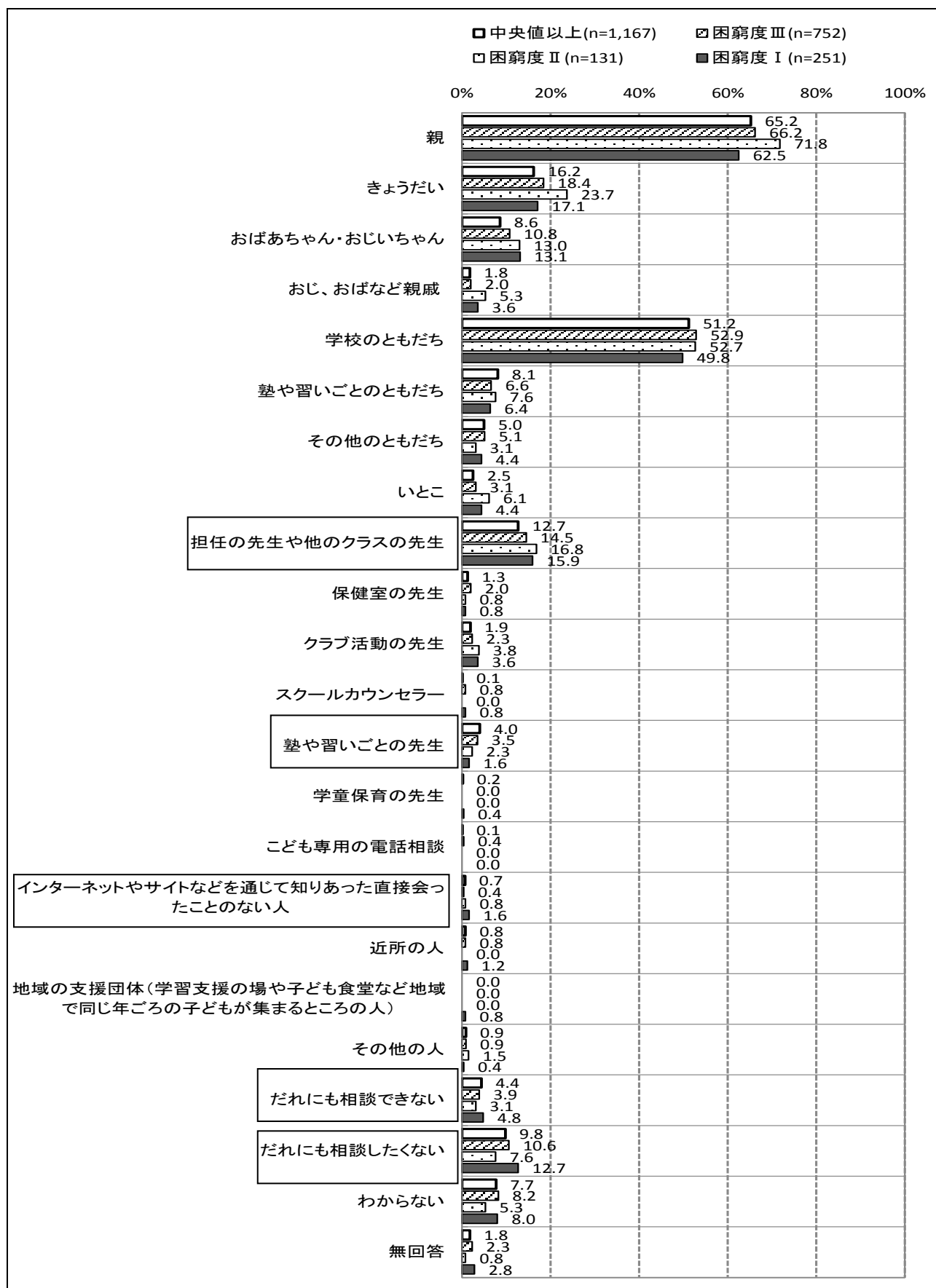


＜子供に向けられる保護者の負の感情（児童虐待の危険性）についての考察＞

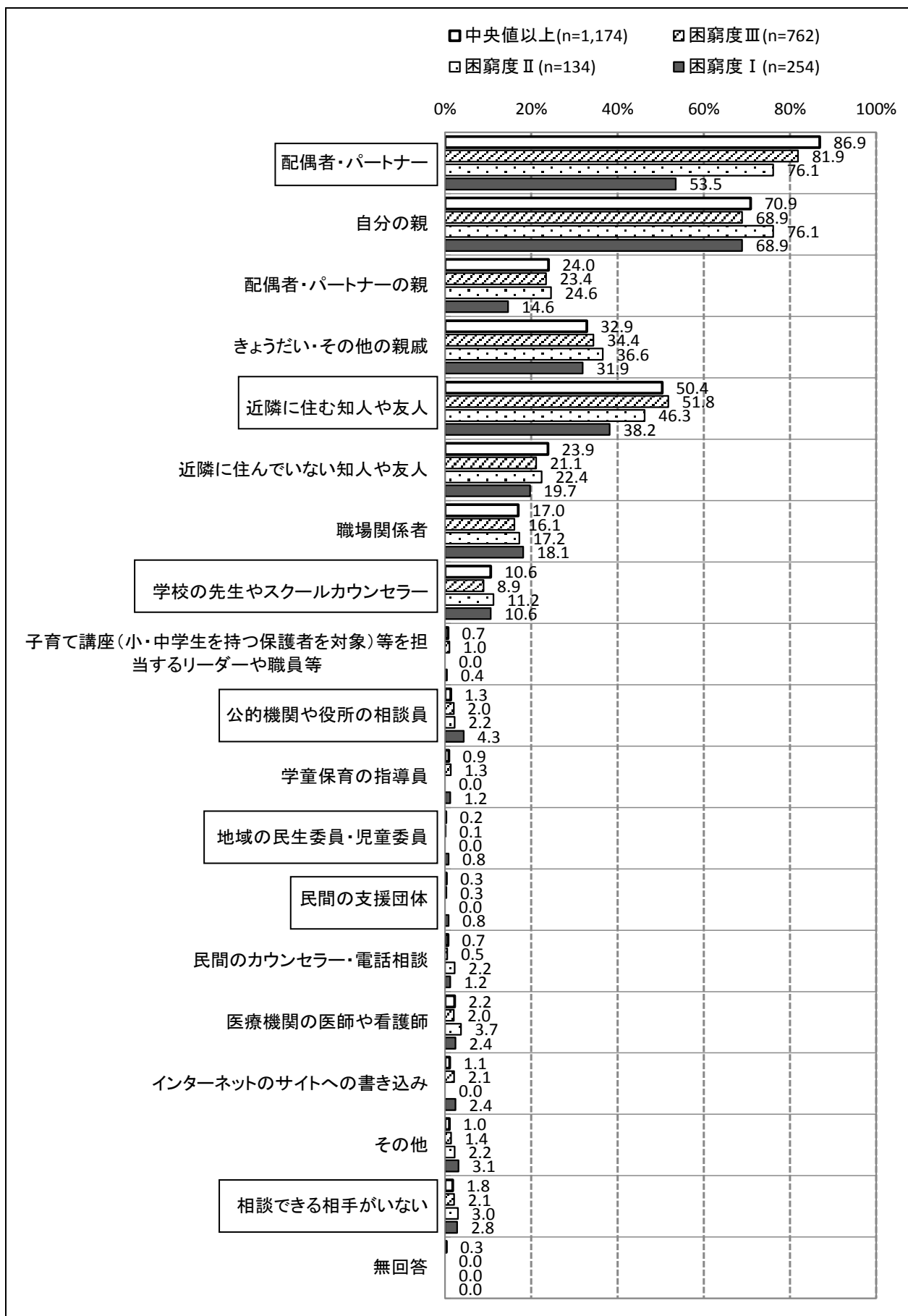
* 困窮度と初めて親となった年齢別によって大きな差はありません。

* 「よくある」、「時々ある」について、小中学生保護者より5歳児保護者が多く回答しています。

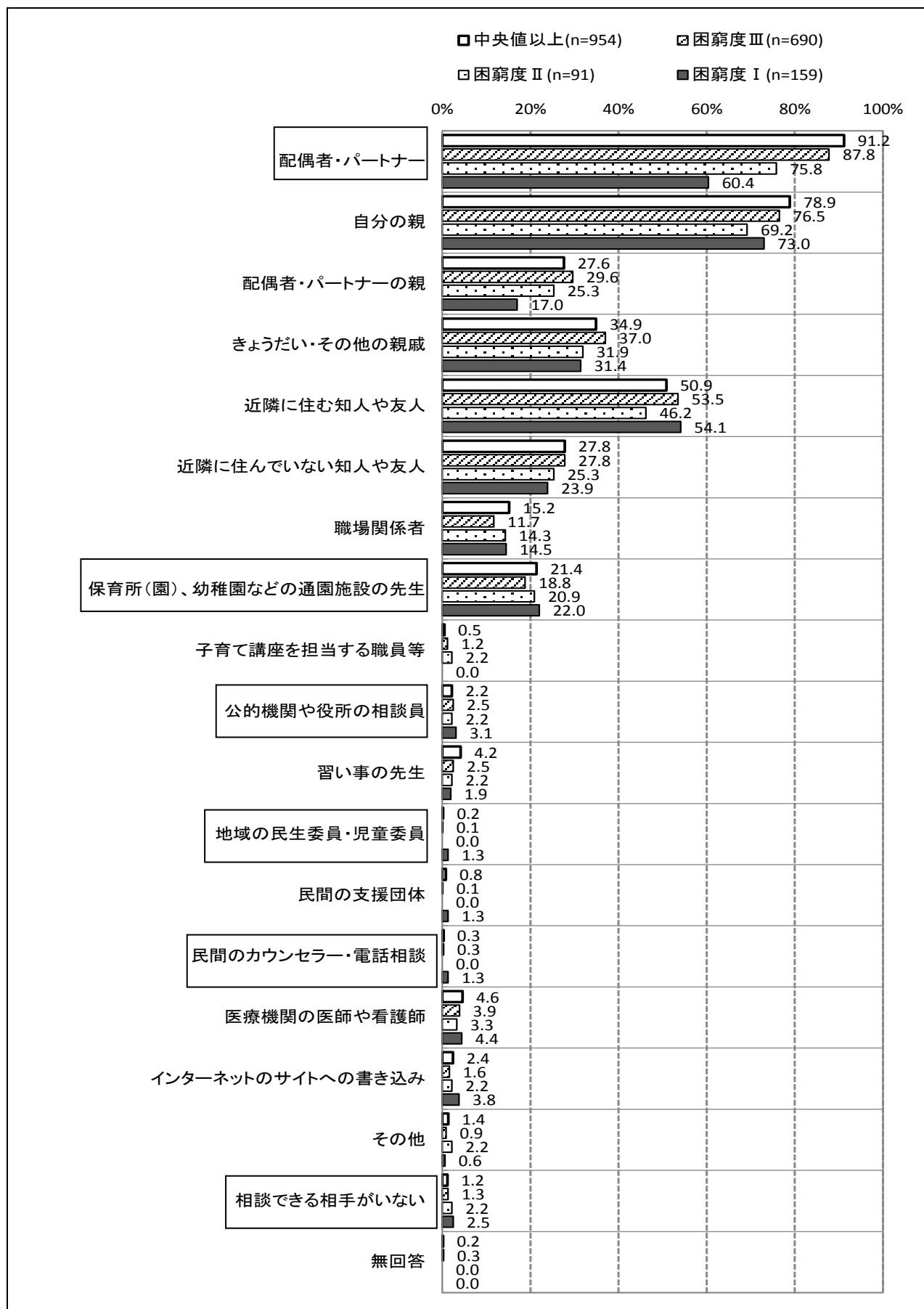
◇困窮度別に見た、嫌なことや悩んでいるときの相談相手（小中学生回答）



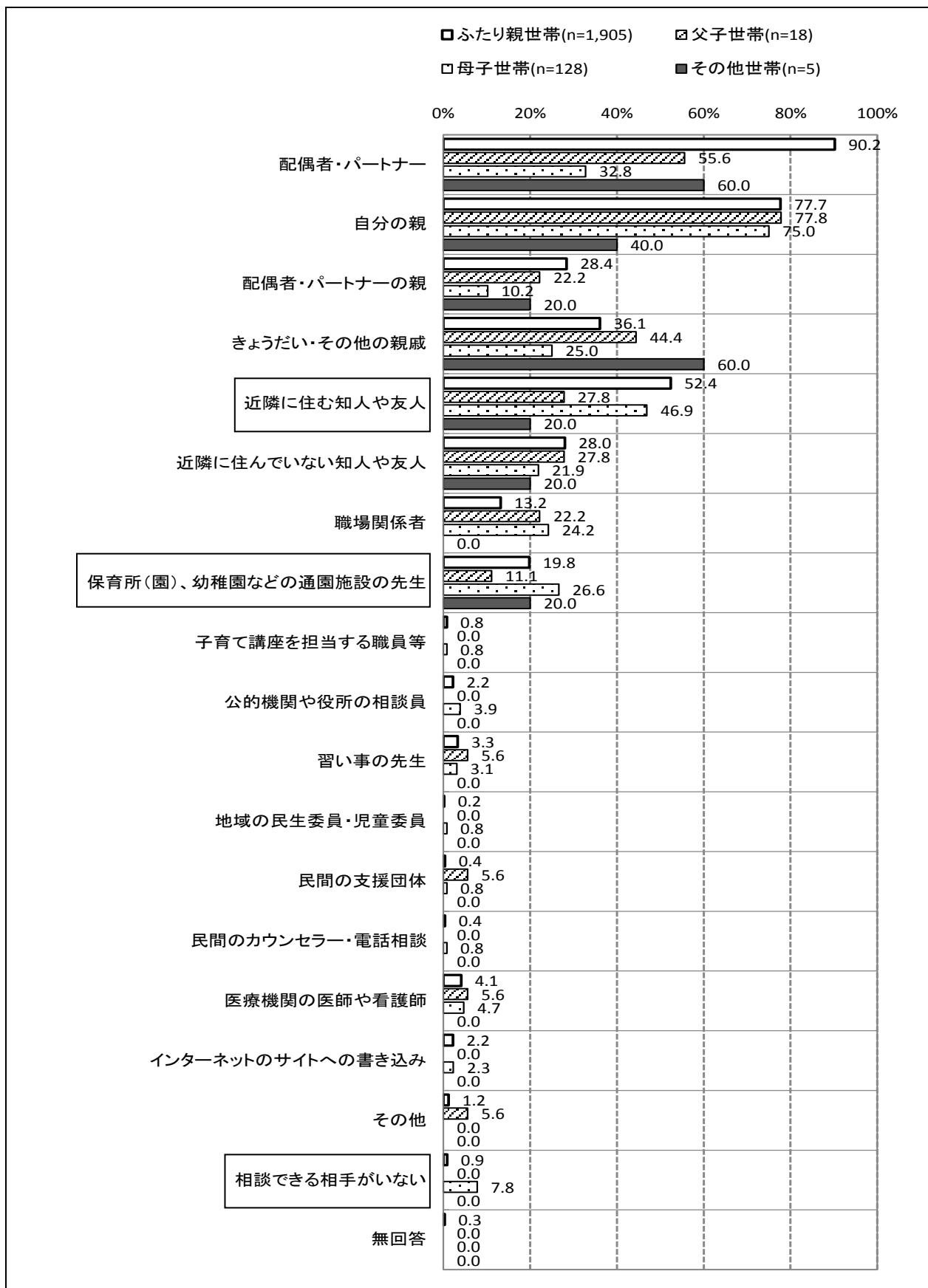
◇困窮度別に見た、困ったときの相談先（小中学生保護者回答）



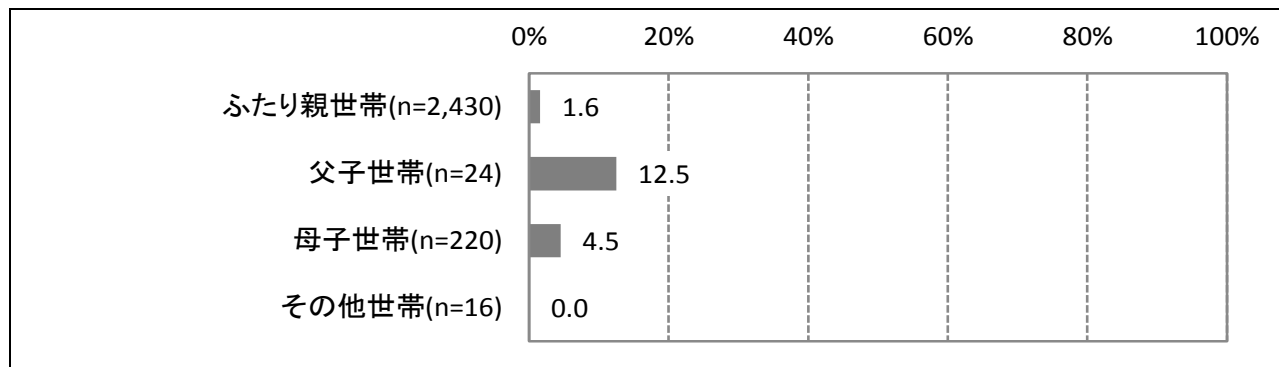
◇困窮度別に見た、困ったときの相談先（５歳児保護者回答）



◇世帯構成別に見た、困ったときの相談先（５歳児保護者回答）



◇世帯構成別に見た、保護者の困ったときの相談相手のいない割合（小中学生保護者回答）



<困った時の相談相手についての考察>

[子供]

- * 困窮度Ⅰの世帯で「だれにも相談したくない」と回答した割合が高くなっています。
- * 「だれにも相談できない」子供の割合は困窮度に関係なく存在しています。
- * 「塾や習い事の先生」は困窮度が高まるにつれ減少しています。
- * 困窮度を問わず学校の先生が相談窓口となっています。
- * 「インターネットを通じて知り合った人」とありますが、子供がトラブルに巻き込まれないよう注意を要します。

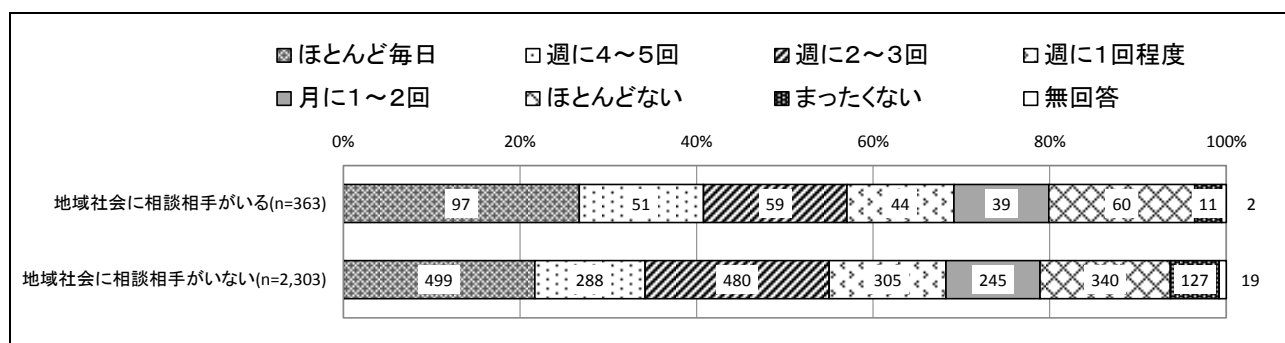
[保護者]

- * 小中学生保護者の相談相手や相談先においては、困窮度が高まるにつれて「配偶者・パートナー」「近所に住む知人や友人」と回答する割合が減少し、「相談できる相手がいない」と回答する割合が増加しています。（中央値以上の世帯では5歳児保護者1.2%、小中学生保護者1.8%、困窮度Ⅰの世帯では5歳児保護者2.5%、小中学生保護者2.8%）
- * 「地域の民生委員・児童委員」「公的機関や役所の相談員」が困窮度Ⅰの世帯では多くなっています。
- * 困窮度を問わず「学校の先生やスクールカウンセラー」「保育所（園）、幼稚園などの通園施設の先生」が相談窓口となっています。

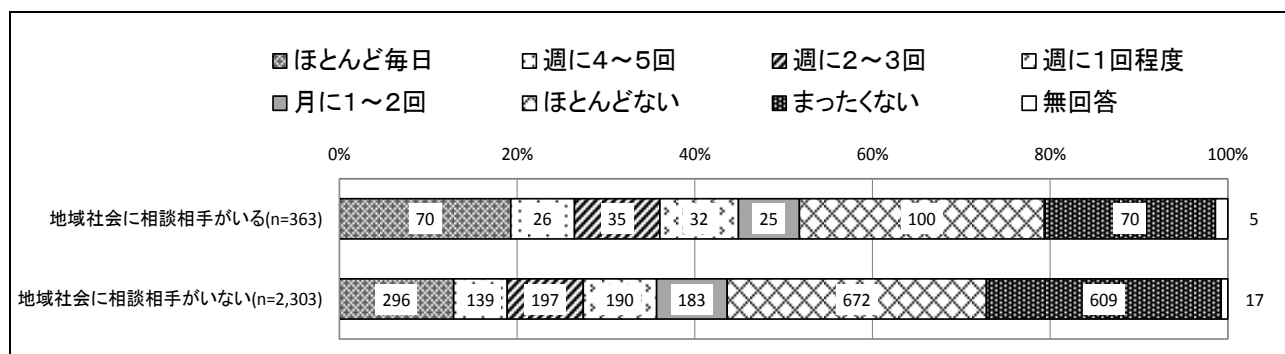
[世帯別]

- * 5歳児保護者では「相談できる相手がいない」割合が最も高いのは母子世帯となっています。
- * 小中学生保護者では「困った時の相談相手がいない」割合が最も高いのは父子世帯となっています。
- * 5歳児保護者のうち母子世帯では「近隣に住む知人や友人」「保育所（園）、幼稚園などの通園施設の先生」が多くなっています。

◇地域社会に相談相手がいるかどうかと、保護者と子どもの関わり（家の手伝いをするか）（小学生とその保護者回答）



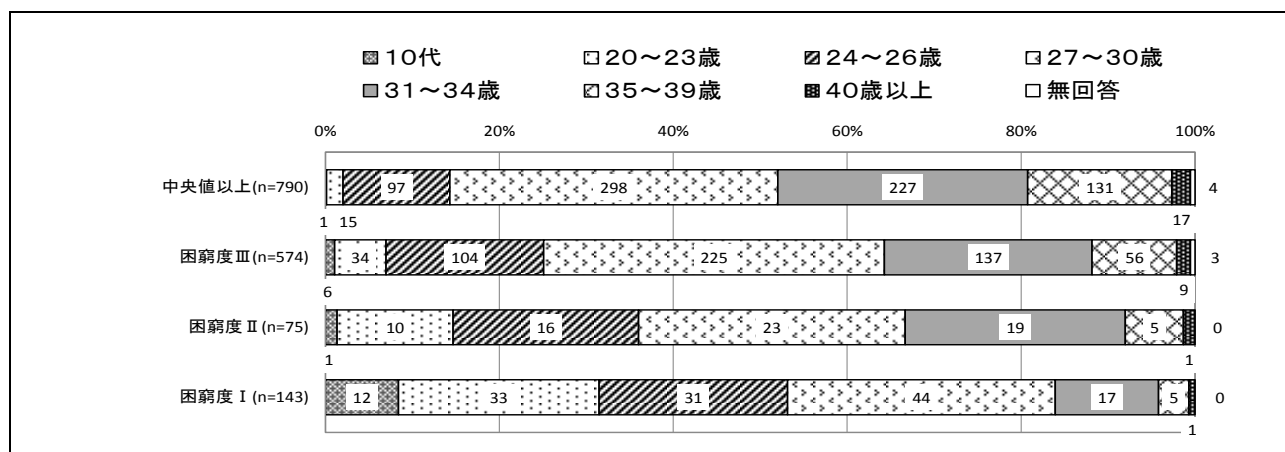
◇地域社会に相談相手がいるかどうかと、保護者と子どもの関わり（おうちの大人に宿題をみてもらうか）（小学生とその保護者回答）



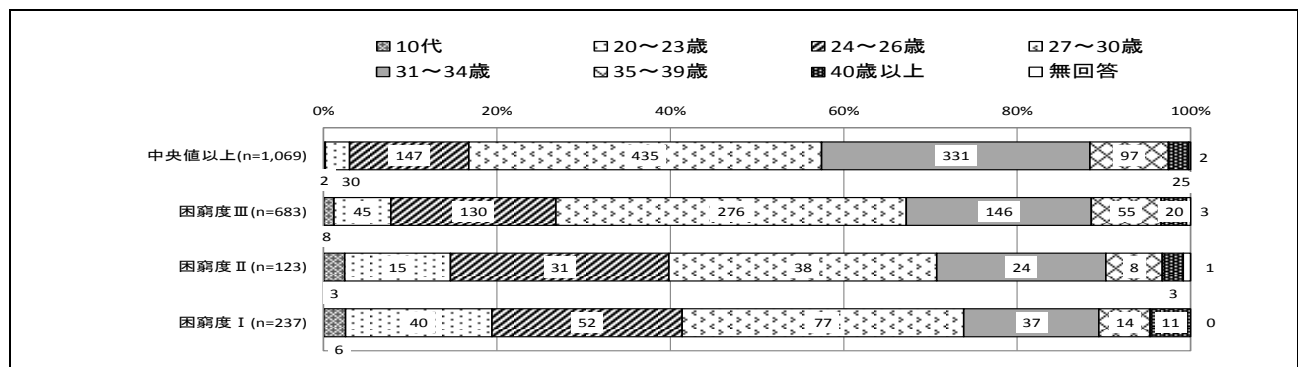
<地域社会に相談相手の有無についての考察>

* 地域社会に相談相手がいる場合はいない場合に比べ、家の手伝い、おうちの大人に宿題を見てもらうなどの割合が高まり、地域社会における相談相手の存在と家庭環境との関連が推測されます。

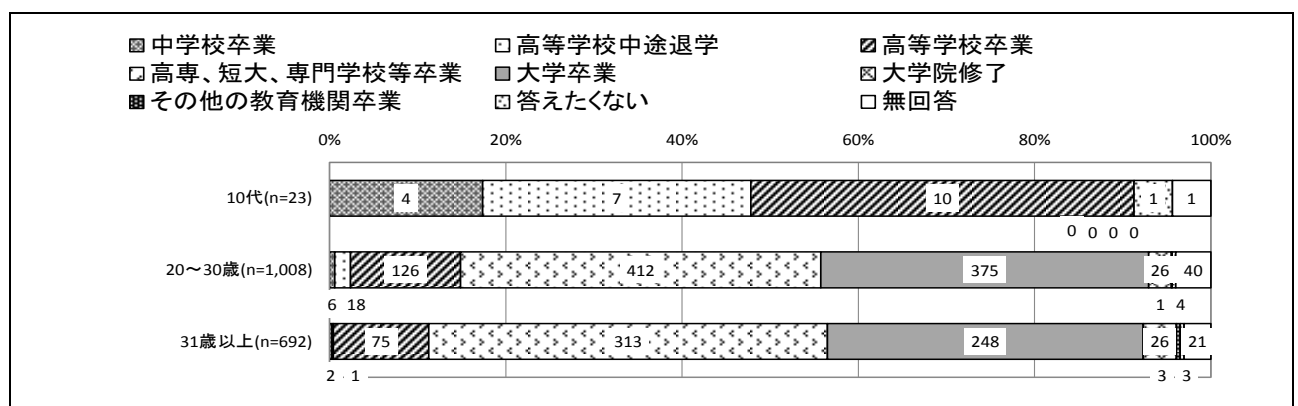
◇困窮度別に見た、初めて親となった年齢（5歳児保護者のうち母親回答）



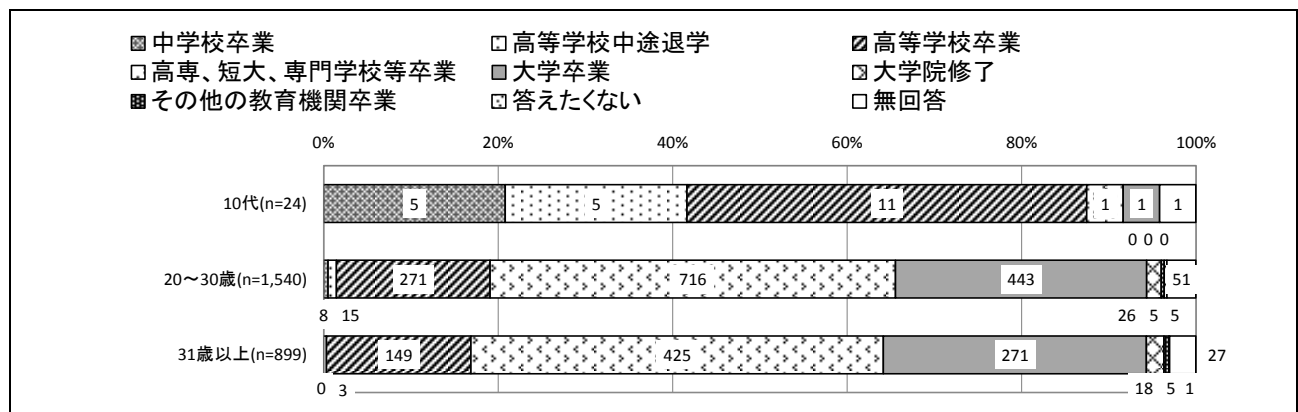
◇困窮度別に見た、初めて親となった年齢（小中学生保護者のうち母親回答）



◇初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴（5歳児保護者のうち母親回答）



◇初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴（小中学生保護者のうち母親回答）

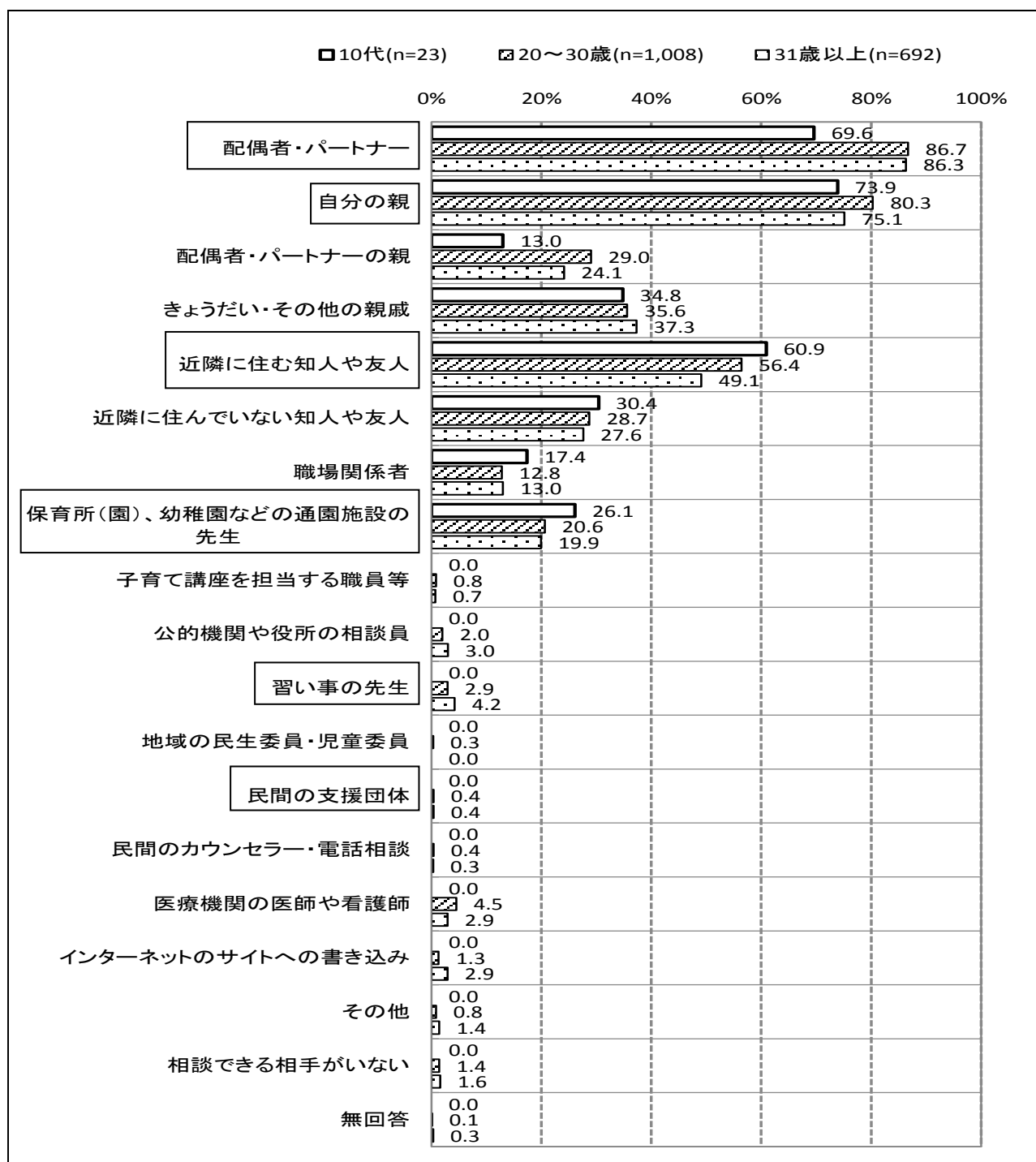


<若年で親になった世帯についての考察>

- *「困窮度別 初めて親となった年齢(母親回答)」について、困窮度 I の世帯で10代および20～23歳の割合が高くなっています。(中央値以上の世帯では5歳児保護者2.03%、小中学生保護者2.99%、困窮度 I の世帯では5歳児保護者31.5%、小中学生保護者19.4%)
- *母親の学歴を出産年齢別にみると、20～30代では、中学校卒業、高等学校中途退学がごく僅に対して、10代では、中学校卒業、高等学校中途退学の割合が増えています。

(10代では5歳児保護者47.8%、小中学生保護者41.7%、20～31歳以上では5歳児保護者1.59%、小中学生保護者1.07%)

◇初めて親となった年齢別に見た、困ったときの相談先（5歳児保護者回答）



<若年で親になった保護者の相談先についての考察>

- * 「近隣に住む知人や友人」「保育所(園)、幼稚園などの通園施設の先生」が多く、5歳児保護者のうち母子世帯と同じ傾向を示しています。
- * 「配偶者・パートナーやその親」が少なくなっています。
- * 「地域の民生委員・児童委員」「公的機関や役所の相談員」がゼロになっています。

5 支援機関等への調査結果について

(1) 目的

地域で子供や子育て家庭を支援する機関の現状及び課題を把握するため、市内の子育て支援・教育・福祉等に係る支援機関にヒアリングまたは記述式アンケートで調査を実施しました。

(2) 調査対象

● 地域・民間団体・NPO等	7 機関	20 か所
学習支援実施団体、子育て広場、JOBカフェ吹田、母子寡婦福祉会、社会福祉協議会 障がい者（児）相談支援事業者、民生委員・主任児童委員		
● 公的機関	9 機関	20 か所
教育センター、適応指導教室（教育センター）、児童館、保健センター、家庭児童相談課 福祉総務課、子育て給付課、生活福祉室、生活困窮者自立支援センター		
● 学校・園	3 機関	12 か所
スクールソーシャルワーカー、保育幼稚園室、高等学校		

(3) 主な調査内容

- ア 日頃、支援を行っている中での不足点
- イ 他機関との連携について状況と課題
- ウ 関係機関との連携の工夫や施策への提案
- エ 経済困窮をはじめ複数の課題を抱えるケース対応の課題と改善策

(4) 調査結果

日頃、支援を行っている中での不足点（主な意見）
支援者の知識・経験 26.1%、公的な協力・支援の仕組みや制度 26.1%、マンパワー 17.4%、責任者・同僚との相談機会 6.5%、他機関連携 6.5%、その他 17.4% ■ 各機関の役割や制度、対応・支援に関する知識、経験等が不足している。支援の内容が多様化し対応が難しい。 ■ 縦割り行政で関わりに限界を感じる。制度や仕組みには限界があり、ケースによって適応できないことがある。制度や相談先が周知・浸透していない。 ■ 地域での支援は場所、資金等の公的支援、地元の理解がないと気持ちだけでは運営継続が困難。 ■ 人手不足できめ細やかな相談対応ができない。また、対応できる場所も時間も不足。 ■ アウトリーチ支援をする機関が少ない、ボランティアの協力が必要だが確保が困難。 ■ 個人情報の障壁があり、連携や共有が困難。

他機関との連携の場や会議

- 子育て・児童関係：子育て支援関係機関連絡会、中学校区地域教育協議会、地域によっては小学校との情報交換等をおこなっている。
- 障がい関係：サービス担当者会議、療育支援関係会議。
- 子ども・若者地域連絡協議会。（ひきこもりのネットワーク会議）
- 要保護児童等に関する吹田市児童虐待防止ネットワーク会議。
- 生活困窮者自立支援連絡調整会議。

他機関との連携についての課題（主な意見）

- 担当者の資質向上、スキルアップが必要。人が変わっても引き継がれていく理解と認識。
- 連絡会の開催頻度が少なくリアルタイムに情報が得られない。個人情報の問題。
- 互いの専門性や役割の理解と共通認識。

関係機関との連携の工夫や施策への提案（主な意見）

- 顔が見える関係、信頼関係の構築。
- 縦割りでなく、各種制度や施策が横断的に周知されるような仕組みの構築。

経済的困窮をはじめ複数の課題を抱えるケース対応の課題（主な意見）

- 放課後や休日や長期休み中の子供の居場所、食事の提供、学習支援の場。（身近な場所）
- 困窮者の緊急支援のための現物支給。
- 関係機関間の連携できる関係づくり。

経済的困窮をはじめ複数の課題を抱えるケース対応の改善策（主な意見）

- 子供の衣類などのリサイクルだけでなく大人の衣類の再利用やリメイク。
- 児童と保護者を支援する地域の拠点、地域ボランティアの発掘と育成。
- 地域で支援する団体への補助金等の支援。
- 福祉職の採用、配置。

第3章 施策の展開（重点施策）

1 施策体系

国の大綱では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」を当面の重点施策として取組を行っていくこととしています。

本市においても、大綱の重点施策に沿って様々な応援施策を4つの重点施策と7つの基本支援に整理し、実態調査で明らかになった課題解決に向け、様々な事業を総合的に推進していきます。

4つの重点施策		7つの基本支援	
重点施策Ⅰ 重点施策Ⅱ 重点施策Ⅲ 重点施策Ⅳ	教育の支援	基本支援1	子供の学習環境に対する支援 〔主な事業〕生活困窮者子どもの学習支援事業、放課後学習支援事業、子どもサポートチーム事業、進路選択支援事業
	生活の支援	基本支援2	子供の居場所に対する支援 〔主な事業〕児童会館運営事業、地域住民居場所づくり補助事業、青少年活動サポートプラザ青少年相談事業、青少年活動サポートプラザ施設運営事業、山の学校・海の学校事業
		基本支援3	生活・健康への支援 〔主な事業〕生活困窮者自立相談支援事業、ひとり親家庭自立支援事業 妊産婦相談支援事業、産前・産後サポート事業
		基本支援4	安心して子育てができる環境への支援 〔主な事業〕子育て支援コンシェルジュ事業、子育て広場助成事業 地域子育て支援センター事業、子ども見守り家庭訪問事業 育児支援家庭訪問事業、育成室事業
	保護者に対する就労の支援	基本支援5	保護者に対する就労支援 〔主な事業〕地域就労支援事業、生活困窮者自立相談支援事業（再掲） 生活困窮者就労準備支援事業、ひとり親家庭自立支援事業（再掲）、
	経済的支援	基本支援6	経済的支援 〔主な事業〕生活保護事業、生活困窮者住居確保支援事業、小・中学校就学援助事業、高等学校等学習支援金支給事業
		基本支援7	ひとり親世帯への支援 〔主な事業〕児童扶養手当給付事業、ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭自立支援事業（再掲）

2 重点施策と基本支援

ここでは、各重点施策と基本支援について、支援の方向性や、事業を立案・実施する上で留意すべき点等を示します。

重点 施策 一	教育の支援	基本支援 1 子供の学習環境に対する支援 〔主な事業〕生活困窮者子どもの学習支援事業、放課後学習支援事業、子どもサポートチーム事業、進路選択支援事業
---------------	-------	---

教育の支援について国の大綱では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展につながるものであるとしています。

(1) **基本支援 1** 子供の学習環境に対する支援

ア 現状と課題

実態調査では、困窮度が高まるにつれ、子供の学習時間や家庭の大人に勉強を見てもらう時間が少ない、学習理解度が低い等の傾向が見られます。自身で学力の向上を目指そうにも経済的な理由から学習塾に通うことができない厳しい学習環境に置かれていることがわかります。

イ 支援の方向性

学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機付けを含めた学習支援が必要です。さらに対象者にあった高校への進学と、その後の円滑な高校生活の実現に結びつける取組や、社会性や協調性を育み子供の将来的な自立を促す支援が必要です。

ウ 取組の視点

- (ア) 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、生活保護世帯や生活困窮世帯の子供に重点的に支援を行います。
- (イ) 学習機会を提供することで学習意欲の醸成や学習習慣の定着を図り、貧困が与える影響を最小限に留めることができる自学学習力を育成するとともに、将来の安定した生活の実現に向け支援します。
- (ウ) 不登校や引きこもり、いじめ等困難な課題の早期解決と未然防止に努めるとともに、困難な課題を抱える子供の学校復帰や、社会的自立に向け支援をします。
- (エ) スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、臨床心理士資格を持つ教育相談員など専門的知識を有する人材を活用します。
- (オ) 自己の進路を家庭事情や経済的な理由などで躊躇したり、断念したりすることなく、将来に展望を持てるよう相談支援を行い、子供や保護者の悩みや不安を解消します。
- (カ) 「進路選択の幅を増やす」ための学力保障ではなく、「自ら進路を選択できる」ための学習機会の充実により、高校進学後の新たな頑張り（リスタート）を支えます。

重点施策Ⅱ 生活の支援	基本支援 2 子供の居場所に対する支援 〔主な事業〕 児童会館運営事業、地域住民居場所づくり補助事業、青少年活動サポートプラザ青少年相談事業、青少年活動サポートプラザ施設運営事業、山の学校・海の学校事業 基本支援 3 生活・健康への支援 〔主な事業〕 生活困窮者自立相談支援事業、ひとり親家庭自立支援事業 妊産婦相談支援事業、産前・産後サポート事業 基本支援 4 安心して子育てができる環境への支援 〔主な事業〕 子育て支援コンシェルジュ事業、子育て広場助成事業 地域子育て支援センター事業、子ども見守り家庭訪問事業 育児支援家庭訪問事業、育成室事業
---	--

生活の支援について国の大綱では、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等に配慮し、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることがないように対策を推進するとしています。

(2) **基本支援 2** 子供の居場所に対する支援

ア 現状と課題

困窮度の高い家庭の子供は、朝食を摂らない、遅刻が多い、放課後は一人で過ごすなど、基本的な生活が満たされていない状況にあり、悩んだ時に「だれにも相談したくない」と回答した割合が高くなっています。

また、困窮度が高いほど、学校外での塾や習い事、文化活動など大人と関わる様々な社会活動を体験する「機会」が少なく、これらの様々な機会を提供する「居場所づくり」の必要性があります。

イ 支援の方向性

子供たちが安心して過ごせるとともに、他者との関わりや様々な経験を通して成長することができるよう居場所の確保等、すべての子供たちが心身ともに健やかに生活できる環境づくりが必要です。

ウ 取組の視点

(ア) 地域や社会とのつながりが希薄になっている子供やその家族に対する相談支援の充実を図ります。

(イ) 子供の状況に配慮した居場所の確保に努めます。

(3) **基本支援 3** 生活・健康への支援

ア 現状と課題

実態調査からは、経済状況の悪化が子供や保護者の心身に深い影響を与えていることがうかがえます。子供や保護者の心身の健康を確保するだけでなく、健康面からアプローチすることで貧困の状態にある子供の早期発見や支援につなげる仕組みが求められています。

困窮度が高いほど10代、20～23歳で親になった割合が高く、また、10代で初めて親になった保護者の最終学歴は中学校卒業、高等学校中途退学が4割以上となっています。

予期しない妊娠が人生設計に大きな影響を及ぼしている事例も多いと考えられます。

また、若年者など支援が必要な妊産婦をはじめ、誰もが安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行う必要があります。

困窮度が高いほど、「相談できる相手がいない」とする割合が高くなっています、また、母子世帯、父子世帯ともに、それぞれの子供の成長段階において「困ったときの相談相手がいない」とする割合が多くなっています。

イ 支援の方向性

子供と保護者の心身の健康増進に努めるとともに、子育て世帯の様々な悩みに寄り添った相談支援体制をより充実させることが必要です。また、人と人との関わりが希薄化する中、身近な相談相手がいないなど、保護者が孤立することのないよう、地域や関係機関と緊密に連携を図りながら、悩みや困難を抱える保護者を早期に発見し、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

ウ 取組の視点

(ア) 妊産婦の健康確保の施策を推進します。

(イ) 妊娠期から子育て期の世帯に関わる関係機関が密接な連携を進め包括的支援を行います。

(ウ) 市が実施する各種相談の充実を図るとともに、その周知に努めます。

(4) **基本支援 4** 安心して子育てができる環境への支援

ア 現状と課題

子育てと就労の両立は重要な課題です。家庭以外に子供を養育できる場がなく、保護者が就労できなければ、世帯の収入が減少、もしくは途絶え生活困窮に陥る可能性が高まります。

この点から、待機児童問題は子供の貧困対策としても大きな要素であると考えられます。

また、子育て世帯が抱える様々な悩みや問題を早期に発見し、関係機関が連携し支援を行うことで子供の疾病や障がいの早期発見、早期治療・療育につなぐなどにより、児童虐待の未然防止を図っていくことが重要です。

イ 支援の方向性

子育てと就労の両立が図れ、安心して子育てができる環境の整備が必要です。

また、困難を抱える子供や保護者にはできるだけ早期に、かつ寄り添った支援ができるよう関係機関の連携を強化することが必要です。

ウ 取組の視点

(ア) 保育所等の待機児童解消を進めます。

(イ) 子育て支援を必要とする世帯が地域社会から孤立しないよう訪問活動を促進します。

(ウ) 支援を必要としているものの、自らSOSを発信できない世帯の掘り起しに努め、各種支援制度につなげる仕組みを充実させます。

(エ) 児童虐待防止の取組を推進するため、要保護児童対策地域協議会における児童・福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。

重点施策目

保護者に
対する
就労の支援

基本支援 5 保護者に対する就労支援

〔主な事業〕 地域就労支援事業、生活困窮者自立相談支援事業(再掲)
生活困窮者就労準備支援事業、ひとり親家庭自立支援事業(再掲)、

保護者の就労支援について国の大綱では、労働によって一定の収入を得るのは、生活の安定を図るうえで重要であることはいうまでもなく、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要があるとしています。

(5) 基本支援 5 保護者に対する就労の支援

ア 現状と課題

困窮度が高まるにつれて非正規雇用の割合が高い状況にあります。若年で出産した親やひとり親世帯(特に母子世帯)では特に非正規雇用の割合が高く、困窮度が高いと思われます。非正規雇用の家庭では、子供の将来に備えての貯蓄ができていない世帯が多く、子供の成長に伴って負担が増す教育費が不足し、貧困の連鎖につながっていると考えられます。

イ 支援の方向性

保護者の安定した雇用を確保し、子育てに力を注げる家庭環境を構築するため、正規雇用の促進や、賃金面の充実、勤務時間など子育てに配慮した働き方の実現に向けた就労支援を行う必要があります。

ウ 取組の視点

- (ア) 困窮度が高く、特に支援を要する保護者への就労支援の充実を図ります。
- (イ) 就労支援については複数の部署で対応しており、就労支援員を配置しているそれぞれの担当課が連携して、円滑な制度へのつなぎと丁寧な就労支援体制を整え、より効果的な支援を行います。
- (ウ) 啓発冊子、リーフレット、市報やホームページなどを通して、労働問題全般にわたる啓発や情報提供を行うことで、ワークライフバランスの実現など、誰もが安心して働くことができる職場環境づくりをめざします。
- (エ) 支援を行う際は、支援対象者が就労に対する意欲を維持できるよう精神面への配慮も行います。

重点施策Ⅳ	経済的支援 基本支援 6 経済的支援 [主な事業] 生活保護事業、生活困窮者住居確保支援事業、小・中学校就学援助事業、高等学校等学習支援金支給事業 基本支援 7 ひとり親世帯への支援 [主な事業] 児童扶養手当給付事業、ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭自立支援事業（再掲）
--	---

経済的支援について国の大綱では、子供の貧困対策を進めるにあたっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えする必要がある、経済的支援に関する施策については、子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要があるとしています。

（6）**基本支援 6** 経済的支援

ア 現状と課題

必要な時期、必要なところに最適な支援を実施するため、経済的に困窮している世帯が確実に各制度につながる仕組みづくりが求められています。

イ 支援の方向性

各種手当や医療費助成、就学援助など各種の公的支援へ確実につなぎ、生活基盤の安定と経済的負担の軽減を図ることが必要です。

ウ 取組の視点

- （ア）制度の運用方法や周知方法、また制度利用に伴う労力や抵抗を軽減する方策を継続して検討し、各種制度の利用に向けた取組を強化します。
- （イ）特に支援を要する世帯には、生活保護法や生活困窮者自立支援法等のセーフティネット機能を効果的に活用します。

（7）**基本支援 7** ひとり親世帯への支援

ア 現状と課題

ひとり親家庭は困窮度が高い世帯が多く、母子世帯については、非正規雇用の割合が特に高くなっています。また、養育費を受け取ったことのない母子世帯は半数前後あり、調査結果からは養育費の受給の有無が精神状態にも影響を及ぼしている状況がうかがえます。

一方、父子世帯では、「困ったときの相談相手がいない」と回答する割合が高くなっています。子育てと就業の両立をはじめ、ひとり親が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを包括的に提供していくことが必要です。

イ 支援の方向性

児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成など、各種公的支援による子育てに係る経済的負担の軽減が必要です。

また、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援などを総合的に支援する仕組みの充実が必要です。

ウ 取組の視点

ひとり親が抱える様々な課題に対応できるよう相談機能を強化します。

3 吹田市子供の夢・未来応援施策に関する事業

現在、以下の事業を各重点施策・基本支援に連なるものとして抽出しています。

今後、他の既存事業の中で応援施策への位置づけが適当であると判断したものを適宜追加すると共に、必要に応じ事業の新規拡充等を検討していきます。

重点施策Ⅰ 教育の支援

基本支援1 子供の学習環境に対する支援

事業名	事業内容	担当所管
生活困窮者子どもの学習支援事業	生活保護世帯、生活困窮世帯の概ね18歳までの子供とその保護者に対し、子ども健全育成生活支援員が家庭訪問等により、日常生活、養育、教育、進学等に関する支援等を実施。 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生を対象に、学ぶ場の提供、学習への動機付けを含めた学習支援を実施し、対象者にあった高校進学及びその後の円滑な高校生活を実現するため無料の学習支援教室を設置。	生活福祉室
放課後学習支援事業	各学校の放課後学習室に学生、教員経験者等の学習支援者を配置し学習支援を実施。	指導室
子どもサポートチーム事業	スクールソーシャルワーカー等を配置して子ども支援のためのサポートチームを編成し、いじめ、不登校、児童虐待等個別課題を有する児童・生徒へのケア及び未然防止、課題の早期解決を支援。	指導室
進路選択支援事業	進路選択支援相談員による進路選択支援相談を実施。	教育センター
不登校児童・生徒支援事業	フレンド(ボランティア)を活用した不登校児童・生徒に対する家庭訪問及び光の森活動や学びの森活動を通しての学校復帰に向けた支援。	教育センター
来所・電話相談事業	満3歳から18歳（高等学校年齢）までの本人及び保護者を対象に、教育相談員（臨床心理士）が来所・電話による教育相談等を実施。	教育センター
出張教育相談事業	教育相談員（臨床心理士）を各小学校に配置し、幼児・児童とその保護者、教職員を対象に教育相談等を実施。	教育センター

重点施策Ⅱ 生活の支援

基本支援2 子供の居場所に対する支援

事業名	事業内容	担当所管
児童会館運営事業	児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進することによって、児童の心身ともに健全な育成を図る。	子育て支援課
地域住民居場所づくり活動補助事業	地域において、あらゆる住民が過ごすことのできる場を提供する活動であって、地域課題を解決するための市民公益活動を実施する事業に、必要な経費の一部を補助する。	市民自治推進室
青少年活動サポートプラザ 青少年相談事業	臨床心理士等の資格を有した専門相談員が引きこもりやニート、不登校などの様々な課題を抱え、社会とのつながりが希薄になっている青少年やその家族に対し相談事業をはじめ各種支援を実施。	青少年室
青少年活動サポートプラザ 施設運営事業	青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できるような場を提供するとともに、青少年の居場所づくりを基軸として、青少年が他者との関わりや様々な経験を通して成長できるよう支援する。	青少年室
山の学校・海の学校事業	不登校傾向にある児童・生徒を対象に、自然体験活動を通じて交流し、社会性や協調性を育成する。	青少年室
青少年クリエイティブセンター施設運営事業	臨床心理士の資格を持つ相談員を配置し、情緒やいじめ、不登校、家庭等に関する子育ての悩みや心配事の相談に応じ、関係機関と連携しながら悩みの解消を図る。	青少年クリエイティブセンター

重点施策Ⅱ 生活の支援

基本支援3 生活・健康への支援

事業名	事業内容	担当所管
人権啓発事業（大事業）	人権啓発のために各種事業を実施。	人権平和室
総合生活相談事業	生活に関する相談事業。	交流活動館
人権ケースワーク事業	人権に関する相談事業。	交流活動館
女性のための相談事業	女性を対象とした悩みや法律に関する相談事業。	男女共同参画センター
男女共同参画センター主催講座等事業	男女共同参画に関する主催講座や講演会の開催。	男女共同参画センター
DV防止対策事業	D V被害者を相談員が支援	すいたストップ DVステーション（DV相談室）

事業名	事業内容	担当所管
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭等の生活上の悩みの相談や自立に向けての助言、情報提供を行うと共に、子の修学や親が就労するために必要な知識、技能を習得するための費用等の貸付の受付を行う（大阪府母子父子寡婦福祉資金）。 ひとり親家庭の親が就労のため資格を取得する際に給付金を支給する等、就業支援専門員が就業支援を実施。 ひとり親家庭等の養育費の確保、面会交流の実施のための専門相談を実施。	子育て給付課
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護世帯以外の生活困窮者に生活全般を含めた自立に関する相談支援等を実施。 就労支援員を配置し、生活保護世帯以外の生活困窮者に就労支援を実施。	生活福祉室
医療扶助適正化等事業	健康管理支援員を配置し、生活保護受給者に健康管理支援を実施。	生活福祉室
予防接種事業	感染症から子供達の健康を守るため予防接種を実施。	保健センター
訪問指導事業	妊産婦及び乳幼児に対し、保健師又は助産師が家庭訪問し、育児等に関する保健指導を実施。	保健センター
妊産婦相談支援事業	妊娠届出時に保健師又は助産師がすべての妊婦に対して面接し、支援の必要な妊婦の把握と支援を行う等、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施。	保健センター
産前・産後サポート事業	妊産婦に対し、家庭や身近な場所で、助産師等の専門職や子育て経験者やシニア世代の子育てサポーターによる相談支援を実施。	保健センター
妊婦・産婦・乳児一般・乳児後期健診事業	妊婦・産婦・乳児一般・乳児後期健康診査を身近な医療機関で個別に実施。	保健センター
産後家事支援事業	家族等から十分な家事及び育児等の援助が受けられない出産後6か月未満の産婦に対し家事等の支援を実施。	保健センター
すいた健康サポーター事業	小学校4年生を対象にキッズ健康サポーター教室として、参観日や学校開放等の機会を活用し、健康についての授業を実施。	保健センター
地域自殺対策事業	自殺やうつ病に関する正しい知識の市民への啓発や、自殺のリスクの高い人と接する可能性のある人への研修等を行い、自殺の危険性の高い人を早期に発見して未然に防ぐ。	保健センター

重点施策Ⅱ 生活の支援

基本支援4 安心して子育てができる環境への支援

事業名	事業内容	担当所管
子育て広場助成事業	子育ての負担感を軽減するため、乳幼児及びその親が交流できる場を設け、子育てについての相談、情報の提供等子育て支援に係る事業を行う団体に対し助成。	子育て支援課
地域子育て支援センター事業	保育所等を地域子育て支援センターと位置付け、育児教室など子育て家庭の支援充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援しあう基盤形成を推進する。	子育て支援課
子育て短期支援事業	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、児童の養育を児童養護施設や乳児院に対して委託する。	家庭児童相談課
子ども見守り家庭訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に民生児童委員、主任児童委員等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行う。	家庭児童相談課
育児支援家庭訪問事業	子供の養育に関して支援が必要な家庭に育児支援家庭訪問員を派遣し、子育てに関する相談等を行う。	家庭児童相談課
児童虐待防止対策事業	児童虐待に関する相談や通告への対応を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の事務局として子供に関わる機関と連携して児童虐待の早期発見・重症化防止に努める。児童虐待防止についての理解を深めるため啓発活動を行う。	家庭児童相談課
子育て支援コンシェルジュ事業（基本型）	子供又はその保護者の身近な場所で子育て相談に応じたり、その個別のニーズを把握して、教育・保育施設や地域の子育て支援情報等を提供する。	のびのび子育てプラザ
子育て支援コンシェルジュ事業（特定型）	多様な教育・保育施設や事業に対する保護者の選択・利用について相談専門職員による利用支援を行う。	保育幼稚園室
通常保育事業	就労・病気等の理由で昼間家庭で保育できない保護者に代わって保育を実施。	保育幼稚園室
発達支援保育事業	集団保育により発達を促すため障がい児など発達支援を要する児童を受け入れる事業を実施。	保育幼稚園室
緊急一時保育事業	保護者がやむを得ない事由で一定期間昼間家庭で保育できない場合に代わって保育を実施。	保育幼稚園室
一時預かり事業	保護者の断続的短期間の就労等で一時的に昼間家庭で保育できない保護者に代わって保育を実施。	保育幼稚園室

事業名	事業内容	担当所管
休日保育事業	就労・病気等の理由で日曜・祝日等に家庭で保育できない保護者に代わって保育を実施。	保育幼稚園室
育成室事業	保護者が就労・病気等の理由で放課後に留守家庭になる児童の居場所を提供。	放課後子ども育成課
育成室管理事業		

重点施策Ⅲ 保護者に対する就労の支援

基本支援5 保護者に対する就労の支援

事業名	事業内容	担当所管
地域就労支援事業	働く意欲がありながら様々な要因で就労に繋がらない、ひとり親家庭の保護者、若者などに対する就労相談やスキルの習得、職業紹介などの就労支援。	地域経済振興室
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活保護世帯以外の生活困窮者に生活全般を含めた自立に関する相談支援等を実施。 就労支援員を配置し、生活保護世帯以外の生活困窮者に就労支援を実施。	生活福祉室
生活困窮者就労準備支援事業	生活困窮者等に対し就労に向けた基礎能力の形成等、就労準備のための支援を実施。	生活福祉室
生活保護受給者就労支援事業	就労支援専門員を配置し、生活保護受給者に就労支援を実施。	生活福祉室
ひとり親家庭自立支援事業（再掲）	ひとり親家庭等の生活上の悩みの相談や自立に向けての助言、情報提供を行うと共に、子の修学や親が就労するために必要な知識、技能を習得するための費用等の貸付の受付を行う（大阪府母子父子寡婦福祉資金）。 ひとり親家庭の親が就労のため資格を取得する際に給付金を支給する等、就業支援専門員が就業支援を実施。 ひとり親家庭等の養育費の確保、面会交流の実施のための専門相談を実施。	子育て給付課
母子福祉センター事業	母子寡婦福祉会に委託して、母子家庭及び寡婦を対象に、技能習得講座（パソコン講座、介護職員初任者研修等）を実施。	子育て給付課

重点施策Ⅳ 経済的支援

基本支援 6 経済的支援

事業名	事業内容	担当所管
生活保護事業	生活保護世帯に生活保護費を支給。	生活福祉室
生活困窮者住居確保支援事業	離職等により住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し家賃を支給。	生活福祉室
小学校就学援助事業	小学生の保護者に学用品費など学校で必要な費用を援助。	学務課
中学校就学援助事業	中学生の保護者に学用品費など学校で必要な費用を援助。	学務課
高等学校等学習支援金支給事業	経済的理由により高等学校・特別支援学校（高等部）・高等専門学校及び専修学校の高等課程等への修学が困難な者に対し、学習支援金を支給。	学務課

重点施策Ⅳ 経済的支援

基本支援 7 ひとり親世帯への支援

事業名	事業内容	担当所管
ひとり親家庭自立支援事業（再掲）（寡婦控除のみなし適用）	税法上の寡婦（夫）控除が適用されない婚姻歴のないひとり親家庭の親に対し、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして利用料等の算出を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図る。	子育て給付課他
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を監護・養育しているひとり親等に支給。	子育て給付課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭で、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童と、その児童を養育するひとり親等の医療費の自己負担分の一部を助成。	子育て給付課
ひとり親家庭自立支援事業（再掲）	ひとり親家庭等の生活上の悩みの相談や自立に向けての助言、情報提供を行うと共に、子の修学や親が就労するために必要な知識、技能を習得するための費用等の貸付の受付を行う（大阪府母子父子寡婦福祉資金）。 ひとり親家庭の親が就労のため資格を取得する際に給付金を支給する等、就業支援専門員が就業支援を実施。 ひとり親家庭等の養育費の確保、面会交流の実施のための専門相談を実施。	子育て給付課

4 切れ目のない支援の状況

	妊娠から出産	乳児(1歳未満)	幼児(1歳～小学校就学前)
教育の支援			来所・電話相談事業 (満3歳児から)
(吹田版 ネウボラ)	妊婦・産婦・乳児一般・乳児後期検診事業		
	訪問指導事業		
	妊産婦相談支援事業	産後家事支援事業 (産後6か月未満)	予防接種事業
	産前・産後サポート事業		
	子育て支援コンシェルジュ事業		
	子ども見守り家庭訪問事業 (～生後4か月)		
生活の支援		育児支援家庭訪問事業	
		一時預かり事業	
		通常保育事業	
			発達支援保育事業 (3歳児から)
		緊急一時保育事業	
		休日保育事業	
		子育て広場助成事業	
	家庭児童相談(児童虐待防止対策事業)		
		子育て短期支援事業	
			児童会館運営事業
		地域子育て支援センター事業	
		生活困窮者子どもの学習支援事業(子ども健全育成生活支援員による生活困窮、生活保護世帯への生活支援)	
		医療扶助適正化等事業(健康管理支援員による生活保護世帯への健康管理支援)	
	妊娠から出産	乳児(1歳未満)	幼児(1歳～小学校就学前)

	小学校	中学校	高等学校
教育の 支援	来所・電話相談事業		
		生活困窮者子どもの 学習支援事業（学習支援教室）	
	放課後学習支援事業		
	出張教育相談事業	進路選択支援事業	進路選択支援事業
	子どもサポートチーム事業		
	不登校児童・生徒支援事業		
経済的 支援	小学校就学援助事業	中学校就学援助事業	高等学校等学習支援金支給事業
	母子父子寡婦福祉資金の貸付（子どもの修学費）		
生活の 支援	予防接種事業	すいた健康サポーター事業	
	育成室事業 育成室管理事業 （小学1年生～小学4年生）		
	家庭児童相談（児童虐待防止対策事業）		
	育児支援家庭訪問事業		
	子育て短期支援事業		
	児童会館運営事業		
	青少年活動サポートプラザ青少年相談事業（39歳まで）		
	青少年活動サポートプラザ施設運営事業		
	青少年クリエイティブセンター施設運営事業		
	山の学校・海の学校事業（小学4年生から中学3年生）		
	生活困窮者子どもの学習支援事業（子ども健全育成生活支援員による生活困窮・生活保護世帯への生活支援）		
	医療扶助適正化等事業（健康管理支援員による生活保護世帯への健康管理支援）		
	小学校	中学校	高等学校

5 子供の貧困に関する指標

国の大綱に示されている指標や、市独自で設定した指標を用いて、本市の子供が置かれている現状を把握し、子供の貧困の可視化を図ります。

(1) 支援の優先度が高い子供の学習環境について

貧困の連鎖を断ち切るために重要な要素となる経済格差から生じる学習環境の格差を解消する支援のあり方を考えます。

指標	現状 (平成28年度)	目標 (平成29年度以降)	出典元、目標の定め方等
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	98.50%	全国平均を上回る (平成28年4月1日 現在は93.3%)	吹田市福祉部生活福祉室 国の子供の貧困対策に関する大綱に示されています。
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	2.00%	全国平均を下回る (平成28年4月1日 現在は4.50%)	吹田市福祉部生活福祉室 国の子供の貧困対策に関する大綱に示されています。
生活保護・生活困窮世帯の子供を対象にした学習支援教室を利用した子供の高等学校進学率	100%	現状を維持する	吹田市福祉部生活福祉室
生活保護・生活困窮世帯の子供を対象にした学習支援教室利用に関するアンケートで、「勉強や将来の進路について以前より考えるようになった」と回答した子供の割合	100%	現状を維持する	吹田市福祉部生活福祉室

(2) 子供が抱えた困難な課題の解消に向けて

いじめ、不登校、児童虐待等の未然防止、早期発見、早期対応に努め、子供たちが困難な課題を抱えて社会的孤立に陥ることのないよう支援のあり方を考えます。

指標	現状 (平成28年度)	目標 (平成29年度以降)	出典元、目標の定め方等
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	100%	現状を維持する	吹田市教育委員会教育センター 国の子供の貧困対策に関する大綱に示されています。
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100%	現状を維持する	吹田市教育委員会教育センター 国の子供の貧困対策に関する大綱に示されています。
スクールソーシャルワーカーの配置人数	10人	18人	吹田市教育委員会指導室 国の子供の貧困対策に関する大綱に示されています。 目標は各中学校区に1人配置です

指標	現状 (平成28年度)	目標 (平成29年度以降)	出典元、目標の定め方等
子どもサポートチーム(スクールソーシャルワーカー等)が対応したいじめ案件の解消率	96.93%	100%	吹田市教育委員会指導室

(3) 安定した雇用を確保し経済基盤を支えるために

本市の雇用情勢と生活困窮世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯への就労支援の状況を照らし合わせて効果的な支援のあり方を考えます。

指標	現状 (平成28年度)	目標 (平成29年度以降)	出典元、目標の定め方等
生活困窮者自立支援センターの就労支援により就労・増収した者の割合	60.30%	平成28年度実績以上 (平成28年度国基準 による目標設定は 42.0%)	吹田市福祉部生活福祉室 国の定めた基準による目標設定があります
就労支援を受けた生活保護受給者のうち就労・増収した者の割合	58.20%	70% (平成28年度に 定めた目標)	吹田市福祉部生活福祉室 目標は実績を受けて年度当初に定めます
ひとり親家庭の就業支援の利用により就業に繋がった者の割合	83.33%	90%	吹田市児童部子育て給付課 目標は実績を受けて年度当初に定めます
JOBナビすいたにおける就職決定者の正規雇用の割合	43.85%	50%以上 (平成28年度に 定めた目標)	吹田市都市魅力部地域経済推進室 目標は実績を受けて年次的に見直します
吹田市無料職業紹介所における就職決定者の定着率	62.96%	75%以上	吹田市都市魅力部地域経済推進室 目標はこれまでの定着率の最高値 (73.21%)を上回ることです

吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針

平成 30 年（2018 年）3 月

発行／吹田市

編集／児童部 家庭児童相談課

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

TEL 06-6384-1231